

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 1 年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H 2 2 年度版)	区分	改定理由
第 1 編 共 通 編	第 1 編 共 通 編		
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則		
第 1 節 総 則	第 1 節 総 則		
特仕1-1-1 適 用	特仕1-1-1 適 用		
1. 国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事の施工は、下記に示す図書のほか、この土木工事 特記仕様書 （以下「特仕」という。）によるものとする。 国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成21年 9 月） 中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案） （以下「施工管理基準等」という。）（平成21年 9 月） 中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。） （平成19年11月）	1. 国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事は、下記に示す図書のほか、この土木工事 特記仕様書 （以下「特仕」という。）により施工するものとする。 国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成21年 9 月） 中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案） （以下「施工管理基準等」という。）（平成21年 9 月） 中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。） （平成19年11月）		
2. 「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事 追加特記仕様書 （以下「追特仕」という。）によるものとする。	2. 「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事 追加特記仕様書 （以下「追特仕」という。）によるものとする。		
3. 「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。	3. 「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。		
4. 該当しない工種については、適用しないものとする。	4. 該当しない工種については、適用しないものとする。		
5. 「共仕」記載の「 特記仕様書 」は、「 追加特記仕様書 」と読み替えるものとする。	5. 「共仕」記載の「 特記仕様書 」は、「 追加特記仕様書 」と読み替えるものとする。 6. 工事施工に伴い、請負者が作成、提出、保存等する書類とその取り扱いについては、原則として「土木工事書類作成提出要領」（平成22年3月）によるものとする。	追加	土木工事書類作成提出要領の適用を規定。
特仕1-1-2 用語の定義	特仕1-1-2 用語の定義		
1. 設計図書とは、「共仕」第 1 編第 1 章1-1-2 用語の定義 6. のほかに「追特仕」をいう。	1. 設計図書とは、「共仕」第 1 編第 1 章1-1-2 用語の定義 6. のほかに「追特仕」をいう。		
2. 仕様書とは、「共仕」第 1 編第 1 章1-1-2 用語の定義 7. のほかに「追特仕」をいう。	2. 仕様書とは、「共仕」第 1 編第 1 章1-1-2 用語の定義 7. のほかに「追特仕」をいう。		
3. 「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。	3. 「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。		
4. 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	4. 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。		
5. 設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第 1 条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。	5. 設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第 1 条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。		
	6. 提示とは、「共仕」第 1 編第 1 章1-1-2 用語の定義 1 8. のほか、請負者が検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	追加	簡素化のため、検査職員への提示も必要。
	7. 「共仕」第 1 編第 1 章1-1-2 用語の定義「1 9. 報告」及び同「2 0. 通知」において、契約書第 1 8 条に該当しない軽易な事項については、書面にかえ、口頭、ファクシミリ、電子メール、情報共有システム等の手段で知らせる（以下、「連絡」という）ものとする。 また、「連絡」とした場合「共仕」第 1 編第 1 章1-1-2 用語の定義「2 1. 書面」（1）でいう書面への差し替えは要しない。	追加	簡素化のため、用語を新設。
	8. 工事検査とは、「共仕」第 1 編第 1 章1-1-2 用語の定義 2 4. のほかに、施工途中段階に行う、完済部分検査、既済部分検査、中間技術検査、部分使用検査をいう。	追加	定義を明確化
	9. 納品とは、請負者から発注者に対して、工事に係わる完成図書や工事施工に係わる書類等設計図書で定められた書類を完成時に引き渡すことをいう。	追加	簡素化のため、用語を新設。

特仕1-1-3 設計図書の照査等

- 1. 「設計図書の照査ガイドライン」の対象工種を含む場合は、照査要領（案）に基づき照査を実施するものとする。
- 2. 請負者は、設計図書において「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確認、その実施者、負担者を明確にするものである。請負者は、「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を確認する必要がある場合は、書面により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が請負者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。

特仕1-1-4 施工計画書

- 1. 請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、「共仕」第1編1-1-4施工計画書の1項の（3）～（8）・（10）の事項は省略することができるものとする。
- 2. 請負者は、「共仕」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。
- 3. 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書で請負者が提案した内容を全て施工計画書に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。

特仕1-1-5 工事カルテ作成、登録

- 1. 共仕1-1-5の「工事カルテ」は「登録のための確認のお願い」に、「工事カルテ受領書」は、「登録内容確認書」にそれぞれを読み替えるものとする。
- 2. 請負者は、完成時に作成する工事实績情報としての「登録のための確認のお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。

特仕1-1-10 施工体制台帳

- 1. 請負者は、監理技術者を置く工事にあっては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
- 2. 請負者は、監理技術者を置く工事にあっては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者

写真

2 cm× 3 cm
程 度

氏名 ○○ ○○

工事名 ○○改良工事

工期 自○○年○○月○○日
 至○○年○○月○○日

会社 ◇◇建設株式会社

印

特仕1-1-3 設計図書の照査等

- 1. 「設計図書の照査ガイドライン」の対象工種を含む場合は、照査要領（案）に基づき照査を実施するものとする。
- 2. 請負者は、設計図書において「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確認、その実施者、負担者を明確にするものである。請負者は、「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を確認する必要がある場合は、書面により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が請負者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。

特仕1-1-4 施工計画書

- 1. 請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、「共仕」第1編1-1-4施工計画書の1項の（3）～（8）・（10）の事項は省略することができるものとする。
- 2. 請負者は、「共仕」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。
- 3. 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法等を施工計画書に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。
- 4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-4施工計画書2項による変更施工計画書の提出については、変更部分のみを作成のうえ監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更箇所を追加もしくは削除することで提出に代えるものとする。

特仕1-1-5 工事カルテ作成、登録

- 1. 共仕1-1-5の「工事カルテ」は「登録のための確認のお願い」に、「工事カルテ受領書」は、「登録内容確認書」にそれぞれを読み替えるものとする。
- 2. 請負者は、完成時に作成する工事实績情報としての「登録のための確認のお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。

特仕1-1-10 施工体制台帳

- 1. 請負者は、監理技術者を置く工事にあっては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
- 2. 請負者は、監理技術者を置く工事にあっては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者

写真

2 cm× 3 cm
程 度

氏名 ○○ ○○

工事名 ○○改良工事

工期 自○○年○○月○○日
 至○○年○○月○○日

会社 ◇◇建設株式会社

印

修正

文言修正

追加

簡素化対応

修正

提出から提示

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注２）所属会社の社印とする。	注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注２）所属会社の社印とする。				
３．施工体系図に記述する工事内容は、 契約図書 の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。	３．施工体系図に記述する工事内容は、 契約図書 の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。 ４．請負者は、「 土木工事書類作成提出要領 」で定める様式に 施工体制 を記載し、 施工体系図 と共に 下請負契約締結後および変更が生じた都度監督職員へすみやかに提出するものとし、これをもって「共仕」第１編1-1-10施工体制台帳第１項で定める提出に代えるものとする。	追加	簡素化対応		
特仕1-1-12 調査・試験に対する協力 １．請負者は、 設計図書 において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。 ２．請負者は、設計図書において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。	特仕1-1-12 調査・試験に対する協力 １．請負者は、 設計図書 において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに 提出 するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を 提示 するものとする。 ２．請負者は、設計図書において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。				
特仕1-1-18 建設副産物 １．請負者は、 設計図書 において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行う。 なお、これにより難しい場合には、監督職員と 協議 するものとする。 ２．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 （１）請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、 設計図書 に積算条件を示しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。 但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は 設計図書 について監督職員と 協議 するものとする。 （２）請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に 報告 しなければならない。 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面は「建設 リサイクルガイドライン（平成14年５月）」に定めた様式 １「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式２「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。 （３）単価契約等の場合は（１）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。 請負者は本作業において１件の指示書の作業内容が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」第９条第１項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。	特仕1-1-18 建設副産物 １．請負者は、 設計図書 において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に 連絡するものとする。 なお、これにより難しい場合には、監督職員と 協議 するものとする。 ２．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 （１）請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、 設計図書 に積算条件を示しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。 但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は 設計図書 について監督職員と 協議 するものとする。 （２）請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に 連絡 しなければならない。 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面は「建設 リサイクルガイドライン（平成14年５月）」に定めた様式 １「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式２「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。 （３）単価契約等の場合は（１）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。 請負者は本作業において１件の指示書の作業内容が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」第９条第１項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。	修正	報告から連絡		
		修正	報告から連絡		

4. 建設副産物情報交換システムの活用 1)請負者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提示するものとする。 2)請負者は、建設リサイクル法第11条の対象工事については、施工計画書提出時において、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、建設リサイクル法第11条様式（様式イ・ロ）を作成・印刷し、監督職員に提示する。 特仕1-1-23 施 工 管 理 1. 設計図書に（ ）書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。 2. 数量総括表の（ ）書数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。 特仕1-1-26 工事中の安全確保 1. 「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日、最終改正国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長 平成17年3月31日）によるものとする。 2. 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年6月13日付け 国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号）によるものとする。 3. 情報BOX等の埋設管路の事故防止 （1）総則 本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN（以下「情報BOX」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。 なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は下記のとおりとする。 ① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事。（路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。） ② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。（橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む） （2）事故防止に関する施工手順 1) 請負者は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する	4. 建設副産物情報交換システムの活用 1)請負者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提示するものとする。 2)請負者は、建設リサイクル法第11条の対象工事については、施工計画書提出時において、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、建設リサイクル法第11条様式（様式イ・ロ）を作成・印刷し、監督職員に提示する。 特仕1-1-19 工事完成図 1. 請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、完成時に納品するものとする。 2. 請負者は、設計図書において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年3月）」に基づいて作成した電子データを電子媒体で納品しなければならない。 3. 請負者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を納品しなければならない。 特仕1-1-23 施 工 管 理 1. 設計図書に（ ）書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。 2. 数量総括表の（ ）書数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。 3. 請負者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。 4. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復旧しなければならない。 5. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員および関係官公庁へ連絡し、その指示を受けるものとする。 特仕1-1-26 工事中の安全確保 1. 「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日、最終改正国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長 平成17年3月31日）によるものとする。 2. 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年6月13日付け 国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号）によるものとする。 3. 情報BOX等の埋設管路の事故防止 （1）総則 本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN（以下「情報BOX」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。 なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は下記のとおりとする。 ① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事。（路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。） ② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。（橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む） （2）事故防止に関する施工手順 1) 請負者は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する	追加	工事書類とは別扱いとするため。
	追加	簡素化対応	
	修正	簡素化対応	

					埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、 施工計画書 に記載し、監督職員に 提出するものとする 。この者を変更した場合も同様とする。
					2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。
					3) 請負者は、上記 2) の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と 協議 するものとする。
					なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。
				修正	4) 請負者は、上記 3) の結果に基づき、監督職員及び入溝者（代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の 立会 のもと埋設物件の試掘位置を、(3) 1) 項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕（以下「確認書」という）を取りまとめ、様式－1により、監督職員に 報告 しなければならない。
					5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で 立会 させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3) 2) 項により安全施工の徹底について教育しなければならない。
					また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。
					また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の 立会 を求めることができる。
				修正	なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で 報告 するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－2により、監督職員に 報告 しなければならない。
					6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－3により、監督職員へ 報告 しなければならない。
					7) 監督職員は、上記 6) の 報告 を受けた場合はその内容について 確認 をするものとする。
					8) 工事の検査職員は、情報BOXの確認書（様式－1～3）に基づき、管理台帳図書の修正がある場合は検査するものとする。
					9) 請負者は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。
					(3) 試掘位置の決定及び試掘方法
					1) 請負者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。
					なお、下記によりがたい場合は、 設計図書 に関して監督職員と 協議 するものとする。
					① 直線部
					道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1－2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されてない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。
					② 平面屈曲部
					a. 路面内障害物箇所
					マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図－2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。
					b. 施工位置特定箇所
					ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1－2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。
					また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。
					なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記a、bによりがたい場合は、 設計図書 に関して監督職員と 協議 するものとする。
					③ 縦断屈曲部
					埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、 施工計画書 に 記載 するものとする。この者を変更した場合も同様とする。
					2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。
					3) 請負者は、上記 2) の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と 協議 するものとする。
					なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。
				修正	4) 請負者は、上記 3) の結果に基づき、監督職員及び入溝者（代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の 立ち会 いのもと埋設物件の試掘位置を、(3) 1) 項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕（以下「確認書」という）を取りまとめ、様式－1により、監督職員に 報告 しなければならない。
					5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で 立会 させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3) 2) 項により安全施工の徹底について教育しなければならない。
					また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。
					また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の 立会 を求めることができる。
				修正	なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で 連絡 するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－2により、監督職員に 報告 しなければならない。
					6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－3により、監督職員へ 報告 しなければならない。
					7) 監督職員は、上記 6) の 報告 を受けた場合はその内容について 確認 をするものとする。
					8) 工事の検査職員は、情報BOXの確認書（様式－1～3）に基づき、管理台帳図書の修正がある場合は検査するものとする。
					9) 請負者は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。
					(3) 試掘位置の決定及び試掘方法
					1) 請負者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。
					なお、下記によりがたい場合は、 設計図書 に関して監督職員と 協議 するものとする。
					① 直線部
					道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1－2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されてない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。
					② 平面屈曲部
					a. 路面内障害物箇所
					マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図－2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。
					b. 施工位置特定箇所
					ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1－2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。
					また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。
					なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記a、bによりがたい場合は、 設計図書 に関して監督職員と 協議 するものとする。
					③ 縦断屈曲部

横断構造物等の箇所、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。

また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。

2) 請負者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。

① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50Cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。

② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

(4) 情報BOXの確認書の提出

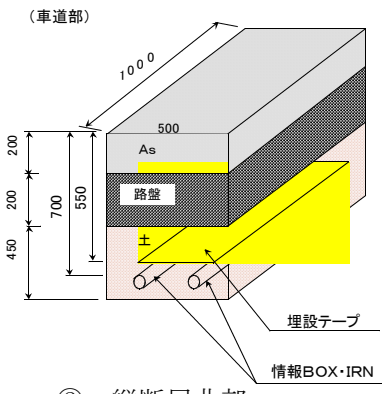
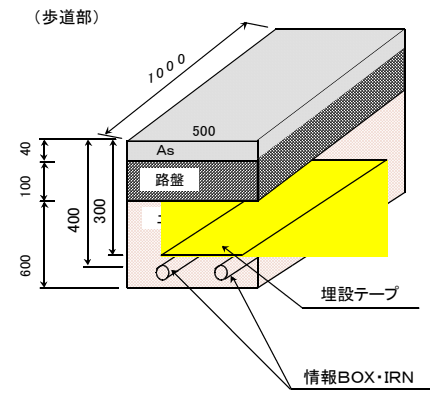
1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書(様式-1~3)にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に報告しなければならない。

2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式-3にて監督職員に報告しなければならない。

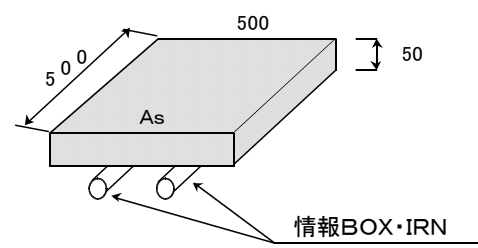
(5) 試掘の形状

1) 試掘の形状は、下記を標準とする。

① 直線部及び平面屈曲部



② 縦断屈曲部



横断構造物等の箇所、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。

また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。

2) 請負者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。

① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50Cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。

② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

(4) 情報BOXの確認書の提出

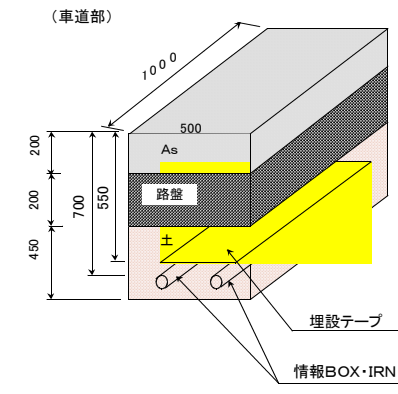
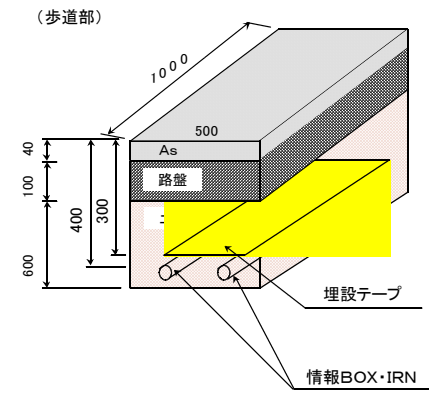
1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書(様式-1~3)にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に報告しなければならない。

2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式-3にて監督職員に報告しなければならない。

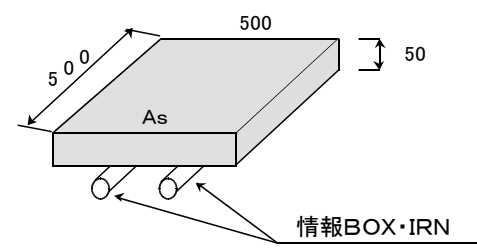
(5) 試掘の形状

1) 試掘の形状は、下記を標準とする。

① 直線部及び平面屈曲部



② 縦断屈曲部



情報BOX・IRNの「事故防止のための手順」

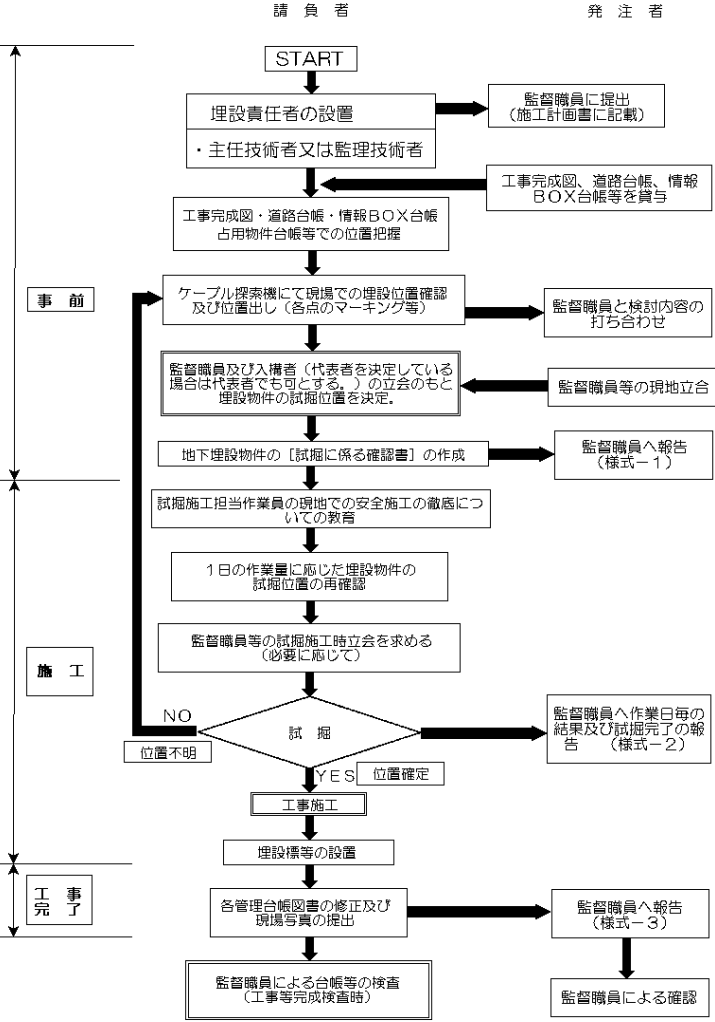


図 1 - 1

情報BOX・IRNの「事故防止のための手順」

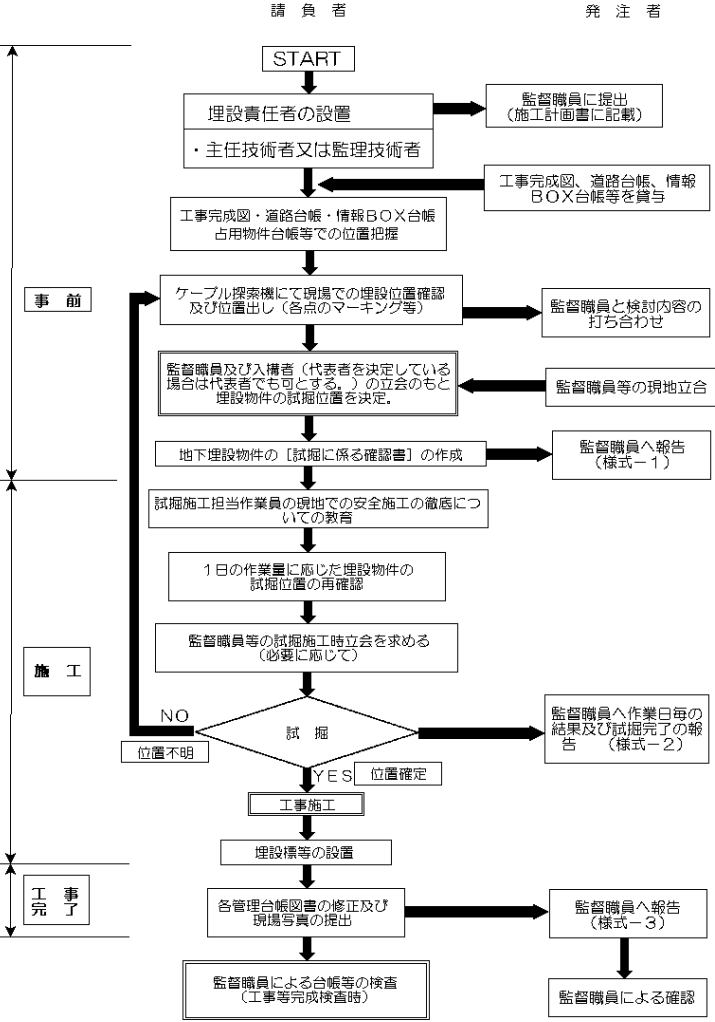
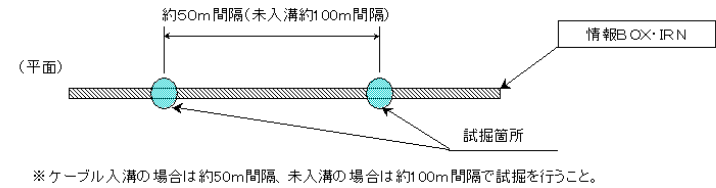


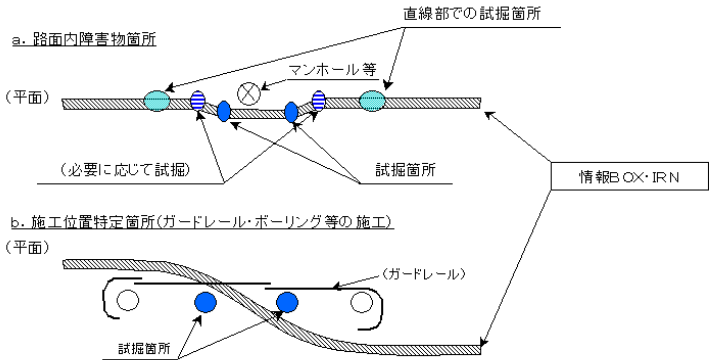
図 1 - 1

情報BOX・IRNの〔試掘位置の決定〕

①直線部



②平面屈曲部



③縦断屈曲部

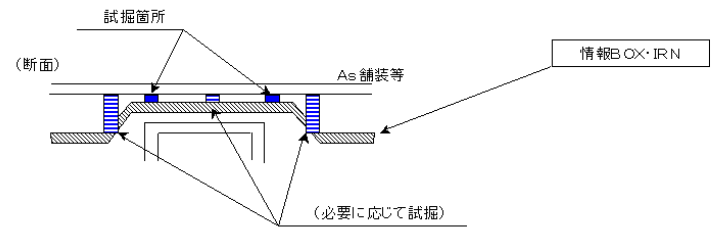


図 1 - 2

4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。
5. 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

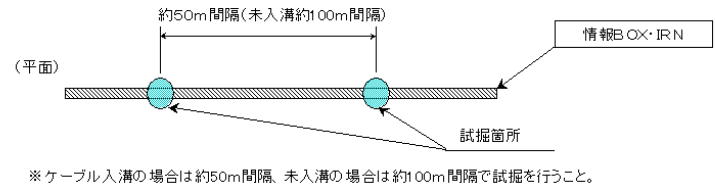
なお、**設計図書**において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

- (1) イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は、(7)の工事説明板として必ず実施すること。

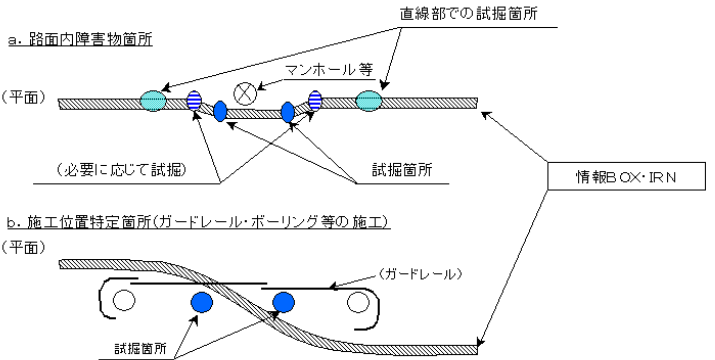
なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしなこと。

情報BOX・IRNの〔試掘位置の決定〕

①直線部



②平面屈曲部



③縦断屈曲部

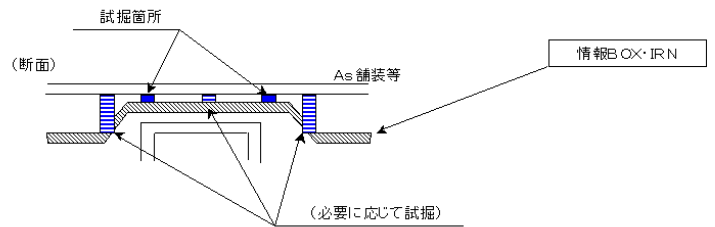


図 1 - 2

4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。
5. 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、**設計図書**において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

- (1) イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は、(6)の工事説明板として必ず実施すること。

なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしなこと。

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、 4. 現場休憩所の快適化、 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ （電光式標識等）2. 盗難防止対策（警報機等）、 3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）、 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置 及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、 9. 社会貢献

置

- (2) イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書第1項(13) 現場作業環境の整備に記載し提出するものとする。
- (3) 工事完成時にイメージアップの実施写真を提出するものとする。
- (4) 工期設定に際しては、イメージアップの準備に要する期間を考慮するものとする。
- (5) 下記項目に係るイメージアップは、請負者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
- ・作業服
 - ・室内装飾品等
- (6) 柵等の図柄、規格等
バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。
参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
- (7) (1) の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。
そ の 他	広報したい情報（財源、関連工事等）

- (8) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、 4. 現場休憩所の快適化、 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ （電光式標識等）2. 盗難防止対策（警報機等）、 3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）、 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置 及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、 9. 社会貢献

- (2) イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書第1項(13) 現場作業環境の整備に記載するものとする。
- (3) 工事完成時にイメージアップの実施写真を提出するものとする。
- (4) 下記項目に係るイメージアップは、請負者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
- ・作業服
 - ・室内装飾品等
- (5) 柵等の図柄、規格等
バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。
参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
- (6) (1) の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。
そ の 他	広報したい情報（財源、関連工事等）

- (7) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。

修正

簡素化対応。

削除

(4) を削除。
以下(5)～(9)が(4)～(8)に変更。

	(9) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。 6. 請負者は、設計図書で安全提案モデル工事であることを明示した場合は、下記により実施しなければならない。 (1) 請負者は、作業員を主体とした安全検討会を組織するとともに、その運営方法については自主的に決定させるものとし、運営計画書を作成し、監督職員に提出する施工計画書に添付しなければならない。 (2) 請負者は、安全検討会の提言は原則として受け入れるものとする。ただし、契約書・仕様書に定められた範囲以外の提言については監督職員に報告し、甲乙協議によって実施するものとする。 (3) 請負者は、作業員に対して自主的に実施するよう、指導しなければならない。 (4) 請負者は、安全検討会の提言および実施した状況の資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までには監督職員に提出するものとする。 7. 請負者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。 (1) 上記保全処置については、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書の1項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」第1編1-1-41（臨機の措置）の規定によるものとする。 (3) 請負者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に報告するものとする。 また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に報告するものとする。 8. 請負者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。 なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上棧の間隔が75cmを越える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は50cm以下としなければならない。 また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、完成検査時に提出しなければならない。 9. 請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。 10. 請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、施工計画書に具体的な時間を記載しなければならない。 また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。 なお、上記の休憩時間については、実施記録を作成し、監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに検査時までには監督職員に提出するものとする。 11. 請負者は「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。 1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。 12. 請負者は「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成しなければならない。 (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法		
	(8) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。 6. 請負者は、設計図書で安全提案モデル工事であることを明示した場合は、下記により実施しなければならない。 (1) 請負者は、作業員を主体とした安全検討会を組織するとともに、その運営方法については自主的に決定させるものとし、運営計画書を施工計画書に記載しなければならない。 (2) 請負者は、安全検討会の提言は原則として受け入れるものとする。ただし、契約書・仕様書に定められた範囲以外の提言については監督職員に報告し、甲乙協議によって実施するものとする。 (3) 請負者は、作業員に対して自主的に実施するよう、指導しなければならない。 (4) 請負者は、安全検討会の提言および実施した状況の資料を整備・保管するとともに、監督職員または検査職員の請求があった場合は、すみやかに提示するものとする。 7. 請負者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。 (1) 上記保全処置については、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書の1項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」第1編1-1-41（臨機の措置）の規定によるものとする。 (3) 請負者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に連絡するものとする。 また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に報告するものとする。 8. 請負者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。 なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上棧の間隔が75cmを越える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は50cm以下としなければならない。 また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。 9. 請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。 10. 請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、施工計画書に具体的な時間を記載しなければならない。 また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。 なお、上記の休憩時間及び安全に関する指導について実施記録を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。 11. 請負者は「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。 1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。 12. 請負者は「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し施工計画書へ記載しなければならない。 (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法		
	修正	簡素化対応	
	修正	簡素化対応	
	修正	報告から連絡。	
	修正	簡素化対応	
	修正	簡素化対応	
	修正	簡素化対応	

4) K Y及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 13. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。 また、請負者は、工事現場作業に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。 特仕1-1-28 後 片 付 け 請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。 特仕1-1-30 環 境 対 策 1. 請負者は、トンネル坑内作業にあたり「共仕」1-1-30環境対策 6 項の表 1－2 に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年10月 8 日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年 4 月 1 日付け国総施第225号）」又は「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年 3 月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 請負者は、「共仕」1-1-30環境対策の 7 項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。 ① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年建設省告示第1536号）」（以下 「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。 ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。 低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。 3. セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。 （1）「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。 （2）配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成 3 年 8 月23日）を越える場合は基準内に納まるよう設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 4. 請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第 7 条に規定され、第 6 条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針 国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（中部地方整備 4) K Y及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 13. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。 また、請負者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。 14. 請負者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に連絡しなければならない。 15. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに関係機関に通報し応急措置をとり、補修しなければならない。 特仕1-1-28 後 片 付 け 請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。 特仕1-1-30 環 境 対 策 1. 請負者は、トンネル坑内作業にあたり「共仕」1-1-30環境対策 6 項の表 1－2 に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年10月 8 日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年 4 月 1 日付け国総施第225号）」又は「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年 3 月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 請負者は、「共仕」1-1-30環境対策の 7 項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。 ①調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年建設省告示第1536号）」（以下 「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。 ②調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。 低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況等を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合はすみやかに提示するものとする。 3. セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。 （1）「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。 （2）配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成 3 年 8 月23日）を越える場合は基準内に納まるよう設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 4. 請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第 7 条に規定され、第 6 条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針 国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（中部地方整備 修正 誤植 追加 簡素化対応 追加 簡素化対応 修正 提出から提示
--

局)」を参照する。また、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と**協議**するものとする。

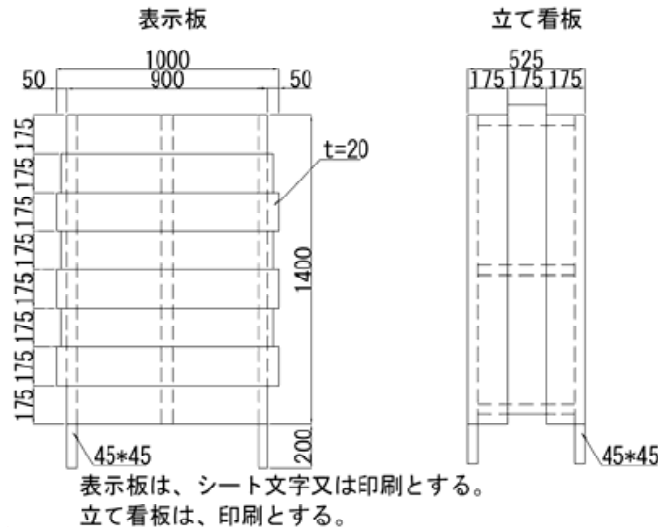
5. 請負者は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとするとともに、参考図を下記に示す。

- ① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。
- ② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。

ただし、供給状況によりこれにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、揭示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。

前記の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。



6. **設計図書**に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。

(1) 請負者は、**設計図書**に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。

また、得られた調査結果については速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

(2) 請負者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。

7. 請負者は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物、又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について別途監督職員と**協議**するものとする。

特仕1-1-32 交通安全管理

1. 請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

局)」を参照する。また、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と**協議**するものとする。

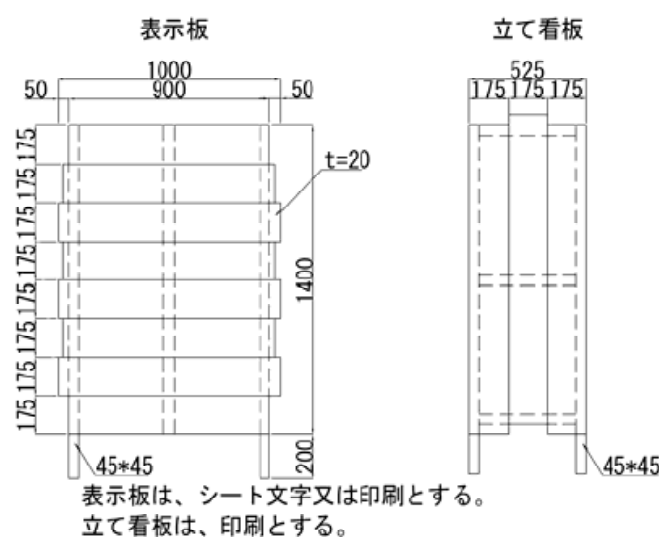
5. 請負者は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとするとともに、参考図を下記に示す。

- ① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。
- ② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。

ただし、供給状況によりこれにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、揭示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。

前記の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。



6. **設計図書**に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。

(1) 請負者は、**設計図書**に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。

また、得られた調査結果については速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

(2) 請負者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。

7. 請負者は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物、又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について別途監督職員と**協議**するものとする。

8. 請負者は、**環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。**

特仕1-1-32 交通安全管理

1. 請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

(1) **運搬・輸送計画**

- ① **共通仕様書1-1-32交通安全管理3項でいう交通安全輸送に関する必要な事項の計画については、施工計画書に記載するものとし、書面の提出に代えるものとする。**

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

- (1) 交通規制及び標識
- ① 請負者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
 - ② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
 - ③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。
なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に**提出**するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。
 - ④ 請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1のとおりとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に作成しなければならない。「共仕」第1編1-1-4の(11)交通管理に記載しなければならない。

表 1－1 標識車等の仕様

項 目	数量・規格	配 置 等
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5 m 程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年 2 月）の⑪に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2 t トラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6 mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 交通誘導員
- ① 請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
 - ② 請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。
 - ③ 請負者は、交通誘導員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。
 - ④ 請負者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に提出しなければならない。
 - ⑤ 請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を監督職員に提出しなければならない。
但し、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。
2. 請負者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に

- (2) 交通規制及び標識
- ① 請負者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
 - ② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
 - ③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。
なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に**提出**するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。
 - ④ 請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1のとおりとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に作成しなければならない。「共仕」第1編1-1-4の(11)交通管理に記載しなければならない。

表 1－1 標識車等の仕様

項 目	数量・規格	配 置 等
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5 m 程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年 2 月）の⑪に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2 t トラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6 mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。

- (3) 交通誘導員
- ① 請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
 - ② 請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。
 - ③ 請負者は、交通誘導員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。
 - ④ 請負者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを**保管し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
 - ⑤ 請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。
但し、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。
2. 請負者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に

修正

提出から提示

商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。 3. 請負者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。 4. 請負者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1－3を参考に標識を作成しなければならない。	商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。 3. 請負者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。 4. 請負者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1－3を参考に標識を作成しなければならない。		
図1－3 標識⑦ 御通行中の皆様へ ただいま〇〇〇〇工事を行っておりますのでご協力お願いいたします。 なおこの工事にお気付きの点がありましたら下記へご連絡ください。 国土交通省〇〇〇〇事務所〇〇出張所 TEL〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社 TEL〇〇〇－〇〇〇〇	図1－3 標識⑦ 御通行中の皆様へ ただいま〇〇〇〇工事を行っておりますのでご協力お願いいたします。 なおこの工事にお気付きの点がありましたら下記へご連絡ください。 国土交通省〇〇〇〇事務所〇〇出張所 TEL〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社 TEL〇〇〇－〇〇〇〇		
5. 請負者は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 6. 共仕1-1-32交通安全管理12項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、請負者は下記の資料を監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時まで監督職員に提出するものとする。 車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について ① 施工計画書に一般制限値を越える車両を記載 ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。 ③ 通行許可証の写し ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ） なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	5. 請負者は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 6. 共仕1-1-32交通安全管理12項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、請負者は下記の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。 車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について ① 施工計画書に一般制限値を越える車両等を記載 ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。 ③ 通行許可証の写し ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ） なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 7. 請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に連絡しなければならない。	修正 追加	提出から提示 簡素化対応
特仕1-1-35 官公庁等への手続等 請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に報告し、これにあたらなければならない。	特仕1-1-35 官公庁等への手続等 1. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。 2. 請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に連絡し、これにあたらなければならない。 3. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に連絡し、指示があればそれに従うも	追加 修正 追加	簡素化対応 報告から連絡 簡素化対応

4,500万円以上 10,000万円以上	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者
-------------------------	--	--

2. 請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との**協議**により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。
- 変更については、下記を満足することを条件とする。
- 1）病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
 - 2）工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
 - 3）工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
 - 4）上記3）において途中交代を認める際の現場対応
 - ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする
3. 請負者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に**提出**しなければならない。
4. 請負者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第1編1-1-4 施工計画書に記載しなければならない。
5. 請負者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に**提出**しなければならない。
6. 請負者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に**提出**した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。
- なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

特仕1-1-44 低入札価格調査制度の調査対象工事

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。

4,500万円以上 10,000万円以上	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者
-------------------------	--	--

2. 請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との**協議**により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。
- 変更については、下記を満足することを条件とする。
- 1）病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
 - 2）工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
 - 3）工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
 - 4）上記3）において途中交代を認める際の現場対応
 - ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする
3. 請負者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に**提出**しなければならない。
4. 請負者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第1編1-1-4 施工計画書に記載しなければならない。
5. 請負者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に**提出**しなければならない。
6. 請負者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に**提出**した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。
- なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

特仕1-1-44 低入札価格調査制度の調査対象工事

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 請負者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から指示するものとする。
- (2) 請負者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。この場合においては、請負者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

2. 設計図書において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時確認を実施する。
- ① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時
 - ② 鋼橋上部工・・・架設時、現場溶接時
 - ③ P C 上部工・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
 - ④ 基礎工・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
 - ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
 - ⑥ A s 舗装・・・転圧時、合材温度測定時、密度測定時
 - ⑦ 地盤改良工・・・グラウト時、改良深度計測
 - ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
 - ⑨ トンネル・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
 - ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時
3. 設計図書において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。
- なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

特仕1-1-45 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件

1. 請負者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。
- また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。
2. 請負者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。
3. 請負者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占用者の立会を得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。
4. 請負者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等につい

- (1) 請負者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に**提出**するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から**指示**するものとする。
- (2) 請負者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。この場合においては、請負者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

2. 設計図書において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時確認を実施する。
- ① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時
 - ② 鋼橋上部工・・・架設時、現場溶接時
 - ③ P C 上部工・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
 - ④ 基礎工・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
 - ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
 - ⑥ A s 舗装・・・転圧時、合材温度測定時、密度測定時
 - ⑦ 地盤改良工・・・グラウト時、改良深度計測
 - ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
 - ⑨ トンネル・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
 - ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時
3. 設計図書において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。
- なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

特仕1-1-45 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件

1. 請負者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。
- また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。
2. 請負者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。
3. 請負者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占用者の**立ち会**いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。
4. 請負者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等につい

修正

用語の定義でいう「立会」とは異なる

	て打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。 なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。
	特仕1-1-46 踏 荒 し 1. 請負者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。 2. 請負者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。
	特仕1-1-47 か し 担 保 1. かしの修補又は損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第4 4条第2項に示すほか、次のとおりとする。 植栽等 1年以内 植栽等とは、樹木・地被類とする。 但し、移植及び根回し工事は適用除外とする。
	特仕1-1-48 電 子 納 品 1. 追加特記仕様書に明記なき場合は、電子納品の対象とする。 2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領（案）やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが監督職員と協議するものとする。 3. 電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】」など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。 4. 発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と協議するものとする。 5. 「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 6. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。 7. 「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所 掲載箇所： http://www.cals-ed.go.jp/ 8. 事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】」を利用すること。 掲載箇所： http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm
	特仕1-1-49 V E 1. 請負者は、設計図書においてV E提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。 （1）定義 「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負者が発注者に行う提案をいう。 （2）V E提案の範囲 1）V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。 ② 契約書第1 8条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。 ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。 （3）V E提案書の提出 1）請負者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（様式－

	て打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。 なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。
	特仕1-1-46 踏 荒 し 1. 請負者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。 2. 請負者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。
	特仕1-1-47 か し 担 保 1. かしの修補又は損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第4 4条第2項に示すほか、次のとおりとする。 植栽等 1年以内 植栽等とは、樹木・地被類とする。 但し、移植及び根回し工事は適用除外とする。
	特仕1-1-48 電 子 納 品 1. 追加特記仕様書に明記なき場合は、電子納品の対象とする。 2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領（案）やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが監督職員と協議するものとする。 3. 電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】」など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。 4. 発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と協議するものとする。 5. 「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 6. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。 7. 「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所 掲載箇所： http://www.cals-ed.go.jp/ 8. 事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】」を利用すること。 掲載箇所： http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm
	特仕1-1-49 V E 1. 請負者は、設計図書においてV E提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。 （1）定義 「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負者が発注者に行う提案をいう。 （2）V E提案の範囲 1）V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。 ② 契約書第1 8条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。 ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。 （3）V E提案書の提出 1）請負者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（様式－

- 1～4)に記載し、甲に**提出**しなければならない。
- ① **設計図書**に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
 - ⑤ 工業所有権等を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項。
 - ⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2)発注者は、**提出**されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を乙に求めることができる。
- 3)請負者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に**提出**できるものとする。
- 4)V E提案の提出費用は、請負者の負担とする。
- (4)V E提案の審査・採否等
- 提出**されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。
- (5)提案の採否の通知
- V E提案の採否については、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面により**通知**するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して**通知**するものとする。
- (6)V E提案を採用した場合の設計変更等
- 1)V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。
 - 2)前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
 - 3)前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 4)V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として、変更しないものとする。
- (7)提案の評定
- V E提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後V E審査委員会において評価を行うものとする。
- (8)提案内容の活用と保護
- 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。
- (9)責任の所在
- 発注者がV E提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、V E提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。

特仕1-1-50 新技術の活用等（施工者希望型）

1. 請負者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム(NETIS)」に登録された新技術を活用する場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（平成18年7月6日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号）によるものとする。
2. 請負者は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合、工事打合せ簿にて「活用申請書(様式-I-13)」を監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は、工事の施工にあたり新技術を活用する場合、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が指示する「活用効果調査表(様式IV-8-3)」に必要事項を記入のうえ提出しなければならない。なお、提出にあたっては、監督職員より指示された媒体によるものとする。
4. 請負者は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が指示する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。

- 1～4)に記載し、甲に**提出**しなければならない。
- ① **設計図書**に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
 - ⑤ 工業所有権等を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項。
 - ⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2)発注者は、**提出**されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を乙に求めることができる。
- 3)請負者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に**提出**できるものとする。
- 4)V E提案の提出費用は、請負者の負担とする。
- (4)V E提案の審査・採否等
- 提出**されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。
- (5)提案の採否の通知
- V E提案の採否については、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面により**通知**するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して**通知**するものとする。
- (6)V E提案を採用した場合の設計変更等
- 1)V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。
 - 2)前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
 - 3)前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 4)V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として、変更しないものとする。
- (7)提案の評定
- V E提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後V E審査委員会において評価を行うものとする。
- (8)提案内容の活用と保護
- 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。
- (9)責任の所在
- 発注者がV E提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、V E提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。

特仕1-1-50 新技術の活用等（施工者希望型）

1. 請負者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム(NETIS)」に登録された新技術を活用する場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（平成18年7月6日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号）によるものとする。
2. 請負者は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合、工事打合せ簿にて「活用申請書(様式-I-13)」を監督職員に**提出**しなければならない。
3. 請負者は、工事の施工にあたり新技術を活用する場合、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が**指示**する「活用効果調査表(様式IV-8-3)」に必要事項を記入のうえ**提出**しなければならない。なお、提出にあたっては、監督職員より**指示**された媒体によるものとする。
4. 請負者は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が**指示**する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。

5. 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。			
特仕1-1-51 設計変更等 設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省）によることとする。			
第 2 章 土 工			
第 3 節 河川土工・海岸土工・砂防土工			
特仕2-3-1 一 般 事 項 1. 購入土は、下記によるものとする。 （1）衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については 設計図書 に関して監督職員の 承諾 を得るものとする。 （2）山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については 設計図書 に関して監督職員の 承諾 を得るものとする。			
特仕2-3-2 掘 削 工 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は 設計図書 によるものとする。 （1）流用土……………自工区で流用する建設発生土をいう。 なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。 （2）発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、残土受け入れ地へ処分するものをいう。			
特仕2-3-3 盛 土 工 1. 盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 （1）流用土……………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ① 利用土……………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。 ② 仮置土……………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。 （2）発生土……………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 （3）採取土……………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。 （4）購入土……………「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1 一般事項の第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。 2. 盛土工の施工については、次の各号の 規定 によるものとする。 （1）請負者は、施工中の盛土表面については、3 %以上10 %以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。 なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。 （2）請負者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあつては、それぞれの出来形等を 確認するものとする 。			
5. 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。			
特仕1-1-51 設計変更等 設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省）によることとする。			
第 2 章 土 工			
第 3 節 河川土工・海岸土工・砂防土工			
特仕2-3-1 一 般 事 項 1. 購入土は、下記によるものとする。 （1）衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については 設計図書 に関して監督職員の 承諾 を得るものとする。 （2）山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については 設計図書 に関して監督職員の 承諾 を得るものとする。 2. 請負者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員に通知しなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。		追加	簡素化対応
特仕2-3-2 掘 削 工 1. 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。 （1）流用土……………自工区で流用する建設発生土をいう。 なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。 （2）発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、残土受け入れ地へ処分するものをいう。 2. 請負者は、「共仕」第1編2－3－2掘削工第3項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。		追加	簡素化対応
特仕2-3-3 盛 土 工 1. 盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 （1）流用土……………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ① 利用土……………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。 ② 仮置土……………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。 （2）発生土……………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 （3）採取土……………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。 （4）購入土……………「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1 一般事項の第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。 2. 盛土工の施工については、次の各号の規定によるものとする。 （1）請負者は、施工中の盛土表面については、3 %以上10 %以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。 なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。 （2）請負者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあつては、それぞれの出来形等を 確認するものとする 。			

- (3) 請負者は、盛土作業においては、木根・腐蝕物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。
- (4) 請負者は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。
- (5) 請負者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。ただし、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表 2－1 の締固め管理を行わなければならない。

表 2－1 締固め管理

転圧機種	規 格	一層の仕上げ厚さ (m)	回 数 (回)
ブルドーザー	21 t	0.3	4 以上
〃	15 t	0.3	5 以上
振動ローラー	2.5 t～2.8 t	0.3	5 以上
タ ン パ	60kg～100kg	0.2	3 以上

- ；
3. 請負者は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量**確認**方法について**施工計画書**に記載しなければならない。
- (1) 運搬車両による**確認**
- (2) 土取場における跡坪測量による**確認**
- (3) 沈下板等による**確認**
- (4) その他必要な記録
4. 請負者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

特仕2-3-7 残土処理工

残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。

特仕2-3-8 建設発生土受入地

請負者は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、**設計図書**に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。

特仕2-3-9 盛土の品質管理

請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」（請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めものとする。）により実施してもよい。

特仕2-3-10 河川土工の出来形管理

請負者は、河川土工（掘削工、盛土工）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。

- (3) 請負者は、盛土作業においては、木根・腐蝕物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。
- (4) 請負者は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。
- (5) 請負者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。ただし、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表 2－1 の締固め管理を行わなければならない。

表 2－1 締固め管理

転圧機種	規 格	一層の仕上げ厚さ (m)	回 数 (回)
ブルドーザー	21 t	0.3	4 以上
〃	15 t	0.3	5 以上
振動ローラー	2.5 t～2.8 t	0.3	5 以上
タ ン パ	60kg～100kg	0.2	3 以上

注）一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

3. 請負者は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量**確認**方法について**施工計画書**に記載しなければならない。
- (1) 運搬車両による**確認**
- (2) 土取場における跡坪測量による**確認**
- (3) 沈下板等による**確認**
- (4) その他必要な記録
4. 請負者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
5. 請負者は、「共仕」第 1 編 2－3－3 盛土工第 8 項または第 1 6 項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

特仕2-3-7 残土処理工

残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。

特仕2-3-8 建設発生土受入地

請負者は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、**設計図書**に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。

特仕2-3-9 盛土の品質管理

請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」（請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めものとする。）により実施してもよい。

特仕2-3-10 河川土工の出来形管理

請負者は、河川土工（掘削工、盛土工）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。

追加 簡素化対応

なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

第4節 道路土工

特仕2-4-1 一般事項

- 1. 「共仕」第1編2-3-1 一般事項の2項の表2－1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表2－2のとおり細分類する。
- 2. 購入土については、**設計図書**によるものとする。
- 3. 請負者は路床部分に不良土（設計C B Rが3未満又はコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- 4. 請負者は、伐開除根に係る処理費用について**設計図書**に明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
- 5. 請負者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- 6. 請負者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は8％以下としなければならない。

表2－2 土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名 称				説 明	
A	B	C			
岩 又 は 石	石 塊 玉 石	岩 塊 玉 石	玉石混り土	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。	
			玉石混り 固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21 tブルドーザに装着したリッパで切崩し可能なものをいう。	
			転石混り土	土の内に0.5 m ³ /個以上の転石が混在するもので、転石量が5～50%あるものをいい下記のように分類する。	
				I	転石量5～20%程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
				II	転石量20～35%程度有するものをいう。
				III	転石量35～50%程度有するものをいう。

特仕2-4-2 掘削工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

第4節 道路土工

特仕2-4-1 一般事項

- 1. 「共仕」第1編2-3-1 一般事項の2項の表2－1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表2－2のとおり細分類する。
- 2. 購入土については、**設計図書**によるものとする。
- 3. 請負者は路床部分に不良土（設計C B Rが3未満又はコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- 4. 請負者は、伐開除根に係る処理費用について**設計図書**に明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
- 5. 請負者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- 6. 請負者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は8％以下としなければならない。
- 7. 請負者は、「共仕」第1編2－4－1 一般事項第5項または第18項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。
- 8. 請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の**確認**を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

表2－2 土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名 称			説 明		
	B	C			
	石塊玉石	岩塊玉石	玉石混り土	玉石が多量に混入したものと及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。	
			玉石混り 固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21 tブルドーザに装着したリッパで切崩し可能なものをいう。	
			転石混り土	土の内に0.5m ³ /個以上の転石が混在するもので、転石量が5～50%あるものをいい下記のように分類する。	
				I	転石量5～20%程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
				II	転石量20～35%程度有するものをいう。
				III	転石量35～50%程度有するものをいう。

特仕2-4-2 掘削工

- 1. 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

	(1) 仮置土……………自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要があるものをいい、運搬作業を含むものをいう。 (2) 発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。 (3) 流用土……………自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。			
	特仕2-4-3 路体盛土工 1. 盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 (1) 流用土……………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ① 利用土……………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。 ② 仮置土……………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。 (2) 発生土……………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 (3) 採取土……………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。 (4) 購入土……………「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1 一般事項の第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 2. 請負者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、 設計図書 で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。			
	特仕2-4-4 路床盛土工 1. 盛土とは、「特仕」第1編特仕2-4-3 路体盛土工の定義による。 2. 請負者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」第1編第2章土工特仕2-4-3 路体盛土工の第2項により施工しなければならない。			
	特仕2-4-6 残土処理工 作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。			
	特仕2-4-7 建設発生土受入地 請負者は、建設発生土受入地については、「特仕」第1編特仕2-3-8 建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。			
	特仕2-4-8 盛土の品質管理 請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「T S ・ G P Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」により実施してもよい。			
	特仕2-4-9 道路土工の出来形管理 請負者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。			
	(1) 仮置土……………自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要があるものをいい、運搬作業を含むものをいう。 (2) 発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。 (3) 流用土……………自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。 2. 請負者は、「共仕」第1編2－4－2掘削工第1項または第3項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。	追加	簡素化対応	
	特仕2-4-3 路体盛土工 1. 盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 (1) 流用土……………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ① 利用土……………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。 ② 仮置土……………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。 (2) 発生土……………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 (3) 採取土……………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。 (4) 購入土……………「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1 一般事項の第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 2. 請負者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、 設計図書 で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。 3. 請負者は、「共仕」第1編2－4－3路体盛土工第11項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。	追加	簡素化対応	
	特仕2-4-4 路床盛土工 1. 盛土とは、「特仕」第1編特仕2-4-3 路体盛土工の定義による。 2. 請負者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」第1編第2章土工特仕2-4-3 路体盛土工の第2項により施工しなければならない。 3. 請負者は、「共仕」第1編2－4－4路床盛土工第9項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。	追加	簡素化対応	
	特仕2-4-6 残土処理工 作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。			
	特仕2-4-7 建設発生土受入地 請負者は、建設発生土受入地については、「特仕」第1編特仕2-3-8 建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。			
	特仕2-4-8 盛土の品質管理 請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「T S ・ G P Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」により実施してもよい。			
	特仕2-4-9 道路土工の出来形管理 請負者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。			
第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート		第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート		

第3節 レディーミクストコンクリート

特仕3-3-1 一般事項

1. 一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」第1編3-3-1 レディーミクストコンクリートとする。
2. コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。
- 1) テストハンマーによる強度推定調査
- (1) 請負者は、高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。
- ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とする。
- (3) 各単位につき3カ所の調査を実施しなければならない。
- (4) 請負者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施しなければならない。
- (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。
- (6) 請負者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に段階**確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。
- また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。
- (7) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。
- (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。
- ・ 材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
 - ・ 材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
 - ・ 材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
 - ・ 材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
 - ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

2) 圧縮強度試験による**確認**

- (1) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、監督職員と**協議**するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。
- (2) 請負者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- (3) 請負者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法並びに強度試験法（JIS A 1107）」により実施しなければならない。
- (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所で測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。

第3節 レディーミクストコンクリート

特仕3-3-1 一般事項

1. 一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」第1編3-3-1 レディーミクストコンクリートとする。
2. コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。
- 1) テストハンマーによる強度推定調査
- (1) 請負者は、高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。
- ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とする。
- (3) 各単位につき3カ所の調査を実施しなければならない。
- (4) 請負者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施しなければならない。
- (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。
- (6) 請負者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に段階**確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。
- また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。
- (7) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。
- (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。
- ・ 材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
 - ・ 材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
 - ・ 材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
 - ・ 材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
 - ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

2) 圧縮強度試験による**確認**

- (1) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、監督職員と**協議**するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。
- (2) 請負者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- (3) 請負者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法並びに強度試験法（JIS A 1107）」により実施しなければならない。
- (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所で測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。

- ・ 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正值 + 3
 - ・ 測定位置が濡れている場合→反発度の補正值 + 5
- (5) 強度推定は以下の式（材料学会式）による。
- $$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$$
- ここで、 F : 推定強度
R : 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度
- (6) 請負者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階**確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。
- また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。
- (7) 請負者は、圧縮強度試験を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。
- 3) ひび割れ発生状況の調査
- (1) 請負者は、高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁内空断面積が2.5 m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。
- ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) 調査方法は、0.2 mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても**提出**しなければならない。
- また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。
- (3) 請負者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。
- (4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

- ・ 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正值 + 3
 - ・ 測定位置が濡れている場合→反発度の補正值 + 5
- (5) 強度推定は以下の式（材料学会式）による。
- $$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$$
- ここで、 F : 推定強度
R : 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度
- (6) 請負者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階**確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。
- また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。
- (7) 請負者は、圧縮強度試験を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。
- 3) ひび割れ発生状況の調査
- (1) 請負者は、高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁内空断面積が2.5 m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。
- ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) 調査方法は、0.2 mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても**提出**しなければならない。
- また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。
- (3) 請負者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。
- (4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

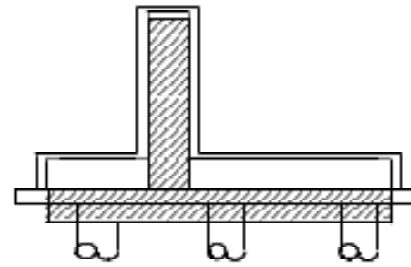


図-1 擁壁

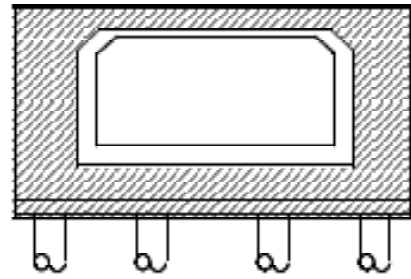


図-2 カルバート

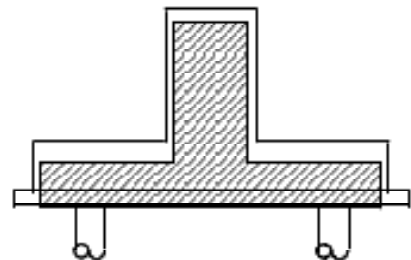


図-3 橋梁下部



図-4 橋梁上部

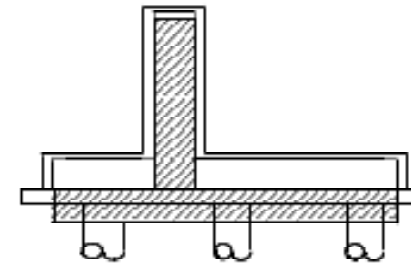


図-1 擁壁

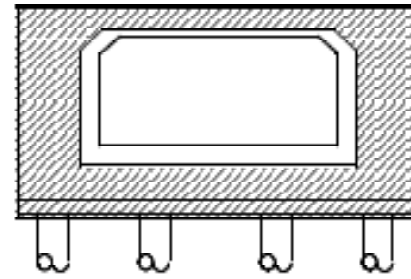


図-2 カルバート

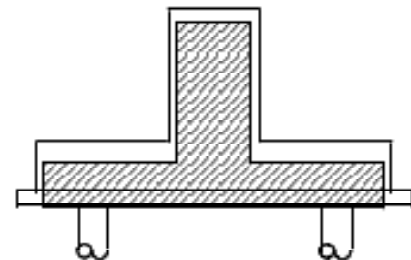


図-3 橋梁下部



図-4 橋梁上部

4) 微破壊・非破壊試験を用いた強度測定

- (1) 請負者は、設計図書において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事として明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。
- (2) 測定は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」（平成21年3月31日付け国官技第344号）に従うものとする。
- (3) 請負者は、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を行う場合には、1工事につき1回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。
- (4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に提出するものとする。
- (5) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 請負者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項、及び設置位置等は、下記によるものとする。

- (1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造（場所打ち）とする。
 - ① 鉄筋コンクリート擁壁（ $H = 5\text{ m}$ 以上）
 - ② ボックスカルバート（中空断面積 $A = 2.5\text{ m}^2$ 以上）

4) 微破壊・非破壊試験を用いた強度測定

- (1) 請負者は、設計図書において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事として明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。
- (2) 測定は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」（平成21年3月31日付け国官技第344号）に従うものとする。
- (3) 請負者は、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を行う場合には、1工事につき1回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。
- (4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に提出するものとする。
- (5) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 請負者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項、及び設置位置等は、下記によるものとする。

- (1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造（場所打ち）とする。
 - ① 鉄筋コンクリート擁壁（ $H = 5\text{ m}$ 以上）
 - ② ボックスカルバート（内空断面積 $A = 2.5\text{ m}^2$ 以上）

- ③ 橋梁（上・下部）

④ トンネル

⑤ 砂防堰堤

⑥ 樋門・樋管・水門

⑦ 洞門

⑧ ダム及び堰

⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する）
- (2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

① 構造物名称、工事名

② 完成年度

③ 発注機関名

④ 設計会社（コンサルタント等）名

⑤ 施工会社（元請・下請）名

⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項

⑦ 適用基準・基準類の名称と年度

⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など）

⑨ 生コン製造プラント名
- (3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。

材 質：J I S H 2 2 0 2 （鋳物用黄銅合金地金）

寸 法：縦500～1000mm、横500～1000mm、板厚8mm、字厚5mmの計13mmとする。

なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- (4) 設置枚数は、原則 1 現場 1 箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。

設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- (5) 共通仕様書で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防ダム、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。

- ③ 橋梁（上・下部）

④ トンネル

⑤ 砂防堰堤

⑥ 樋門・樋管・水門

⑦ 洞門

⑧ ダム及び堰

⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する）
- (2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

① 構造物名称、工事名

② 完成年度

③ 発注機関名

④ 設計会社（コンサルタント等）名

⑤ 施工会社（元請・下請）名

⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項

⑦ 適用基準・基準類の名称と年度

⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など）

⑨ 生コン製造プラント名
- (3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。

材 質：J I S H 2 2 0 2 （鋳物用黄銅合金地金）

寸 法：縦500～1000mm、横500～1000mm、板厚8mm、字厚5mmの計13mmとする。

なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- (4) 設置枚数は、原則 1 現場 1 箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。

設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- (5) 共通仕様書で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防ダム、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。

<参考> 銘板記入例 (砂防工)

○○○○○砂防ダム			
完成 2000年 0月			
工事名：平成00年度 ○○○○工事			
国土交通省 中部地方整備局			
○○事務所			
天端標高	m	天端幅	m
堤高	m	堤長	m
通用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)			
コンクリート配合			
設計強度	21N/㎠2		
水セメント比	○○%		
骨材最大寸法	○○㎜		
	高強度B種		
施工 ○○建設(株)			
	保固技術者	□□□□	
	現場代理人	□□□□	
	コンクリートプラント	□□生コン(株)	
設計 ○○コンサルタント(株)			

(500～1000mm)

13mm

<参考> 銘板記入例 (砂防工)

○○○○○砂防ダム			
完成 2000年 0月			
工事名：平成00年度 ○○○○工事			
国土交通省 中部地方整備局			
○○事務所			
天端標高	m	天端幅	m
堤高	m	堤長	m
通用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)			
コンクリート配合			
設計強度	21N/㎠2		
水セメント比	○○%		
骨材最大寸法	○○㎜		
	高強度B種		
施工 ○○建設(株)			
	保固技術者	□□□□	
	現場代理人	□□□□	
	コンクリートプラント	□□生コン(株)	
設計 ○○コンサルタント(株)			
	重役技術者	□□□□	

(500～1000mm)

13mm

<参考> 銘板記入例 (樋管工)

○○○○○樋管			
完成 2000年 0月			
工事名：平成00年度 ○○○○工事			
国土交通省 中部地方整備局			
○○事務所			
巾	m	高	m
長	m	計画排水量	m ³ /s
通用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)			
コンクリート配合			
設計強度	21N/㎠2		
水セメント比	○○%		
骨材最大寸法	○○㎜		
	高強度B種		
施工 ○○建設(株)			
	保固技術者	□□□□	
	現場代理人	□□□□	
	コンクリートプラント	□□生コン(株)	
設計 ○○コンサルタント(株)			

(500～1000mm)

13mm

<参考> 銘板記入例 (樋管工)

○○○○○樋管			
完成 2000年 0月			
工事名：平成00年度 ○○○○工事			
国土交通省 中部地方整備局			
○○事務所			
巾	m	高	m
長	m	計画排水量	m ³ /s
通用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)			
コンクリート配合			
設計強度	21N/㎠2		
水セメント比	○○%		
骨材最大寸法	○○㎜		
	高強度B種		
施工 ○○建設(株)			
	保固技術者	□□□□	
	現場代理人	□□□□	
	コンクリートプラント	□□生コン(株)	
設計 ○○コンサルタント(株)			
	重役技術者	□□□□	

(500～1000mm)

13mm

＜参考＞ 銘板記入例 （橋梁下部工）

〇〇〇〇〇高架橋

下部工 橋台A1、橋脚 P1、P2

工事名 平成〇〇年度 〇〇〇〇工事

工事発注者 国土交通省 中部地方整備局 〇〇事務所

平成 年 月完成

＜構造物諸元＞

橋長 200m : 幅員 27.5m

構造規格 Ⅲ級1級、B活荷重

適用示方書 道路橋示方書 H8.12、コンクリート標準示方書(H8.3)

コンクリートの配合 設計強度 24N/mm² 水セメント比53% MS25mm

最大骨材寸法25mm 高炉セメントB種

基礎杭 場所打ち杭 径1,200mm 6～8本/基

コンクリート設計強度24N/mm² 水セメント比54%

最大骨材寸法25mm 高炉セメントB種

＜関係技術者＞

調査・設計担当

△△建設コンサルタント(株)

施工担当

△△建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇

□□建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇

◎◎建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇

コンクリートプラント 〇〇生コン(株)

(500～1000mm)

(500～1000mm)

13mm

特仕3-3-2 工場の選定

- レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、請負者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の**承諾**を得るものとし、請負者はその試験に臨場しなければならない。
- J I S 認定工場又は、J I S 認証工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m³/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。
- 請負者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日についても行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。
- 普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、J I S 認定工場又は、J I S 認証工場の推定式を参考とするものとする。
なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。
$$\sigma_{28} = -0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \cdots \sigma_7 < 15 \text{N/mm}^2$$
$$\sigma_{28} = 0.96 \sigma_7 + 10.4 \cdots \sigma_7 \geq 15 \text{N/mm}^2$$
- 高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、JIS認定工場の推定式を参考とするものとする。
なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。
$$\sigma_{28} = 1.14 \sigma_7 + 11.8 \cdots \sigma_7 \geq 5 \text{N/mm}^2$$
- 請負者は、砂防ダム工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、**設計図書**に示す場合を除き表3－1とする。

＜参考＞ 銘板記入例 （橋梁下部工）

〇〇〇〇〇高架橋

下部工 橋台A1、橋脚 P1、P2

工事名 平成〇〇年度 〇〇〇〇工事

工事発注者 国土交通省 中部地方整備局 〇〇事務所

平成 年 月完成

＜構造物諸元＞

橋長 200m : 幅員 27.5m

構造規格 Ⅲ級1級、B活荷重

適用示方書 道路橋示方書(H8.12)、コンクリート標準示方書(H8.3)

コンクリートの配合 設計強度 24N/mm² 水セメント比53% MS25mm

最大骨材寸法25mm 高炉セメントB種

基礎杭 場所打ち杭 径1,200mm 6～8本/基

コンクリート設計強度24N/mm² 水セメント比54%

最大骨材寸法25mm 高炉セメントB種

＜関係技術者＞

調査・設計担当

△△建設コンサルタント(株)

~~建設検査~~ 〇〇〇〇

施工担当

△△建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇

□□建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇

◎◎建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇

コンクリートプラント 〇〇生コン(株)

(500～1000mm)

(500～1000mm)

13mm

特仕3-3-2 工場の選定

- レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、請負者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の**承諾**を得るものとし、請負者はその試験に臨場しなければならない。
- J I S マーク表示認証工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m³/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。
- 請負者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日についても行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。
- 普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、J I S マーク表示認証工場の推定式を参考とするものとする。
なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。
$$\sigma_{28} = -0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \cdots \sigma_7 < 15 \text{N/mm}^2$$
$$\sigma_{28} = 0.96 \sigma_7 + 10.4 \cdots \sigma_7 \geq 15 \text{N/mm}^2$$
- 高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、J I S マーク表示認証工場の推定式を参考とするものとする。
なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。
$$\sigma_{28} = 1.14 \sigma_7 + 11.8 \cdots \sigma_7 \geq 5 \text{N/mm}^2$$
- 請負者は、砂防ダム工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、**設計図書**に示す場合を除き表3－1とする。

No	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	単位セメント量 kg	空気量 %	J I S規格の有無	摘 要
1	P C 横桁・P C 桁間 コンクリート・ P C ホーロースラブ の間隔	普通	30	8	25	N	－	4.5	○	
2	P C スラブ桁の間詰	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
3	P C ボステン主桁	〃	40	8	25	H	－	4.5	○	
4	合成床版	〃	30	8	25	N	－	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	〃	24	8	25	B B	－	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ベノト杭 リバース杭	〃	30	15	25	〃	350 以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	〃	18	15	40	〃	－	4.5	○	(単位セメント量 270以上)
10	トンネル施工用 (インバート打設)	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	(単位セメント量 240以上) 側壁導坑の一次覆工 含む
11	(鉄筋コンクリート) 水門・排水機場(上 屋を除く)・堰	〃	21	8	25	〃	－	4.5	○	
12	(鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・函渠類 ・鉄筋コンクリート 擁壁・樋門・樋管	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
13	砂防護岸に使用する 石積(張) 胴裏込	〃	21	8	25	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
14	河川護岸及び砂防護 岸に使用する石積 (張) 胴裏込	〃	18	8	25	〃	－	4.5	○	
15	厚16cm未満の側溝・ 集水枒・石積(張) 胴裏込・管渠	〃	18	8	25	〃	－	4.5	○	
16	重力擁壁・モタレ擁 壁	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
17	石積・ストンガード ・標識及び照明灯基 礎・厚16cm以上の側 溝等	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
18	重力式橋台	〃	21	8	40	〃	－	4.5	○	
19	重力式擁壁	〃	21	8	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
20	均しコンクリート	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
21	セメントコンクリー ト舗装	舗装	(曲げ 強度) 4.5	2.5	40	N	－	4.5	○	(単位セメント量 280～350)
22	(河川) 護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張(平 場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	B B	－	4.5	○	
23	(河川) 護岸コンク リート張(法面)	普通	18	3	40	〃	－	4.5	－	
24	(河川) 護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張(平 場)・堰(無筋)	〃	21	5	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
25	(河川) 護岸コンク リート張(法面)	〃	21	3	40	〃	－	4.5	－	気象作用の激しい所
26	(河川・海岸) 護岸 均しコンクリート	〃	－	3	25	〃	170 以上	－	－	
27	(海岸) 波返し・表 法張・基礎	〃	24	8	40	〃	－	4.5	○	
28	(海岸) 無筋コンク リート擁壁	〃	24	8	40	〃	－	4.5	○	
29	(海岸) 根固ブロック 1 0 t 以上	〃	24	5	80	〃	－	(4.0)	－	

表 3－1 配 合 表

種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	単位セメント量 kg	空気量 %	J I S規格の有無	摘 要
P C 横桁・P C 桁間 コンクリート・ P C ホーロースラブ の間隔	普通	30	8	25	N	－	4.5	○	
P C スラブ桁の間詰	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
P C ボステン主桁	〃	40	8	25	H	－	4.5	○	
合成床版	〃	30	8	25	N	－	4.5	○	
非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	〃	24	8	25	B B	－	4.5	○	
場所打杭 水中：ベノト杭 リバース杭	〃	30	15	25	〃	350 以上	4.5	○	
場所打杭 大気中：深礎工	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
トンネル覆工用 (機械打設)	〃	18	15	40	〃	－	4.5	○	単位セメント量 270以上
トンネル施工用 (インバート打設)	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	単位セメント量 240以上 側壁導坑の一次覆工 含む
(鉄筋コンクリート) 水門・排水機場(上 屋を除く)・堰	〃	21	8	25	〃	－	4.5	○	
(鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・函渠類 ・鉄筋コンクリート 擁壁・樋門・樋管	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
砂防護岸に使用する 石積(張) 胴裏込	〃	21	8	25	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
河川護岸及び砂防護 岸に使用する石積 (張) 胴裏込	〃	18	8	25	〃	－	4.5	○	
厚16cm未満の側溝・ 集水枒・石積(張) 胴裏込・管渠	〃	18	8	25	〃	－	4.5	○	
重力擁壁・モタレ擁 壁	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
石積・ストンガード ・標識及び照明灯基 礎・厚16cm以上の側 溝等	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
重力式橋台	〃	21	8	40	〃	－	4.5	○	
重力式擁壁	〃	21	8	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
均しコンクリート	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
セメントコンクリー ト舗装	舗装	(曲げ 強度) 4.5	2.5	40	N	－	4.5	○	単位セメント量 280～350
(河川) 護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張(平 場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	B B	－	4.5	○	
(河川) 護岸コンク リート張(法面)	普通	18	3	40	〃	－	4.5	－	
(河川) 護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張(平 場)・堰(無筋)	〃	21	5	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
(河川) 護岸コンク リート張(法面)	〃	21	3	40	〃	－	4.5	－	気象作用の激しい所
(河川・海岸) 護岸 均しコンクリート	〃	－	3	25	〃	170 以上	－	－	
(海岸) 波返し・表 法張・基礎	〃	24	8	40	〃	－	4.5	○	
(海岸) 無筋コンク リート擁壁	〃	24	8	40	〃	－	4.5	○	
(海岸) 根固ブロック 1 0 t 以上	〃	24	5	80	〃	－	(4.0)	－	

30	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	#	18	5	80	#	—	4.0	—	現場配合の場合は設計図書に示す
31	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	#	21	5	80	#	—	4.0	—	気象作用の激しい所現場配合の場合は設計図書に示す
32	(砂防)堤冠(膠石コンクリート)	#	—	—	80	#	600以上	—	—	水セメント比は(34)程度とする
33	(砂防)堤冠(富配合コンクリート)	#	—	5	80	#	300以上	4.0	—	水セメント比は(40)程度とする 現場配合の場合は設計図書に示す
34	(砂防)流路工・護岸・(砂防)10t未満根固ブロック(砂防)主副ダム、側壁	#	18	5	40	#	—	4.5	○	現場配合の場合は設計図書に示す
35	(砂防)流路工・護岸・(砂防)10t未満根固ブロック(砂防)主副ダム、側壁	#	21	5	40	#	—	4.5	○	気象作用の激しい所現場配合の場合は設計図書に示す

注：１）粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は監督職員と協議するものとする。
 ２）設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50％以下を標準とする。
 ３）均しコンクリートの水セメント比は60％程度とする。
 ４）セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。
 ５）追加特記仕様書設計図書において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

- （１）請負者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材（JIS A 5011）を使用する場合には、高炉スラグ碎石コンクリート設計施工指針案（土木学会）によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類はBとしなければならない。
- （２）表３－１の配合表は、標準的な配合を定めたものである。請負者は、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- ８．コンクリート２次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、設計図書に明示した場合を除きセメントと砂の重量比１：３程度とする。
- ９．レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。

- （１）Ａ法
- ① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。
- ② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、２ヶ所の番号、記号等が１枚の写真でよくわかるように撮影すること。ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。
- ③ 写真については、ネガにて保存するものとし、工事アルバムには適宜掲載するものとする。
- （２）Ｂ法
- ① 供試体型枠の内側にグリース塗布後、所定の事項を記入した供試体確認版（ＱＣ版）の表を上にして型枠側部におき、コンクリートを打設すること。
- ② 強度試験前に供試体に転写した部分を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか確認すること。

10. 本工事において、１日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリートに工において、「レディーミクストコンクリート」の品質確保について（平成15年10月２日、国官技第185号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月２日、国コ企第３号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、検査時まで**に提出**するものとする。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに**提出**するものとする。

測定機器は、測定要領の「２．測定機器」によるものとするが、現場条件により甲から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「６．測定頻度」及び「７．管理基準値・測定結果と対応」により実施することとし、管理回数分の費用を見込むものとするが、再試験

	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	#	18	5	80	#	—	4.0	—	現場配合の場合は設計図書に示す
	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	#	21	5	80	#	—	4.0	—	気象作用の激しい所現場配合の場合は設計図書に示す
	(砂防)堤冠(膠石コンクリート)	#	—	—	80	#	600以上	—	—	水セメント比は(34)程度とする
	(砂防)堤冠(富配合コンクリート)	#	—	5	80	#	300以上	4.0	—	水セメント比は(40)程度とする 現場配合の場合は設計図書に示す
	(砂防)流路工・護岸・(砂防)10t未満根固ブロック(砂防)主副ダム、側壁	#	18	5	40	#	—	4.5	○	現場配合の場合は設計図書に示す
	(砂防)流路工・護岸・(砂防)10t未満根固ブロック(砂防)主副ダム、側壁	#	21	5	40	#	—	4.5	○	気象作用の激しい所現場配合の場合は設計図書に示す

注：１）粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は監督職員と協議するものとする。
 ２）設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50％以下を標準とする。
 ３）均しコンクリートの水セメント比は60％程度とする。
 ４）セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。
 ５）追加特記仕様書設計図書において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

- （１）請負者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材（JIS A 5011）を使用する場合には、高炉スラグ碎石コンクリート設計施工指針案（土木学会）によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類はBとしなければならない。
- （２）表３－１の配合表は、標準的な配合を定めたものである。請負者は、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- ８．コンクリート２次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、設計図書に明示した場合を除きセメントと砂の重量比１：３程度とする。
- ９．レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。

- （１）Ａ法
- ① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。
- ② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、２ヶ所の番号、記号等が１枚の写真でよくわかるように撮影すること。ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。
- ③ 写真については、**電子データまたは**ネガにて保存するものとし、工事アルバムには適宜掲載するものとする。
- （２）Ｂ法
- ① 供試体型枠の内側にグリース塗布後、所定の事項を記入した供試体確認版（ＱＣ版）の表を**型枠側**にして型枠側部におき、コンクリートを打設すること。
- ② 強度試験前に供試体に転写した部分を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか確認すること。

10. 本工事において、１日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリートに工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月２日、国官技第185号）」、「「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月２日、国コ企第３号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、検査時まで**に提出**するものとする。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに**提出**するものとする。

測定機器は、測定要領の「２．測定機器」によるものとするが、現場条件により甲から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「６．測定頻度」及び「７．管理基準値・測定結果と対応」により実施する**ものとする。**

追加
簡素化対応

修正
表現見直し

修正
時点修正

分については費用を見込まない。
なお、打設ロット割等で管理回数に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

第6節 運搬・打設

特仕3-6-4 打 設

請負者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。

特仕3-6-7 打 継 目

1. 伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」第2編特仕2-10-2 目地板の規定によるものとする。
2. 無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。
- (1) 請負者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。
- 高さ1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。
- (2) 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。

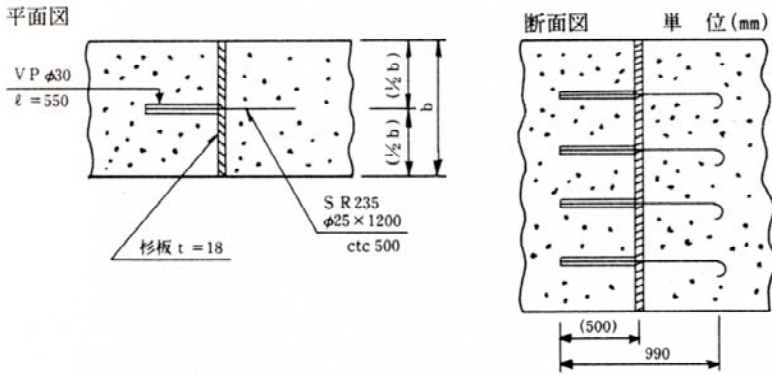


図3-1

- (3) 収縮目地の構造は、巾12cm程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリッパバーとして鉄筋（φ16mm×1.2m）を、50cm間隔に水平に設置するものとする。

11. 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工中において監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。

第6節 運搬・打設

特仕3-6-4 打 設

1. 請負者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。
2. 請負者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変更する場合には、施工計画書の記載内容を変更し、監督職員に説明しなければならない。

特仕3-6-7 打 継 目

1. 伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」第2編特仕2-10-2 目地板の規定によるものとする。
2. 無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。
- (1) 請負者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。
- 高さ1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。
- (2) 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。

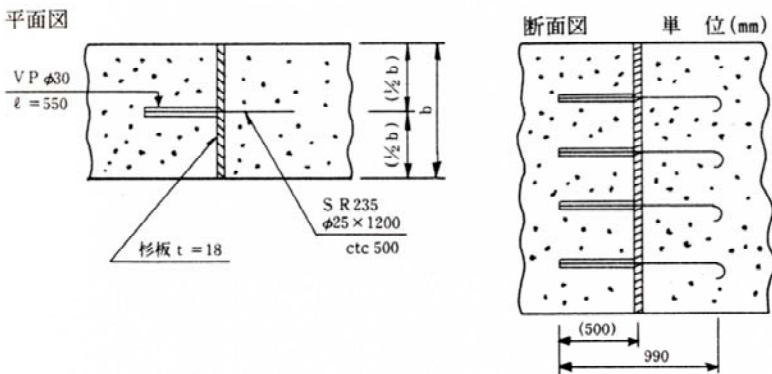
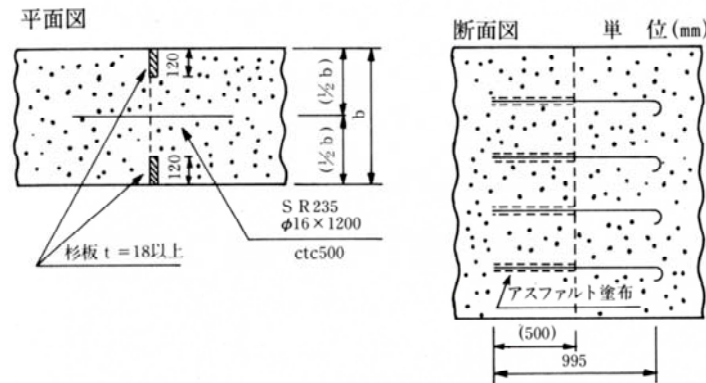


図3-1

- (3) 収縮目地の構造は、巾12cm程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリッパバーとして鉄筋（φ16mm×1.2m）を、50cm間隔に水平に設置するものとする。
- (4) 収縮目地は、図3-2に示す構造とする。

とする。

(4) 収縮目地は、図 3-2 に示す構造とする。



(5) 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋 (SD295A 16mm×1.0m) を50cm間隔に配筋するものとする。

(6) 水平打継目は、図 3-3 に示す構造とする。

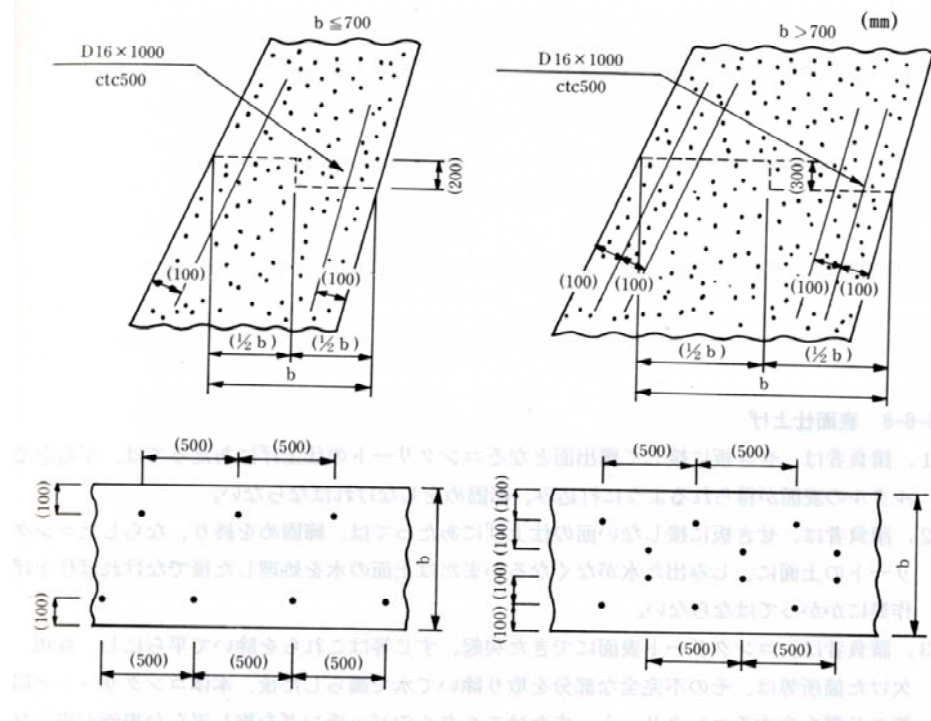


図 3-3

3. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

(1) 請負者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。

(2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材又はこれと同等以上の材料を用いるものとする。

(3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

4. 排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

(1) 請負者は、排水孔については硬質塩化ビニル管 (VP φ100mm) を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。

(2) 請負者は、水抜きパイプ設置箇所には、吸出防止材又は透水材を設置しなければ

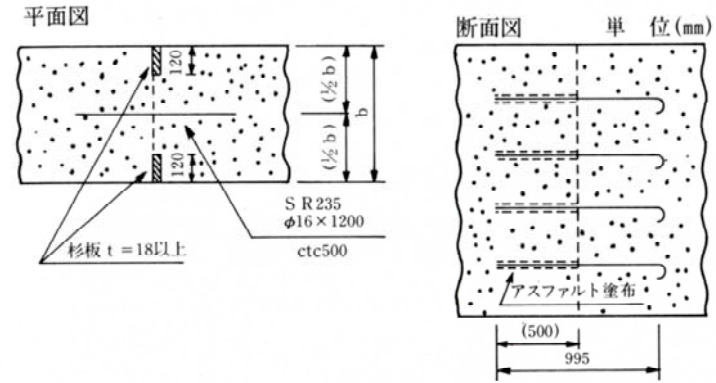


図 3-2

(5) 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋 (SD295A 16mm×1.0m) を50cm間隔に配筋するものとする。

(6) 水平打継目は、図 3-3 に示す構造とする。

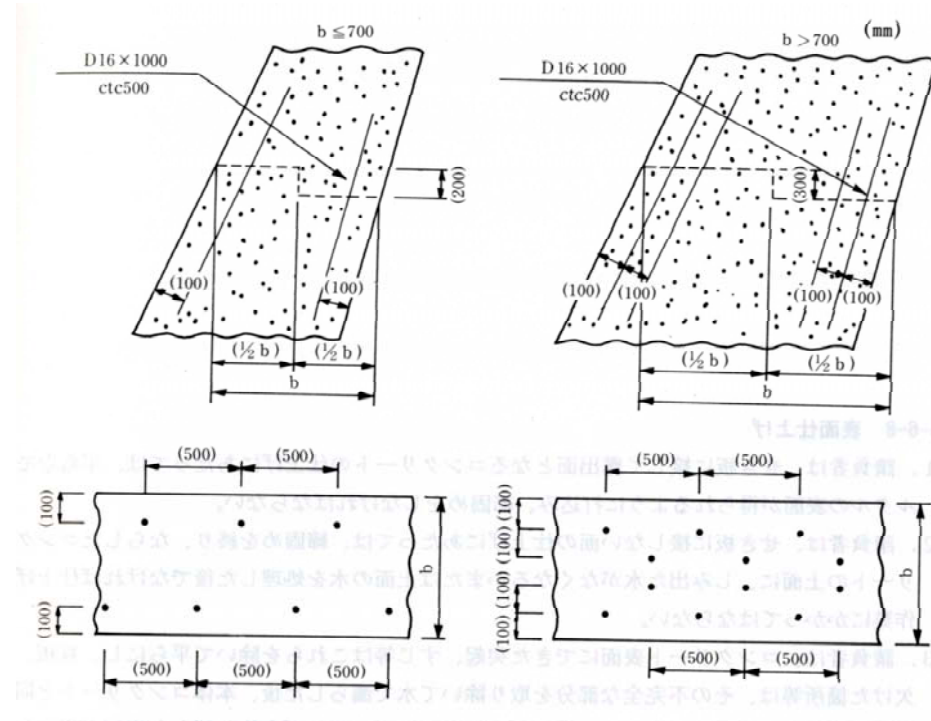


図 3-3

3. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

(1) 請負者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。

(2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材又はこれと同等以上の材料を用いるものとする。

(3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

4. 排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

(1) 請負者は、排水孔については硬質塩化ビニル管 (VP φ100mm) を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。

(2) 請負者は、水抜きパイプ設置箇所には、吸出防止材又は透水材を設置しなければ

ならない。また、その形状は、**設計図書**によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

5. コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

(1) 請負者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。

(2) 請負者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。

(3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。

(4) 請負者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

第7節 鉄 筋 工

特仕3-7-1 一般事項

新設のコンクリート構造物のうち、設計図書において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。

(1) 測定は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（平成21年3月31日付け国官技第 345号）」に従い行うものとする。

(2) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に**提出**するものとする。

(3) これに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

特仕3-7-4 組 立 て

スペーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に段階確認を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の**承諾**を得て適宜配置することとする。

特仕3-7-5 継 手

簡易構造物の鉄筋の継手長は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度(σ_{ck})が18N/mm²の場合40φ（φ：鉄筋の公称直径）、21N/mm²の場合35φ以上とする。

第16節 超速硬コンクリート

特仕3-16-1 一 般 事 項

1. 請負者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書

ならない。また、その形状は、**設計図書**によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

5. コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

(1) 請負者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。

(2) 請負者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。

(3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。

(4) 請負者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

第7節 鉄 筋 工

特仕3-7-1 一般事項

新設のコンクリート構造物のうち、設計図書において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。

(1) 測定は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（平成21年3月31日付け国官技第 345号）」に従い行うものとする。

(2) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に**提出**するものとする。

(3) これに定められていない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

特仕3-7-3 加工

請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験および確認資料を整備および保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕3-7-4 組 立 て

スペーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に段階確認を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の**承諾**を得て適宜配置することとする。

特仕3-7-5 継 手

簡易構造物の鉄筋の継手長は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度(σ_{ck})が18N/mm²の場合40φ（φ：鉄筋の公称直径）、21N/mm²の場合35φ以上とする。

特仕3-7-6 ガス圧接

請負者は、ガス圧接を行う技術者の資格証明書の写しを保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合は、資格証明書の写し等すみやかに**提示**しなければならない。

第16節 超速硬コンクリート

特仕3-16-1 一 般 事 項

1. 請負者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時までに監督職員に提出するものとする。 2. 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。 (1) 試験回数（圧縮強度試験） コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。 (2) 品質規格 3 時間圧縮強度24N/mm²以上 Q₃H スランプ Max 24 — 12 — 25	に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は直ちに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 2. 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。 (1) 試験回数（圧縮強度試験） コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。 (2) 品質規格 3 時間圧縮強度24N/mm²以上 Q₃H スランプ Max 24 — 12 — 25	修正	簡素化対応
---	---	----	-------

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 1 年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H 2 2 年度版)	区分	改定理由																																																																																																																																																																				
第 2 編 材 料 編 第 1 章 一 般 事 項 第 1 節 適 用 本工事において、海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は（財）土木研究センター又は（財）建材試験センターが発行する品質審査証明書を、監督職員に提出するものとする。 I セメント <table><tr><th>品 目</th><th>対応JIS規格（参考）</th></tr><tr><td>ポルトランドセメント</td><td>JIS R 5210</td></tr><tr><td>高炉セメント</td><td>JIS R 5211</td></tr><tr><td>シリカセメント</td><td>JIS R 5212</td></tr><tr><td>フライアッシュセメント</td><td>JIS R 5213</td></tr></table> II 鋼材 <table><tr><th>品 目</th><th>対応JIS規格（参考）</th></tr><tr><td>(1)構造用圧延鋼材</td><td></td></tr><tr><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr><tr><td>溶接構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3106</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>JIS G 3112</td></tr><tr><td>溶接構造用対候性熱間圧延鋼材</td><td>JIS G 3114</td></tr><tr><td>(2)軽量形鋼</td><td></td></tr><tr><td>一般構造用軽量形鋼</td><td>JIS G 3350</td></tr><tr><td>(3)鋼管</td><td></td></tr><tr><td>一般構造用炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3444</td></tr><tr><td>配管用炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3452</td></tr><tr><td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3457</td></tr><tr><td>一般構造用角形鋼管</td><td>JIS G 3466</td></tr><tr><td>(4)鉄線</td><td></td></tr><tr><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>(5)ワイヤロープ</td><td></td></tr><tr><td>ワイヤロープ</td><td>JIS G 3525</td></tr><tr><td>(6)プレストレストコンクリート用鋼材</td><td></td></tr><tr><td>PC鋼線及びPC鋼より線</td><td>JIS G 3536</td></tr><tr><td>PH鋼線</td><td>JIS G 3109</td></tr><tr><td>ピアノ線材</td><td>JIS G 3502</td></tr><tr><td>硬鋼線材</td><td>JIS G 3506</td></tr><tr><td>(7)鉄鋼</td><td></td></tr><tr><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>溶接金網</td><td>JIS G 3551</td></tr><tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr><tr><td>(8)鋼製ぐい及び鋼矢板</td><td></td></tr><tr><td>鋼管ぐい</td><td>JIS G 5525</td></tr><tr><td>H型鋼ぐい</td><td>JIS G 5526</td></tr><tr><td>熱間圧延鋼矢板</td><td>JIS G 5528</td></tr><tr><td>鋼管矢板</td><td>JIS G 5530</td></tr><tr><td>(9)鋼製支保工</td><td></td></tr><tr><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr><tr><td>六角ボルト</td><td>JIS G 1180</td></tr><tr><td>六角ナット</td><td>JIS G 1181</td></tr><tr><td>擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット</td><td>JIS G 1186</td></tr></table>	品 目	対応JIS規格（参考）	ポルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	品 目	対応JIS規格（参考）	(1)構造用圧延鋼材		一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	(2)軽量形鋼		一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	(3)鋼管		一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	(4)鉄線		鉄線	JIS G 3532	(5)ワイヤロープ		ワイヤロープ	JIS G 3525	(6)プレストレストコンクリート用鋼材		PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	PH鋼線	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	(7)鉄鋼		鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	(8)鋼製ぐい及び鋼矢板		鋼管ぐい	JIS G 5525	H型鋼ぐい	JIS G 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528	鋼管矢板	JIS G 5530	(9)鋼製支保工		一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS G 1180	六角ナット	JIS G 1181	擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186	第 2 編 材 料 編 第 1 章 一 般 事 項 第 1 節 適 用 本工事において、海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は（財）土木研究センター又は（財）建材試験センターが発行する品質審査証明書を、監督職員に提出するものとする。 I セメント <table><tr><th>品 目</th><th>対応JIS規格（参考）</th></tr><tr><td>ポルトランドセメント</td><td>JIS R 5210</td></tr><tr><td>高炉セメント</td><td>JIS R 5211</td></tr><tr><td>シリカセメント</td><td>JIS R 5212</td></tr><tr><td>フライアッシュセメント</td><td>JIS R 5213</td></tr></table> II 鋼材 <table><tr><th>品 目</th><th>対応JIS規格（参考）</th></tr><tr><td>(1)構造用圧延鋼材</td><td></td></tr><tr><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr><tr><td>溶接構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3106</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>JIS G 3112</td></tr><tr><td>溶接構造用対候性熱間圧延鋼材</td><td>JIS G 3114</td></tr><tr><td>(2)軽量形鋼</td><td></td></tr><tr><td>一般構造用軽量形鋼</td><td>JIS G 3350</td></tr><tr><td>(3)鋼管</td><td></td></tr><tr><td>一般構造用炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3444</td></tr><tr><td>配管用炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3452</td></tr><tr><td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td><td>JIS G 3457</td></tr><tr><td>一般構造用角形鋼管</td><td>JIS G 3466</td></tr><tr><td>(4)鉄線</td><td></td></tr><tr><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>(5)ワイヤロープ</td><td></td></tr><tr><td>ワイヤロープ</td><td>JIS G 3525</td></tr><tr><td>(6)プレストレストコンクリート用鋼材</td><td></td></tr><tr><td>PC鋼線及びPC鋼より線</td><td>JIS G 3536</td></tr><tr><td>PH鋼線</td><td>JIS G 3109</td></tr><tr><td>ピアノ線材</td><td>JIS G 3502</td></tr><tr><td>硬鋼線材</td><td>JIS G 3506</td></tr><tr><td>(7)鉄鋼</td><td></td></tr><tr><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>溶接金網</td><td>JIS G 3551</td></tr><tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr><tr><td>(8)鋼製ぐい及び鋼矢板</td><td></td></tr><tr><td>鋼管ぐい</td><td>JIS G 5525</td></tr><tr><td>H型鋼ぐい</td><td>JIS G 5526</td></tr><tr><td>熱間圧延鋼矢板</td><td>JIS G 5528</td></tr><tr><td>鋼管矢板</td><td>JIS G 5530</td></tr><tr><td>(9)鋼製支保工</td><td></td></tr><tr><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr><tr><td>六角ボルト</td><td>JIS G 1180</td></tr><tr><td>六角ナット</td><td>JIS G 1181</td></tr><tr><td>擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット</td><td>JIS G 1186</td></tr></table>	品 目	対応JIS規格（参考）	ポルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	品 目	対応JIS規格（参考）	(1)構造用圧延鋼材		一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	(2)軽量形鋼		一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	(3)鋼管		一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	(4)鉄線		鉄線	JIS G 3532	(5)ワイヤロープ		ワイヤロープ	JIS G 3525	(6)プレストレストコンクリート用鋼材		PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	PH鋼線	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	(7)鉄鋼		鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	(8)鋼製ぐい及び鋼矢板		鋼管ぐい	JIS G 5525	H型鋼ぐい	JIS G 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528	鋼管矢板	JIS G 5530	(9)鋼製支保工		一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS G 1180	六角ナット	JIS G 1181	擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186		
品 目	対応JIS規格（参考）																																																																																																																																																																						
ポルトランドセメント	JIS R 5210																																																																																																																																																																						
高炉セメント	JIS R 5211																																																																																																																																																																						
シリカセメント	JIS R 5212																																																																																																																																																																						
フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																																																																																																																						
品 目	対応JIS規格（参考）																																																																																																																																																																						
(1)構造用圧延鋼材																																																																																																																																																																							
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																																						
溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106																																																																																																																																																																						
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																																																																																																																						
溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																																																																																																																						
(2)軽量形鋼																																																																																																																																																																							
一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																																																																																																																						
(3)鋼管																																																																																																																																																																							
一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																																																																																																																						
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																																																																																																																						
配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																																																																																																																						
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																																																																																																																						
(4)鉄線																																																																																																																																																																							
鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																																						
(5)ワイヤロープ																																																																																																																																																																							
ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																																																																																																																						
(6)プレストレストコンクリート用鋼材																																																																																																																																																																							
PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536																																																																																																																																																																						
PH鋼線	JIS G 3109																																																																																																																																																																						
ピアノ線材	JIS G 3502																																																																																																																																																																						
硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																																																																																																						
(7)鉄鋼																																																																																																																																																																							
鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																																						
溶接金網	JIS G 3551																																																																																																																																																																						
ひし形金網	JIS G 3552																																																																																																																																																																						
(8)鋼製ぐい及び鋼矢板																																																																																																																																																																							
鋼管ぐい	JIS G 5525																																																																																																																																																																						
H型鋼ぐい	JIS G 5526																																																																																																																																																																						
熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528																																																																																																																																																																						
鋼管矢板	JIS G 5530																																																																																																																																																																						
(9)鋼製支保工																																																																																																																																																																							
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																																						
六角ボルト	JIS G 1180																																																																																																																																																																						
六角ナット	JIS G 1181																																																																																																																																																																						
擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186																																																																																																																																																																						
品 目	対応JIS規格（参考）																																																																																																																																																																						
ポルトランドセメント	JIS R 5210																																																																																																																																																																						
高炉セメント	JIS R 5211																																																																																																																																																																						
シリカセメント	JIS R 5212																																																																																																																																																																						
フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																																																																																																																						
品 目	対応JIS規格（参考）																																																																																																																																																																						
(1)構造用圧延鋼材																																																																																																																																																																							
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																																						
溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106																																																																																																																																																																						
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																																																																																																																						
溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																																																																																																																						
(2)軽量形鋼																																																																																																																																																																							
一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																																																																																																																						
(3)鋼管																																																																																																																																																																							
一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																																																																																																																						
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																																																																																																																						
配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																																																																																																																						
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																																																																																																																						
(4)鉄線																																																																																																																																																																							
鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																																						
(5)ワイヤロープ																																																																																																																																																																							
ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																																																																																																																						
(6)プレストレストコンクリート用鋼材																																																																																																																																																																							
PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536																																																																																																																																																																						
PH鋼線	JIS G 3109																																																																																																																																																																						
ピアノ線材	JIS G 3502																																																																																																																																																																						
硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																																																																																																						
(7)鉄鋼																																																																																																																																																																							
鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																																						
溶接金網	JIS G 3551																																																																																																																																																																						
ひし形金網	JIS G 3552																																																																																																																																																																						
(8)鋼製ぐい及び鋼矢板																																																																																																																																																																							
鋼管ぐい	JIS G 5525																																																																																																																																																																						
H型鋼ぐい	JIS G 5526																																																																																																																																																																						
熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528																																																																																																																																																																						
鋼管矢板	JIS G 5530																																																																																																																																																																						
(9)鋼製支保工																																																																																																																																																																							
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																																						
六角ボルト	JIS G 1180																																																																																																																																																																						
六角ナット	JIS G 1181																																																																																																																																																																						
擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186																																																																																																																																																																						

Ⅲ 瀝青材料		
	品 目	対応JIS規格（参考）
	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208

Ⅳ 割ぐり石及び骨材		
	割ぐり石	JIS A 5006
	道路用碎石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー（舗装用石炭粉）	JIS A 5008
	コンクリート用碎石及び粹砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

- 1．請負者は、ポストテンションの、P C鋼線・P C鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々1回（1片）行わなければならない。
- 2．P C鋼材の試験はJIS Z 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行い、試験結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合には直ちに**提示**するとともに、検査時までに**提出**するものとする。

第 2 章 土木工事材料

第2節 石

特仕2-2-3 雑 割 石
雑割石の控長は35cm級とする。

特仕2-2-7 その他の砂利、碎石、砂
クラッシャラン（C－40）及び再生クラッシャラン（RC－40）の品質規格は、「共仕」第3編2-6-2 アスファルト舗装の材料第7項の**規定**によるものとする。

第3節 骨 材

特仕2-3-2 セメントコンクリート用骨材
1．砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法80mmの粗骨材の粒度は、表2－1の規格に適合するものとする。
なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は、JIS A1102によるものとする。

Ⅲ 瀝青材料		
	品 目	対応JIS規格（参考）
	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208

Ⅳ 割ぐり石及び骨材		
	割ぐり石	JIS A 5006
	道路用碎石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー（舗装用石炭粉）	JIS A 5008
	コンクリート用碎石及び粹砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

- 1．請負者は、ポストテンションの、P C鋼線・P C鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々1回（1片）行わなければならない。
- 2．P C鋼材の試験はJIS Z 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行い、試験結果を整備・保管し、**監督職員または検査職員の請求があった場合にはすみやかに提示**するとともに、**完成時に納品**するものとする。
- 3．請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備・保管し、**完成時に納品**するものとする。なお、**施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示**しなければならない。
- 4．請負者は「共仕」第2編第1章第2節工事材料の品質及び検査（確認を含む）第6項表1－1に示す工事材料の構造用圧延鋼材のうち、J I S G 3 1 1 2（鉄筋コンクリート用棒鋼）は確認材料から除外してよいものとする

第 2 章 土木工事材料

第2節 石

特仕2-2-3 雑 割 石
雑割石の控長は35cm級とする。

特仕2-2-7 その他の砂利、碎石、砂
クラッシャラン（C－40）及び再生クラッシャラン（RC－40）の品質規格は、「共仕」第3編2-6-2 アスファルト舗装の材料第7項の規定によるものとする。

第3節 骨 材

特仕2-3-2 セメントコンクリート用骨材
1．砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法80mmの粗骨材の粒度は、表2－1の規格に適合するものとする。
なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は、JIS A1102によるものとする。

修正 書類簡素化

追加 書類簡素化

追加 書類簡素化

表 2－1 粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大 寸法 (mm) 粗骨材 の大きさ (mm)	網ふるいを通る量の重量百分率										
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－

第 5 節 鋼 材

特仕2-5-2 構造用圧延鋼材

土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101－S S 330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。

特仕2-5-11 鉄 網

ラス張に使用する金網はヒシ形（2mm（14#）×50mmめっき仕様）で、その規格及び品質はJIS G 3552（ヒシ形金網）の規格に準ずるものとする。

特仕2-5-20 鋼材規格

エキスパンション用異形スタッド（NSD400）の品質規格は表 2－2 のとおりとする

表 2－2 異形スタッド（NSD400）の品質規格

機 械 的 性 質				化 学 成 分			
引張強さ kgf/mm ² (N/mm ²)	降 伏 点 kgf/mm ² (N/mm ²)	伸び%	試験片	C	M ⁿ	F	S
41～56 (400～550) (235以上)	24以上	20以上	JIS Z220 14号標 点距離 L ＝4 D	0.2 以下	0.3～ 0.9	0.04 0以 下	0.04 0以 下

第 7 節 セメントコンクリート製品

特仕2-7-1 一 般 事 項

- 1．請負者は、コンクリート構造物及びコンクリート工場製品については、アルカリ骨材反応抑制対策を実施しなければならない。ただし、長期の耐久性を期待しない仮設構造物については除く。
- 2．請負者は、構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて**確認**をとらなければならない。なお、土木構造物については、（1）、（2）を優先する。
 - （1）コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1 m³に含まれるアルカリ総量Na₂O換算で3.0kg以下にする。
 - （2）抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種又はC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種又はC種〕、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の**確認**されたものを使用する。

表 2－1 粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大 寸法 (mm) 粗骨材 の大きさ (mm)	網ふるいを通る量の重量百分率										
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－

第 5 節 鋼 材

特仕2-5-2 構造用圧延鋼材

土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101－S S 330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。

特仕2-5-11 鉄 網

ラス張に使用する金網はヒシ形（2mm（14#）×50mmめっき仕様）で、その規格及び品質はJIS G 3552（ヒシ形金網）の規格に準ずるものとする。

特仕2-5-20 鋼材規格

エキスパンション用異形スタッド（NSD400）の品質規格は表 2－2 のとおりとする

表 2－2 異形スタッド（NSD400）の品質規格

機 械 的 性 質				化 学 成 分			
引張強さ kgf/mm ² (N/mm ²)	降 伏 点 kgf/mm ² (N/mm ²)	伸び%	試験片	C	M ⁿ	F	S
41～56 (400～550) (235以上)	24以上	20以上	JIS Z220 14号標 点距離 L ＝4 D	0.2 以下	0.3～ 0.9	0.04 0以 下	0.04 0以 下

第 7 節 セメントコンクリート製品

特仕2-7-1 一 般 事 項

- 1．請負者は、コンクリート構造物及びコンクリート工場製品については、アルカリ骨材反応抑制対策を実施しなければならない。ただし、長期の耐久性を期待しない仮設構造物については除く。
- 2．請負者は、構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて**確認**をとらなければならない。なお、土木構造物については、（1）、（2）を優先する。
 - （1）コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1 m³に含まれるアルカリ総量Na₂O換算で3.0kg以下にする。
 - （2）抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種又はC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種又はC種〕、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の**確認**されたものを使用する。

- (3) 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注）の結果で無害と**確認**された骨材を使用する。
3. 請負者は、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.（3）の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督職員と**協議するものとする**。

注）試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レ

ディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

特仕2-7-2 セメントコンクリート製品

1. 遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372の外圧管 1 種及び 2 種とする。
請負者は、**設計図書**に明示された場合を除き、B型管（ソケット管）を使用しなければならない。
2. R C 杭の杭先端部は、普通型（閉塞型）とする。
3. コンクリートブロックの規格は、**設計図書**に明示された場合を除き、JIS A 5371附属書 4 表1.2によるものとする。
4. 側溝蓋は工場製作とし、材料及び製造方法等は、JIS A 5372の基準に準ずるものとする。
5. 「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品については J I S 製品と同等とする。
製造工場は、プレキャストコンクリート製品の J I S 認定工場又は、J I S 認証工場とする。

第9節 芝及びそだ

特仕2-9-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

1. 芝は**設計図書**に明示した場合を除き半土付野芝とする。
2. 筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14cm程度とする。

特仕2-9-3 種子

1. 種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着又は封入したものとし、規格は下記のとおりとする。
巾…………… 7 cm
種子配合……………短冠性の牧草等
2. 種子袋は長さ50cm・巾10cm・厚さ 1 cmのものとし、種子及び肥料等は**設計図書**に示す場合を除き表 2－4 とする。

表 2－4 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（1 枚当り）

品 名		使用量（g）	摘 要
種	ト ー ル フ ェ ス ク	0.6	
	ウィピングラブグラス	0.06	
	レ ッ ド ト ッ プ	0.015	
	ヨ モ ギ	0.01	
	ヤ マ ハ ギ	0.15	
子	メ ド ハ ギ	0.1	

- (3) 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注）の結果で無害と**確認**された骨材を使用する。
3. 請負者は、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.（3）の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督職員と**協議するものとする**。

注）試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レ

ディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

特仕2-7-2 セメントコンクリート製品

1. 遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372の外圧管 1 種及び 2 種とする。
請負者は、**設計図書**に明示された場合を除き、B型管（ソケット管）を使用しなければならない。
2. R C 杭の杭先端部は、普通型（閉塞型）とする。
3. コンクリートブロックの規格は、**設計図書**に明示された場合を除き、JIS A 5371附属書 4 表1.2によるものとする。
4. 側溝蓋は工場製作とし、材料及び製造方法等は、JIS A 5372の基準に準ずるものとする。
5. 「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品については J I S 製品と同等とする。
製造工場は、プレキャストコンクリート製品の J I S 認定工場又は、J I S 認証工場とする。

第9節 芝及びそだ

特仕2-9-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

1. 芝は**設計図書**に明示した場合を除き半土付野芝とする。
2. 筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14cm程度とする。

特仕2-9-3 種子

1. 種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着又は封入したものとし、規格は下記のとおりとする。
巾…………… 7 cm
種子配合……………短冠性の牧草等
2. 種子袋は長さ50cm・巾10cm・厚さ 1 cmのものとし、種子及び肥料等は**設計図書**に示す場合を除き表 2－4 とする。

表 2－4 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（1 枚当り）

品 名		使用量（g）	摘 要
種	ト ー ル フ ェ ス ク	0.6	
	ウィピングラブグラス	0.06	
	レ ッ ド ト ッ プ	0.015	
	ヨ モ ギ	0.01	
	ヤ マ ハ ギ	0.15	
子	メ ド ハ ギ	0.1	

名	カワラナデシコ	0.04	
	セキチク	0.04	
	ヤグルマソウ	0.15	
	コスモス	0.09	
化学肥料		27	N, P, K等成分量30%以上

品名	使用量(g)	摘要
土壌肥料改良材	0.5 (俵)	バーミキュライト等
保水剤		

なお、化成肥料の肥効期間は3ヶ月程度を目標とする。

第10節 目地材料

特仕2-10-1 注入目地材

伸縮目地の目地材は瀝青系目地材（t=10mm）及び樹脂系目地材（t=10mm）とする。

特仕2-10-2 目地板

- 目地材は、厚さ1.8cm以上の杉板又はこれと同等品以上の材料を用いるものとする。
- 護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板は、樹脂発泡体の厚10mmのもので表2－5によるものとする。

表 2－5 目地板の規格値

復元率	90%以上	KDKS0607-1968による
圧縮荷重	0.15N/mm ² 以上	〃 50%圧縮時
硬度	40度以上	SRIS0101-1968スプリングかたさ試験（加圧面接触時）
見かけ密度	0.06 g/cm ³ 以上	

- 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板は、天然ゴム・スチレンゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表2－6によるものとする。

表 2－6 目地板の規格

復元率	90%以上	KDKS0607-1968による
引張強度	2.0N/mm ² 以上	(20℃±10℃) JIS K 6301加硫ゴム試験法に準拠する。縦横とも満足すること。
見かけ密度	0.3 g/cm ³ 以上	
硬度	50度以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 JIS硬度計10sec以内

第11節 塗料

名	カワラナデシコ	0.04	
	セキチク	0.04	
	ヤグルマソウ	0.15	
	コスモス	0.09	
化学肥料		27	N, P, K等成分量30%以上

品名	使用量(g)	摘要
土壌肥料改良材	0.5 (俵)	バーミキュライト等
保水剤		

なお、化成肥料の肥効期間は3ヶ月程度を目標とする。

第10節 目地材料

特仕2-10-1 注入目地材

伸縮目地の目地材は瀝青系目地材（t=10mm）及び樹脂系目地材（t=10mm）とする。

特仕2-10-2 目地板

- 目地材は、厚さ1.8cm以上の杉板又はこれと同等品以上の材料を用いるものとする。
- 護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板は、樹脂発泡体の厚10mmのもので表2－5によるものとする。

表 2－5 目地板の規格値

復元率	90%以上	KDKS0607-1968による
圧縮荷重	0.15N/mm ² 以上	〃 50%圧縮時
硬度	40度以上	SRIS0101-1968スプリングかたさ試験（加圧面接触時）
見かけ密度	0.06 g/cm ³ 以上	

- 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板は、天然ゴム・スチレンゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表2－6によるものとする。

表 2－6 目地板の規格

復元率	90%以上	KDKS0607-1968による
引張強度	2.0N/mm ² 以上	(20℃±10℃) JIS K 6301加硫ゴム試験法に準拠する。縦横とも満足すること。
見かけ密度	0.3 g/cm ³ 以上	
硬度	50度以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 JIS硬度計10sec以内

第11節 塗料

特仕2-11-1 一般事項

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。

- 1) 「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月 (社) 日本道路協会) によるC-5系を基本とする。
- 2) 一般環境に架設する場合は、20年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。
なお、使用材料等については、監督職員の承諾を受けるものとする。
- 3) I系の塗り替えについては、監督職員と協議するものとする。

第12節 道路標識及び区画線

特仕2-12-2 区画線

- 1. 区画線の品質規格及び材料使用量は表2-15、表2-16のとおりとする。

表2-15 常温式ペイント及び加熱式ペイント (1km当り)

名称	規格	単位	数量		備考
			常温式	加熱式	
ペイント	JIS K 5665 1種	ℓ	50	—	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	—	70	
ビーズ	JIS R 3301-1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

表2-16 熔融式ペイント (1km当り)

名称	規格	単位	数量				備考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JIS K 5665 3種-1号	kg	475	633	942	1417	t=1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JIS R 3301-1号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

- 2. 区画線設置の巾及び色彩は表2-17のとおりとする。

表2-17 区画線の巾及び色彩

種別	巾 (cm)	色彩	摘要
車道中央線	15	黄・白	
車道外側線	15, 20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白	

第13節 その他

特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤

特仕2-11-1 一般事項

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。

- 1) 「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月 (社) 日本道路協会) によるC-5系を基本とする。
- 2) 一般環境に架設する場合は、20年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。
なお、使用材料等については、監督職員の承諾を受けるものとする。
- 3) I系の塗り替えについては、監督職員と協議するものとする。

第12節 道路標識及び区画線

特仕2-12-2 区画線

- 1. 区画線の品質規格及び材料使用量は表2-15、表2-16のとおりとする。

表2-15 常温式ペイント及び加熱式ペイント (1km当り)

名称	規格	単位	数量		備考
			常温式	加熱式	
ペイント	JIS K 5665 1種	ℓ	50	—	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	—	70	
ビーズ	JIS R 3301-1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

表2-16 熔融式ペイント (1km当り)

名称	規格	単位	数量				備考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JIS K 5665 3種-1号	kg	475	633	942	1417	t=1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JIS R 3301-1号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

- 2. 区画線設置の巾及び色彩は表2-17のとおりとする。

表2-17 区画線の巾及び色彩

種別	巾 (cm)	色彩	摘要
車道中央線	15	黄・白	
車道外側線	15, 20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白	

第13節 その他

特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤

1. 橋梁修繕工に使用するシーラ材・注入材の規格は、表2-18のとおりとする。

表2-18 シーラ材・注入材の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単 位	規 格 値	
				シーラ材	注入材
比 重	JIS K 7112	20℃ 7 日間 (15×15×40)		1.7±0.2	1.2±0.2
粘 度	JIS K 6833	20℃ B型回転粘土計 500 g	mPa・S		5,000以下
可 使 時 間	温度上昇法	20℃ (200 g)	分	60以上	30以上
圧 縮 降 伏 強 さ	JIS K 7208	20℃ 7 日間 (15×15×43)	N/mm ²	49以上	49以上
圧 縮 弾 性 率	JIS K 7208	〃	N/mm ²	(0.1～0.8)×10 ⁴	(0.1～0.8)×10 ⁴
曲 げ 強 さ	JIS K 7203	20℃ 7 日間 (8×15×160)	N/mm ²	34以上	39以上
引 張 強 さ	JIS K 7113	20℃ 7 日間 (5×20×175)	N/mm ²	20以上	20以上
引張せん断強さ	JIS K 6850	〃	N/mm ²	10以上	10以上
衝 撃 強 さ	JIS K 7111	20℃ 7 日間 (15×15×90)	K J /m ²	1.5以上	3.0以上
硬 さ	JIS K 7215	20℃ 7 日間 (3×12×12)	HDD	80以上	80以上

注) 注入材の強度については、冬期は採取した供試体を20℃7日間の養生したのち、試験をするものとする。

2. エポキシ系樹脂は、表2-19に適合するものとする。

表2-19 エポキシ系樹脂の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規 格 値	
				モルタル用	コンクリート用
比重	JIS K 7112	20℃ 7 日間		1.2±0.05	1.2±0.05
粘度	JIS K 6833	20℃	mPa・S	1,700±1,000	1,700±1,000
圧 縮 降 伏 強 さ	JIS K 7208	20℃ 7 日間	N/mm ²	34以上	29以上
曲 げ 強 さ	JIS K 7203	20℃ 7 日間	N/mm ²	15以上	15以上
引 張 強 さ	JIS K 7113	20℃ 7 日間	N/mm ²	15以上	13以上
圧 縮 弾 性 率	JIS K 7208	20℃ 7 日間	N/mm ²	(0.5～2.0)×10 ³	(0.5～2.0)×10 ³
引張せん断強さ	JIS K 6850	20℃ 7 日間	N/mm ²	10以上	10以上

1. 橋梁修繕工に使用するシーラ材・注入材の規格は、表2-18のとおりとする。

表2-18 シーラ材・注入材の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単 位	規 格 値	
				シーラ材	注入材
比 重	JIS K 7112	20℃ 7 日間 (15×15×40)		1.7±0.2	1.2±0.2
粘 度	JIS K 6833	20℃ B型回転粘土計 500 g	mPa・S		5,000以下
可 使 時 間	温度上昇法	20℃ (200 g)	分	60以上	30以上
圧 縮 降 伏 強 さ	JIS K 7208	20℃ 7 日間 (15×15×43)	N/mm ²	49以上	49以上
圧 縮 弾 性 率	JIS K 7208	〃	N/mm ²	(0.1～0.8)×10 ⁴	(0.1～0.8)×10 ⁴
曲 げ 強 さ	JIS K 7203	20℃ 7 日間 (8×15×160)	N/mm ²	34以上	39以上
引 張 強 さ	JIS K 7113	20℃ 7 日間 (5×20×175)	N/mm ²	20以上	20以上
引張せん断強さ	JIS K 6850	〃	N/mm ²	10以上	10以上
衝 撃 強 さ	JIS K 7111	20℃ 7 日間 (15×15×90)	K J /m ²	1.5以上	3.0以上
硬 さ	JIS K 7215	20℃ 7 日間 (3×12×12)	HDD	80以上	80以上

注) 注入材の強度については、冬期は採取した供試体を20℃7日間の養生したのち、試験をするものとする。

2. エポキシ系樹脂は、表2-19に適合するものとする。

表2-19 エポキシ系樹脂の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規 格 値	
				モルタル用	コンクリート用
比重	JIS K 7112	20℃ 7 日間		1.2±0.05	1.2±0.05
粘度	JIS K 6833	20℃	mPa・S	1,700±1,000	1,700±1,000
圧 縮 降 伏 強 さ	JIS K 7208	20℃ 7 日間	N/mm ²	34以上	29以上
曲 げ 強 さ	JIS K 7203	20℃ 7 日間	N/mm ²	15以上	15以上
引 張 強 さ	JIS K 7113	20℃ 7 日間	N/mm ²	15以上	13以上
圧 縮 弾 性 率	JIS K 7208	20℃ 7 日間	N/mm ²	(0.5～2.0)×10 ³	(0.5～2.0)×10 ³
引張せん断強さ	JIS K 6850	20℃ 7 日間	N/mm ²	10以上	10以上

衝 撃 強 さ	JIS K 7111	20℃ 7 日間	K J /m ²	1. 5以上	1. 5以上
硬さ	JIS K 7215	20℃ 7 日間	HDD	75以上	70以上

- 3．エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表 2－20のとおりとする。

表 2－20 質 量 配 合 比

	樹 脂	硅 砂	砂 利	単位質量	摘 要
樹 脂 モ ル タ ル	1	4	－	2, 100±100kg/m ³	
〃	1	5	－	2, 150±100kg/m ³	
樹脂コンクリート	1	3	5	2, 250±100kg/m ³	

- 4．硅砂は表 2－21の規格を満足する 4 号・ 7 号を使用する。
（1）種 類：乾燥硅砂
（2）粒 度

表 2－21 硅砂の規格

	4 号硅砂			7 号硅砂		
フルイの呼び寸法 (mm)	1. 19 以上	1. 19 ～0. 59	0. 59 以下	0. 42 以上	0. 42～0. 105	1. 05 以下
残留重量百分率 (%)	10 以下	80 以上	10 以下	10 以下	75 以上	15 以下

- （3）水分含有率：0. 5%以下
請負者は、完全乾燥して防水梱包したものを現場に搬入しなければならない。
なお、一度開封した硅砂を使用してはならない。

- 5．砂 利
樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥（表乾状態）させたものとし、粒度分布は表 2－22を満足しなければならない。

表 2－22 粒 度 分 布

	25mm	20mm	15mm	10mm	5mm
通過重量百分率 （%）	100	100～95	100～85	50～20	5～0

- 6．織 維
（1）繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。
（2）繊維の品質規格については、表 2－23とする。

表 2－23 織 維 の 品 質 規 格

織 維 名	試 験 規 格 等	巾 (m)	質 量 g /m	厚 (mm)	引張強度
カーボン ガラスロービング	TERC-140 JIS R 7601及び JIS R 3412 ER1150 1/2	140	64	0. 5	26N/mm ²

衝 撃 強 さ	JIS K 7111	20℃ 7 日間	K J /m ²	1. 5以上	1. 5以上
硬さ	JIS K 7215	20℃ 7 日間	HDD	75以上	70以上

- 3．エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表 2－20のとおりとする。

表 2－20 質 量 配 合 比

	樹 脂	硅 砂	砂 利	単位質量	摘 要
樹 脂 モ ル タ ル	1	4	－	2, 100±100kg/m ³	
〃	1	5	－	2, 150±100kg/m ³	
樹脂コンクリート	1	3	5	2, 250±100kg/m ³	

- 4．硅砂は表 2－21の規格を満足する 4 号・ 7 号を使用する。
（1）種 類：乾燥硅砂
（2）粒 度

表 2－21 硅砂の規格

	4 号硅砂			7 号硅砂		
フルイの呼び寸法 (mm)	1. 19 以上	1. 19 ～0. 59	0. 59 以下	0. 42 以上	0. 42～0. 105	1. 05 以下
残留重量百分率 (%)	10 以下	80 以上	10 以下	10 以下	75 以上	15 以下

- （3）水分含有率：0. 5%以下
請負者は、完全乾燥して防水梱包したものを現場に搬入しなければならない。
なお、一度開封した硅砂を使用してはならない。

- 5．砂 利
樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥（表乾状態）させたものとし、粒度分布は表 2－22を満足しなければならない。

表 2－22 粒 度 分 布

	25mm	20mm	15mm	10mm	5mm
通過重量百分率 （%）	100	100～95	100～85	50～20	5～0

- 6．織 維
（1）繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。
（2）繊維の品質規格については、表 2－23とする。

表 2－23 織 維 の 品 質 規 格

織 維 名	試 験 規 格 等	巾 (m)	質 量 g /m	厚 (mm)	引張強度
カーボン ガラスロービング	TERC-140 JIS R 7601及び JIS R 3412 ER1150 1/2	140	64	0. 5	26N/mm ²

7. 充填材及びバックアップ材の物性は表 2-24、表 2-25のとおりとする。

表 2-24 弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性

項 目	条 件	標準値	試 験 方 法	定期検査	通常検査
比 重	20℃	1.1±0.2	JIS K 6350に準じる。	○	○
硬 度 (ASKER-C)	20℃	2～13	SRIS 0101-1968に準じる。	○	
破 断 時 の 伸 び (%)	-20℃	400以上	JIS A 5758に準じる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	500以上		○	
	水中浸漬	500以上		○	
	200時間ウェザー	500以上		○	
最 大 引 張 応 力 (N/mm ²)	-20℃	0.3 以上	JIS A 5758に準ずる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	0.08以上		○	
	水中浸漬	0.08以上		○	
	200時間ウェザー	0.08以上		○	
50 % 圧 縮 強 さ (N/mm ²)	20℃	0.02～ 0.13	JIS K 6767に準じる。	○	○
復 元 性 試 験 (%)	50%圧縮	90以上	JIS K 6301に準じる。	○	
引 張 圧 縮 繰 り 返 し 試 験	7000回	異常なし	JIS K 6758に準ずる。	○	

注) 全項目について1年に1回定期検査を行うものとし、試験報告書にはその写しを添付しなければならない。

表 2-25 バックアップ材の品質の標準規格
(高弾性ウレタンフォーム)

項 目	単 位	規 格	試験方法
密度	kg/m ³	85.0±6.8	JIS K6400
硬さ	N	441.3±53.9	JIS K6400
引張強さ	Kpa	118以上	JIS K6400
伸び	%	50以上	JIS K6400
反発弾性	%	60以上	JIS K6400
圧縮残留歪	%	3.0以下	JIS K6400
繰り返し圧縮残留歪	%	1.5以下	JIS K6400

(ポリエチレンフォーム)

項 目	標 準 値		試験方法
	車道部(硬質バックアップ材)	地盤部(硬質バックアップ材)	
みかけ密度(g/cm ³)	0.025～0.040	0.025～0.036	JIS K 6767
引 裂 強 さ(N/mm ²)	0.34～0.57	0.10～0.26	

7. 充填材及びバックアップ材の物性は表 2-24、表 2-25のとおりとする。

表 2-24 弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性

項 目	条 件	標準値	試 験 方 法	定期検査	通常検査
比 重	20℃	1.1±0.2	JIS K 6350に準じる。	○	○
硬 度 (ASKER-C)	20℃	2～13	SRIS 0101-1968に準じる。	○	
破 断 時 の 伸 び (%)	-20℃	400以上	JIS A 5758に準じる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	500以上		○	
	水中浸漬	500以上		○	
	200時間ウェザー	500以上		○	
最 大 引 張 応 力 (N/mm ²)	-20℃	0.3 以上	JIS A 5758に準ずる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	0.08以上		○	
	水中浸漬	0.08以上		○	
	200時間ウェザー	0.08以上		○	
50 % 圧 縮 強 さ (N/mm ²)	20℃	0.02～ 0.13	JIS K 6767に準じる。	○	○
復 元 性 試 験 (%)	50%圧縮	90以上	JIS K 6301に準じる。	○	
引 張 圧 縮 繰 り 返 し 試 験	7000回	異常なし	JIS K 6758に準ずる。	○	

注) 全項目について1年に1回定期検査を行うものとし、試験報告書にはその写しを添付しなければならない。

表 2-25 バックアップ材の品質の標準規格
(高弾性ウレタンフォーム)

項 目	単 位	規 格	試験方法
密度	kg/m ³	85.0±6.8	JIS K6400
硬さ	N	441.3±53.9	JIS K6400
引張強さ	Kpa	118以上	JIS K6400
伸び	%	50以上	JIS K6400
反発弾性	%	60以上	JIS K6400
圧縮残留歪	%	3.0以下	JIS K6400
繰り返し圧縮残留歪	%	1.5以下	JIS K6400

(ポリエチレンフォーム)

項 目	標 準 値		試験方法
	車道部(硬質バックアップ材)	地盤部(硬質バックアップ材)	
みかけ密度(g/cm ³)	0.025～0.040	0.025～0.036	JIS K 6767
引 裂 強 さ(N/mm ²)	0.34～0.57	0.10～0.26	

伸 び (%)	300～400	175～400	
引 裂 強 さ (N/cm)	14.70～25.48	7.35～17.15	

注) バックアップ材の材質は原則として高弾性ウレタンフォームまたはポリエチレンフォームとするが、これらを使用しない構造の場合はこの限りでない。

特仕2-13-2 合成樹脂製品

1. ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。
- 規格は表 2－26によるものとする。

表 2－26 ゴム製止水板の規格

硬 度	65± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	25N/mm ² 以上	JIS K 6251 (23℃+ 2℃) 縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min
ひきさき強度	12N/mm ²	JIS K 6252 引張速度500±25mm/min
比 重	1.13±0.03	JIS K 6350

ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表 2－27によるものとする。

表 2－27 止水板の規格

硬 度	65± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	15N/mm ² 以上	JIS K 6251
伸 び	350%以上	JIS K 6251

2. 砂防ダムで使用する止水板は、センターバルブ・コルゲート型で塩化ビニール製品巾30cm厚さ7mm以上とする。
3. 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン（クロロプレンゴム）の性状は表 2－28によるものとする。

表 2－28 止水ゴムパッキンの規格

硬 度	60± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	12000KN/㎡以上	JIS K 6251
伸 び	400%以上	JIS K 6251
老 化 試 験		JIS K 6257 100℃×70h
引張り強さ変化率	－20%以上	
伸 び 変 化 率	－30%以上	
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262の10 100℃×70h

伸 び (%)	300～400	175～400	
引 裂 強 さ (N/cm)	14.70～25.48	7.35～17.15	

注) バックアップ材の材質は原則として高弾性ウレタンフォームまたはポリエチレンフォームとするが、これらを使用しない構造の場合はこの限りでない。

特仕2-13-2 合成樹脂製品

1. ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。
- 規格は表 2－26によるものとする。

表 2－26 ゴム製止水板の規格

硬 度	65± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	25N/mm ² 以上	JIS K 6251 (23℃+ 2℃) 縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min
ひきさき強度	12N/mm ²	JIS K 6252 引張速度500±25mm/min
比 重	1.13±0.03	JIS K 6350

ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表 2－27によるものとする。

表 2－27 止水板の規格

硬 度	65± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	15N/mm ² 以上	JIS K 6251
伸 び	350%以上	JIS K 6251

2. 砂防ダムで使用する止水板は、センターバルブ・コルゲート型で塩化ビニール製品巾30cm厚さ7mm以上とする。
3. 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン（クロロプレンゴム）の性状は表 2－28によるものとする。

表 2－28 止水ゴムパッキンの規格

硬 度	60± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	12000KN/㎡以上	JIS K 6251
伸 び	400%以上	JIS K 6251
老 化 試 験		JIS K 6257 100℃×70h
引張り強さ変化率	－20%以上	
伸 び 変 化 率	－30%以上	
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262の10 100℃×70h

(旧) 土木工事特記仕様書 (H21年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H22年度版)	区分	改定理由
第 3 編 土木工事共通編 第 1 章 総 則 第1節 総 則 特仕1-1-4 現場技術員 請負者は、現場監督技術業務及び現場検査技術業務を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。	第 3 編 土木工事共通編 第 1 章 総 則 第1節 総 則 特仕1-1-4 現場技術員 1. 請負者は、現場監督技術業務及び現場検査技術業務を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。 2. 請負者が監督職員に対して行う連絡は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。 3. 監督職員から請負者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接連絡があったものと同等である。 特仕1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 1. 「共仕」第3編1－1－6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第1項の立会の実施にあたっては、別に定める確認・立会簿により実施するものとする。 ①請負者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ②監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を請負者に通知するものとし、確認立会の実施後は直ちにその結果を確認立会書として回答するものとする。 ③確認・立会簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、確認・立会に用いた資料等は確認・立会の実施者が保管するものとする。 2. 「共仕」第3編1－1－6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第6項の段階確認の実施にあたっては、別に定める段階確認簿により実施するものとする。 ①請負者は、「共仕」第3編1－1－6表1－1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 ②請負者は段階確認に係わる種別・細別、施工予定時期等を確認内容として段階確認簿簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ③監督職員は、提出された確認内容に対しての確認方法を請負者に通知するものとし、請負者は通知された確認方法により段階確認を受けなければならない。 また、段階確認においては請負者は臨場しなければならない。 ④段階確認の実施結果について監督職員は速やかに確認結果、確認日等を確認書として回答するものとする。 ⑤段階確認簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、段階確認に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、確認実施者が保管するものとする。 特仕1-1-8 品 質 証 明 請負者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を「共仕」第1編第1章1-1-4 施工計画書の第1項(15) その他に記載しなければならない。	追加 追加 追加 追加 追加 追加	簡素化対応 簡素化対応 簡素化対応 簡素化対応 簡素化対応 簡素化対応
	特仕1－1－9 工事完成図書の納品	追加	簡素化対応

1. 工事請負代金額が500万円以上の工事については施工体制審査員制度の対象工事とし、以下によるものとする。
- (1) 本工事の施工体制審査業務を担当する施工体制審査員の氏名は**設計図書**によるものとする。
- (2) 施工体制審査員が監督職員に代わり現場等で施工体制の審査を実施する場合には、その業務に協力しなければならない。
- また、書類（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- ただし、施工体制審査員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、**指示、承諾、協議及び確認**の適否等を行う権限は有しないものである。
- (3) 監督職員から請負者に対する**指示**又は、**通知**等を施工体制審査員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- (4) 監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は、**通知**は施工体制審査員を通じて行うことができるものとする。

特仕1-1-18 品質確認技術者

1. 総則
- (1) 土木工事品質確認技術者
- 請負者は、「共仕」第3編1-1-8 品質証明、「特仕」第3編**特仕1-1-8 品質証明の品質証明員と土木工事品質確認技術者のいずれか**を選択できる（低入札価格調査制度の調査対象工事は除く。）。土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。
- 1) 中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなくてはならない。
- 2) 土木工事品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとする。
- なお、品質確認内容等を所定の様式に記入し、検査（完成、完済、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）時までには監督職員に**提出**するものとする。ただし、監督職員は、品質確認等が客観的にみて行われていないと思われる時は、品質確認技術者に対して、資料の**提出**を求めることができる。
- ① 表1－5「品質段階確認一覧表」に示す品質確認内容。

1. 工事請負代金額が500万円以上の工事については施工体制審査員制度の対象工事とし、以下によるものとする。
- (1) 本工事の施工体制審査業務を担当する施工体制審査員の氏名は**設計図書**によるものとする。
- (2) 施工体制審査員が監督職員に代わり現場等で施工体制の審査を実施する場合には、その業務に協力しなければならない。
- また、書類（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- ただし、施工体制審査員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、**指示、承諾、協議及び確認**の適否等を行う権限は有しないものである。
- (3) 監督職員から請負者に対する**指示**又は、**通知**等を施工体制審査員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- (4) 監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は、**通知**は施工体制審査員を通じて行うことができるものとする。

特仕1－1－18 土木工事品質確認技術者

- 請負者は、設計図書で土木工事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。但し、低入札価格調査制度の調査対象工事及びISO認証取得活用工事として承認された工事は本制度を選択できない。
- (1) 請負者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなくてはならない。
- (2) 土木工事品質確認技術者は、当該工事に従事していない社内の者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**するものとする。なお、土木工事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。
- (3) 土木工事品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式および確認した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに**提示**するものとする。
- ①表1－5「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により確認。
- ②土木工事共通仕様書第2編材料編第1章一般事項第2節表1－1「指定材料の品質確認一覧」に示す材料について臨場若しくは試験成績表等により確認。
- ③表1－5に記載のない工種については、別途段階確認等について、監督職員と**協議**し定めた内容。
- (4) 請負者は、品質確認の実施にあたり、段階確認や指定材料の品質確認の項目を施工計画書の（15）その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章1－1－8、「特仕」第3編第1章1－1－8の品質証明における品質証明員と兼ねて実施することができるものとする。
- (6) 土木工事品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・既済・中間等）に立ち会わなければならない。
- (7) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、上記（3）の段階確認および指定材料の品質確認に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

修正

時点修正

一段：一段工
重：重

[illegible]

一段：一段五客
 一段：一段五客

[illegible][illegible][illegible]

特仕1-1-19 建設現場のオープン化

設計図書において、建設現場へのオープン化の試行対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。

1. 公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。
2. モニターカメラの設置位置については、監督職員の指示によるものとする。
3. モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。

第 2 章 一般施工

第 2 節 適用すべき諸基準

「共仕」に示す諸基準に下記基準類を追加する。
建設省 車両用防護柵標準仕様について (平成11年 2 月)
日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成11年 3 月)

第 3 節 共通的工種

特仕2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 設計図書に実線で示した床掘線は、指定したものである。請負者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
2. 設計図書に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。
3. 請負者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、設計図書に関して監督職員と協議して施工するものとする。
4. 構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。

特仕2-3-5 縁石工

1. 「共仕」第 3 編2-3-5 縁石工の 1 項の敷モルタルは 1 : 3（セメント：砂）の重量配合とする。
2. アスカーブの施工については、「特仕」第 3 編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. アスカーブの施工にあたり、気温が 5℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の 6 項の規定によるものとする。

特仕2-3-8 路側防護柵工

1. 請負者は材料手配前に十分な現地調査を行い、支柱埋込み不可能な場合は監督職員と協議するものとする。
2. 設計図書と現場の状況が一致しない場合は、監督職員と「協議」する旨を施工計画書に記載するとともに、作業員への周知をはかる為、下請けに「報告」する旨を作業手順書に記載させること。
3. 請負者は、設計図書においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、防護柵の所要の埋込み長が確保されていることが確認できる状況「建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等」をビデオカメラにより全本数分を撮影し、監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時まで

特仕1-1-19 建設現場のオープン化

設計図書において、建設現場へのオープン化の試行対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。

1. 公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。
2. モニターカメラの設置位置については、監督職員の指示によるものとする。
3. モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。

第 2 章 一般施工

第 2 節 適用すべき諸基準

「共仕」に示す諸基準に下記基準類を追加する。
建設省 車両用防護柵標準仕様について (平成11年 2 月)
日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成11年 3 月)

第 3 節 共通的工種

特仕2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 設計図書に実線で示した床掘線は、指定したものである。請負者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
2. 設計図書に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。
3. 請負者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、設計図書に関して監督職員と協議して施工するものとする。
4. 構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。

特仕2-3-5 縁石工

1. 「共仕」第 3 編2-3-5 縁石工の 1 項の敷モルタルは 1 : 3（セメント：砂）の重量配合とする。
2. アスカーブの施工については、「特仕」第 3 編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. アスカーブの施工にあたり、気温が 5℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の 6 項の規定によるものとする。

特仕2-3-8 路側防護柵工

1. 請負者は材料手配前に十分な現地調査を行い、支柱埋込み不可能な場合は監督職員と協議するものとする。
2. 設計図書と現場の状況が一致しない場合は、監督職員と「協議」する旨を施工計画書に記載するとともに、作業員への周知をはかる為、下請けに「報告」する旨を作業手順書に記載させること。
3. 請負者は、設計図書においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、防護柵の所要の埋込み長が確保されていることが確認できる状況「建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等」をビデオカメラにより全本数分を撮影し、監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時まで

に監督職員に提出するものとする。
併せて、設計図書に示した出来高、品質を満足していることを証明した施工確認書（案）（別紙１）を監督職員に提出するものとする。

特仕2-3-9 区画線工

- 1. 仮区画線については、供用期間が1ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とする。
- 2. 修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。
- 3. 請負者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。

特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工

- 1. ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 2. 実測値に異状があった場合は、監督職員に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- 3. 請負者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編19・8（PC鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時まで監督職員に提出するものとする。
- 4. グラウトの配合は表5－1とするが、請負者はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の確認のため試験練りを実施し、設計図書に示す品質が得られることを確認するものとする。
ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表5－1 グラウトの配合

名 称	普通ポルトランドセメント	水	ノンブリージング型混和剤 (ホゾリスGF1700同等品以上)
グラウト材料1㎡当り	1,305kg	587ℓ	13kg

特仕2-3-17 根固めブロック工

- 1. 請負者は、ブロックの製作にあたっては設計図書に示す場所で行わなければならない。なお、製作場所を変更する場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 2. 請負者は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 3. 請負者は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後3週間経過後とする。

特仕2-3-23 現場継手工

請負者は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。

に監督職員に提出するものとする。
併せて、設計図書に示した出来高、品質を満足していることを証明した施工確認書（案）（別紙１）を監督職員に提出するものとする。

特仕2-3-9 区画線工

- 1. 仮区画線については、供用期間が1ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とする。
- 2. 修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。
- 3. 請負者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。

特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工

- 1. ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 2. 実測値に異状があった場合は、監督職員に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- 3. 請負者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編19・8（PC鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時まで監督職員に提出するものとする。
- 4. グラウトの配合は表5－1とするが、請負者はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の確認のため試験練りを実施し、設計図書に示す品質が得られることを確認するものとする。
ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表5－1 グラウトの配合

名 称	普通ポルトランドセメント	水	ノンブリージング型混和剤 (ホゾリスGF1700同等品以上)
グラウト材料1㎡当り	1,305kg	587ℓ	13kg

- 5. プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）19.8 PC鋼材工及び緊張工」（道路協会、平成14年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、完成時に納品するものとする。
なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。

特仕2-3-17 根固めブロック工

- 1. 請負者は、ブロックの製作にあたっては設計図書に示す場所で行わなければならない。なお、製作場所を変更する場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 2. 請負者は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 3. 請負者は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後3週間経過後とする。

特仕2-3-23 現場継手工

- 1. 請負者は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。
- 2. 請負者は、締付け確認をボルト締め付け後すみやかに行い、その記録を整備および保管し、完成時に納品するものとする。

追加 簡素化対応

追加 簡素化対応

特仕2-3-24 伸縮装置工 1. バックアップ材については、ミルシートの提出のみとする。 2. 請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について施工計画書に記載しなければならない。 特仕2-3-26 多自然型護岸工 1. かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻き付けた形状で、先端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。 また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。 2. かごマットの連結の方法はコイル式とし表1－4のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内面に向けるものとする。 3. かごマットの厚さが30cmを使用する場合には、かごマットの編目から中詰め用ぐり石が抜けでないようにしなければならない。 4. 鉄線の品質の証明は、生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を提出するものとする。	なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。 特仕2-3-24 伸縮装置工 1. バックアップ材については、ミルシートの提出のみとする。 2. 請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について施工計画書に記載しなければならない。 特仕2-3-26 多自然型護岸工 1. カゴマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改訂）（以下「新基準」という。）によるほか、設計図書及び以下によるものとする。 （1）線材は、表－1の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、請負者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提示し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。 （2）請負者は、納入された製品について底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び製造年月日を記載した表示標を保管するものとし、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。	修正
--	---	-----------

表－１ 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に 要求さ れる性 能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)		引張強さ 290/mm2以上
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m2以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	新基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	新基準「1. 適用河川」に基づくこと		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 總的摩擦試験	—	摩擦係数 0.9以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のため	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100回転	摩擦係数 0.9以上 (初期摩耗後)

注1) 表－1 の確認方法に基づく公的試験機関による性能確認については、1 回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、新基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表－2）を行うものとする。

注2) メッキ鉄線以外の線材についても、新基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験 機関による審査証明を事前に監督職員に提示し、確認を受けなければならない。

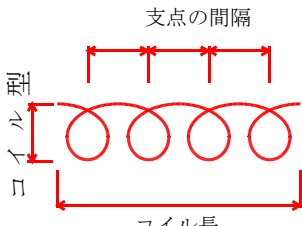
表－２　線材の品質管理試験の内容

	試験項目	基　準　値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N／mm ² 以上	JISG3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JISG3547準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	5巻線に1回
公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N／mm ² 以上	JISG3547準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	200巻線に1回
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.9以上	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	200巻線に1回
		長期性能型 摩擦係数0.9以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回

注1) 1巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする。
注2) メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。
注3) 線径の基準値の() 書きは、30cm規格、[] 書きは、50cm規格
注4) メッキ鉄線以外の鉄線についても、新基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

- (3) 鉄線の品質の証明は、表－２に基づき生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとし、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
- (4) 請負者は、かごマットは、側網、仕切網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (5) かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻き付けた形状で、先端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。
- (6) かごマットの連結の方法はコイル式とし表1－4のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内面に向けるものとする。
- (7) かごマットの厚さが30cmを使用する場合には、かごマットの編目から中詰め用ぐり石が抜けでないようにしなければならない。

表 1－4 連結コイル線

	線径	コイル径	連結支点 の 間 隔	コ イ ル 長	コイル線 
	5mm 以上	50mm 以下	80mm 以下	50cm 以上	
	5mm 以上	50mm 以下	80mm 以下	高さ方向30cm その他50cm以上	

特仕2-3-31 現場塗装工

- 1．請負者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により**防止するものとする。**
- 2．下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
- 3．中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。
- 4．運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。
- なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。

特仕2-3-32 簡易鋼製品の塗装

- 1．簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。
下塗り…鉛系錆止 170（140）g/m²以上（JIS K 5623 1回塗）
上塗り…フタル酸樹脂2種 （120）g/m²以上（JIS K 5516 1回塗）
なお、（ ） 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。
- 2．簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。
鋼板・形鋼等……… JIS H 8641-2種 HDZ40（付着量400g/m²以上）
ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種 HDZ35（ " 350g/m²以上）

第4節 基 礎 工

特仕2-4-1 一 般 事 項

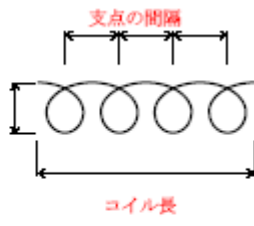
- 1．請負者は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書Ⅳ下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、施工計画書にその旨を記載しなければならない。
- 2．請負者は、**設計図書**に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシュラン（RC－40）を使用しなければならない。

特仕2-4-2 土台基礎工

- 1．請負者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。

特仕2-4-3 基礎工（護岸）

表 1－4 連結コイル線

かご厚	線径	コイル径	連結支点 の 間 隔	コ イ ル 長	コイル線 
50cm	5mm	50mm 以下	80mm 以下	50cm 以上	
30cm	5mm	50mm 以下	80mm 以下	高さ方向30cm その他50cm以上	

特仕2-3-31 現場塗装工

- 1．請負者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により防止するものとする。
- 2．下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
- 3．中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。
- 4．運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。
- なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。
- 5．請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、必要な処置を講じなければならない。
- 6．請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
- 7．請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとし、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-3-32 簡易鋼製品の塗装

- 1．簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。
下塗り…鉛系錆止 170（140）g/m²以上（JIS K 5623 1回塗）
上塗り…フタル酸樹脂2種 （120）g/m²以上（JIS K 5516 1回塗）
なお、（ ） 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。
- 2．簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。
鋼板・形鋼等……… JIS H 8641-2種 HDZ40（付着量400g/m²以上）
ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種 HDZ35（ " 350g/m²以上）

第4節 基 礎 工

特仕2-4-1 一 般 事 項

- 1．請負者は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書Ⅳ下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、施工計画書にその旨を記載しなければならない。
- 2．請負者は、**設計図書**に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシュラン（RC－40）を使用しなければならない。

特仕2-4-2 土台基礎工

- 1．請負者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。

特仕2-4-3 基礎工（護岸）

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

特仕2-4-4 既 製 杭 工

1. 請負者は、**設計図書**に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会H19. 1」の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
なお、施工にあたっては、オーガ先端が**設計図書**に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝60～70％）を噴出（低圧の場合：1 N/mm²以上の圧、高圧の場合：15～20 N/mm²以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。
2. セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時まで監督職員に**提出**するものとする。
3. 既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。
4. 請負者は、中掘工法による杭支持層の**確認**は掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。
また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
5. 鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。
6. 溶接施工管理技術者は、管理技術者が兼務できるものとする。
7. 「共仕」第3編2-4-4 既製杭工の21項の（8）については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確認**するものとする。
なお、請負者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。
補修方法は、表2－2に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行なうものとする。

表 2－2 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補 修 方 法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げる。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げる。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げる。
3	鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げる。
4	アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げる。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、

請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

特仕2-4-4 既 製 杭 工

1. 請負者は、**設計図書**に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会H19. 1」の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
なお、施工にあたっては、オーガ先端が**設計図書**に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝60～70％）を噴出（低圧の場合：1 N/mm²以上の圧、高圧の場合：15～20 N/mm²以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。
2. セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員**または検査職員**の請求があった場合は**すみやかに提示**するとともに、**完成時に納品**するものとする。
3. 既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。
4. 請負者は、中掘工法による杭支持層の**確認**は掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。
また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
5. 鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。
6. 溶接施工管理技術者は、管理技術者が兼務できるものとする。
7. 「共仕」第3編2-4-4 既製杭工の21項の（8）については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確認**するものとする。
なお、請負者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。
補修方法は、表2－2に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行なうものとする。

表 2－2 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補 修 方 法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げる。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げる。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げる。
3	鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げる。
4	アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げる。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、

修正

簡素化対応

		それに応じた再溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

特仕2-4-5 場所打杭工

- 請負者は、2 本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。
- 請負者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生（「共仕」第1 編3-6-9 養生第2 項）が終了した後に行わなければならない。

特仕2-4-6 深 礎 工

- 請負者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。
- 請負者は、ライナープレートを埋殺施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深

		それに応じた再溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

- 請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**すものとする。
なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
- 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。
- 請負者は、「共仕」2－4－4 第2 1 項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-4-5 場所打杭工

- 請負者は、2 本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。
- 請負者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生（「共仕」第1 編3-6-9 養生第2 項）が終了した後に行わなければならない。
- 請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
- 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。

特仕2-4-6 深 礎 工

- 請負者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。
- 請負者は、ライナープレートを埋殺施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

- 礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。
3. グラウトモルタル1 m3当りの示方配合は表 2－3 を標準とする。

表 2－3 グラウトモルタルの配合比

セメント kg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec (目標参考)
200以上 高 炉 B	1:4～6	0.8	(25±5)

4. 請負者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と協議するものとする。

- 礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。
3. グラウトモルタル1 m3当りの示方配合は表 2－3 を標準とする。

表 2－3 グラウトモルタルの配合比

セメント kg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec (目標参考)
200以上 高 炉 B	1:4～6	0.8	(25±5)

4. 請負者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と協議するものとする。
5. 請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
6. 請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕 2－4－7 オープンケーソン基礎工

1. 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕 2－4－8 ニューマチックケーソン基礎工

1. 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕 2－4－9 鋼管矢板基礎工

1. 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、溶接工の資格の確認に関して、監督職員または検査職員から要求があった場合は資格証明書（検査時においてはその写し）等をすみやかに**提示**しなければならない。
3. 請負者は、「共仕」第3編 2－4－9 鋼管矢板基礎工第1 1 項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-5-1 一般事項

- 1. 請負者は、裏込材に**設計図書**に明示された材料を使用しなければならない。
- 2. 請負者は、水抜き孔の施工にあつたては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、3㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。
- 3. 請負者は、伸縮目地の施工にあたっては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、**設計図書**に示された場合を除き、図2-1によるものとする。

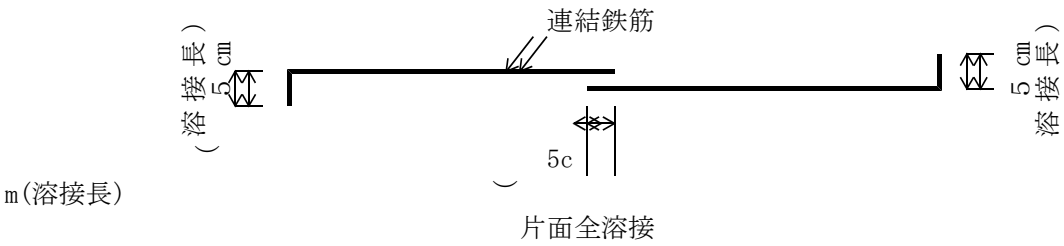


図2-1 コンクリートブロックの鉄筋継手

第6節 一般舗装工

特仕2-6-1 一般事項

- 1. 路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。
- 2. 請負者は、マウントアップ歩道の摺付を5%以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

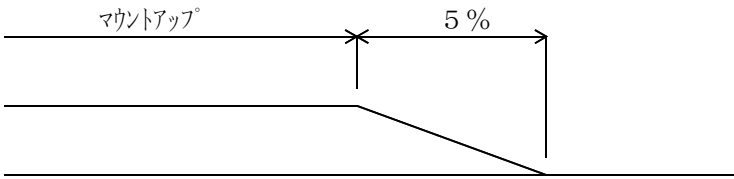


図2-1 マウントアップ歩道の摺付

特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料

- 1. 請負者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に**報告**しなければならない。
- 2. 請負者は、「共仕」第3編2-6-3 アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に**提出**することによって、配合設計、基準試験、試験練り等に変えるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

特仕2-5-1 一般事項

- 1. 請負者は、裏込材に**設計図書**に明示された材料を使用しなければならない。
- 2. 請負者は、水抜き孔の施工にあつたては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、3㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。
- 3. 請負者は、伸縮目地の施工にあたっては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、**設計図書**に示された場合を除き、図2-1によるものとする。

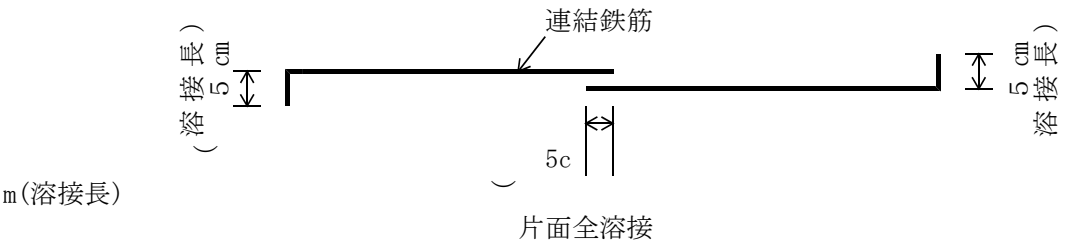


図2-1 コンクリートブロックの鉄筋継手

特仕2-5-4 緑化ブロック工

請負者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、監督職員に**連絡**するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

第6節 一般舗装工

特仕2-6-1 一般事項

- 1. 路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。
- 2. 請負者は、マウントアップ歩道の摺付を5%以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

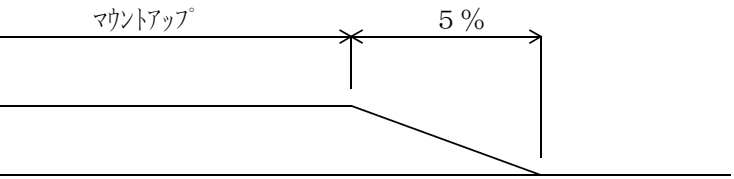


図2-1 マウントアップ歩道の摺付

特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料

- 1. 請負者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に**報告**しなければならない。
- 2. 請負者は、「共仕」第3編2-6-3 アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に**提出**することによって、配合設計、基準試験、試験練り等に変えるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員 **または検査職員**から請求があった場合は、**すみやかに提示**しなければならない。

追加

簡素化対応

修正

簡素化対応

3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表 2－4 とする。

表 2－4 骨材の標準粒度範囲

工 法		セメント安定処理	石灰安定処理
ふるい目			
通過百分率 (%)	5 3 mm	100	
	3 7 . 5 mm	95～100	
	1 9 . 0 mm	50～100	
	2 . 3 6 mm	20～60	
	7 5 μ m	0～15	2～20

4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表 2－5 に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んではならない。

表 2－5 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石 灰 安 定 処 理
425μmふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下	6～18
修正 C B R (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

5. 「共仕」第 3 編2-6-**3** アスファルト舗装の材料の 5 項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が100m³以下をいう。
6. 「共仕」第 3 編2-6-**3** アスファルト舗装の材料第 6 項における小規模工事とは、合材量が100 t 以下をいう。
7. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表 2－6 とする。

表 2－6 骨材の標準粒度範囲

工 法		加熱アスファルト安定処理
ふるい目		
通過百分率 (%)	53 mm	100
	37. 5 mm	95～100
	19 mm	50～100
	2. 36mm	20～60
	75 μ m	0～10

8. 安定処理に使用する骨材は、表 2－7 に示す品質規格に合格したもので著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んではならない。

表 2－7 骨材の品質規格

	試 験 方 法	規 格
425μmふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下

3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表 2－4 とする。

表 2－4 骨材の標準粒度範囲

工 法		セメント安定処理	石灰安定処理
ふるい目			
通	5 3 mm	100	
過百	3 7 . 5 mm	95～100	
質分	1 9 . 0 mm	50～100	
量率	2 . 3 6 mm	20～60	
(%)	7 5 μ m	0～15	2～20

4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表 2－5 に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んではならない。

表 2－5 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石 灰 安 定 処 理
425μmふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下	6～18
修正 C B R (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

5. 「共仕」第 3 編2-6-**3** アスファルト舗装の材料の 5 項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が100m³以下をいう。
6. 「共仕」第 3 編2-6-**3** アスファルト舗装の材料第 6 項における小規模工事とは、合材量が100 t 以下をいう。
7. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表 2－6 とする。

表 2－6 骨材の標準粒度範囲

工 法		加熱アスファルト安定処理
ふるい目		
通過百分率 (%)	53 mm	100
	37. 5 mm	95～100
	19 mm	50～100
	2. 36mm	20～60
	75 μ m	0～10

8. 安定処理に使用する骨材は、表 2－7 に示す品質規格に合格したもので著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んではならない。

表 2－7 骨材の品質規格

	試 験 方 法	規 格
425μmふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

9. 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5～4.5%とする。
10. 示方アスファルト量と「共仕」第3編2-6-5 アスファルト舗装工の5項の(5)による最終的な配合（現場配合）から決定した基準アスファルト量が表2－8の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい（若しくは小さい）ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表2－8 混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	漚青安定処理	①混粗合粒物度アスファルト	②混密合粒物度アスファルト		③細ア粒ス度ファルト混合物	④密ア粒ス度フギアアルツトブ混合物	⑤混密合粒物度アスファルト		⑥細ア粒ス度フギアアルツトブ混合物	⑦混細合粒物度アスファルト	⑧密ア粒ス度フギアアルツトブ混合物	⑨混開合粒物度アスファルト
		20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
最大寸法(mm)	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
アスファルト量(%)	3.5～4.5	4.5～5.5	5.0～6.0	5.2～6.2	6.0～8.0	4.5～6.5	5.0～7.0	5.5～6.5	6.0～8.0	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5

特仕2-6-4 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第3編特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕2-6-7 アスファルト舗装工

1. 請負者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
3. 請負者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。
4. 上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。
5. 請負者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
6. 請負者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。
- 請負者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを**確認**し施工しなければならない。
- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。

※舗装試験法便覧によることもできる。

9. 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5～4.5%とする。
10. 示方アスファルト量と「共仕」第3編2-6-5 アスファルト舗装工の5項の(5)による最終的な配合（現場配合）から決定した基準アスファルト量が表2－8の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい（若しくは小さい）ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表2－8 混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	漚青安定処理	①混粗合粒物度アスファルト	②混密合粒物度アスファルト		③細ア粒ス度ファルト混合物	④密ア粒ス度フギアアルツトブ混合物	⑤混密合粒物度アスファルト		⑥細ア粒ス度フギアアルツトブ混合物	⑦混細合粒物度アスファルト	⑧密ア粒ス度フギアアルツトブ混合物	⑨混開合粒物度アスファルト
		20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
最大寸法(mm)	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
アスファルト量(%)	3.5～4.5	4.5～5.5	5.0～6.0	5.2～6.2	6.0～8.0	4.5～6.5	5.0～7.0	5.5～6.5	6.0～8.0	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5

特仕2-6-4 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第3編特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕2-6-7 アスファルト舗装工

1. 請負者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
3. 請負者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。
4. 上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。
5. 請負者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
6. 請負者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。
- 請負者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを**確認**し施工しなければならない。
- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。

7. 5℃以下で施工する場合は、本条第6項の規定によるものとする。
8. プライムコートの使用量は1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/㎡とする。

特仕2-6-12 コンクリート舗装工

1. 上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

特仕2-6-13 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編**特仕2-6-7** アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-6-14 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工については、「特仕」第3編**特仕2-6-7** アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. インターロッキングブロックの規格は表2-9のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督職員に提出するものとする。

表2-9 インターロッキングブロックの規格

		種 類	記 号	曲げ強度	透水計数
強	普通インター ロッキング ブロック		N－1	4.9N/mm ²	以上
			N－2		
	透水性インター ロッキング ブロック		P－1	2.9N/mm ²	1×10 ⁻²
			P－2	以上	cm/sec
度	植生用インター ロッキング ブロック		G－1	3.9N/mm ²	以上
			G－2		
厚さ	普通、植生用インター ロッキングブロック			± 3 mm	
	透水性インター ロッキングブロック			+ 5、－ 1 mm	
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック			± 3 mm	

- 注1) 1：一層型インターロッキングブロッキングブロック
2：二層型インターロッキングブロック
注2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm²以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm²以上でなければならない。

7. 5℃以下で施工する場合は、本条第6項の規定によるものとする。
8. プライムコートの使用量は1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/㎡とする。

特仕2-6-11 ゲースアスファルト舗装工

請負者は、配合を決定したときには設計図書に示す品質が得られることを確認し確認のための資料を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、すみやかに提示するとともに、完成時に**納品**するものとする。

特仕2-6-12 コンクリート舗装工

1. 上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

特仕2-6-13 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編**特仕2-6-7** アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-6-14 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工については、「特仕」第3編**特仕2-6-7** アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. インターロッキングブロックの規格は表2-9のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督職員に**提出するものとする。**

表2-9 インターロッキングブロックの規格

		種 類	記 号	曲げ強度	透水計数
強		普通インター ロッキング ブロック	N－1	4.9N/mm ² 以上	
			N－2		
度		透水性インター ロッキング ブロック	P－1	2.9N/mm ² 以上	1×10 ⁻² cm/sec
			P－2		
		植生用インター ロッキング ブロック	G－1	3.9N/mm ² 以上	
			G－2		
厚さ	普通、植生用インター ロッキングブロック			± 3 mm	
	透水性インター ロッキングブロック			+ 5、－ 1 mm	
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック			± 3 mm	

- 注1) 1：一層型インターロッキングブロッキングブロック
2：二層型インターロッキングブロック
注2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm²以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm²以上でなければならない。

追加 簡素化対応

3. 請負者は、ブロックの色彩・パターンについて、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕2-6-15 路面切削工

1. 請負者は、施工前に本条2項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- なお、平均厚さに±5mm以上の変更が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に**協議するものとする。**
2. 現地測量による方法
- (1) 横断方向の測定箇所は2車線道路で9点、4車線道路で片側9点（全体18点）とする。
- (2) 平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。
- (3) 切削深さの管理は、2車線道路で5点法、4車線道路で9点法により行わなければならない。

特仕2-6-16 舗装打換え工

1. 請負者は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカッタで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。
2. 請負者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。
3. 請負者は、一層の仕上り厚さが7cm以下になるよう舗設しなければならない。
4. 請負者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。

特仕2-6-18 アスファルト舗装補修工

1. 請負者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。
2. 請負者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。
3. 請負者は、アスファルト舗装の亀裂箇所で、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。

特仕2-6-19 コンクリート舗装補修工

1. コンクリート版における注入孔は、4㎡に1ヶ所、孔径は50mm程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。請負者はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
2. 請負者は、計測装置・計画方法を施工計画書に記載しなければならない。
3. 請負者は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. 請負者は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版1枚につき1点とする。注入後の測定値が0.4mm以上の場合は、再注入を行わなければならない。
- なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。
- また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告するものとする。**

3. 請負者は、ブロックの色彩・パターンについて、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕2-6-15 路面切削工

1. 請負者は、施工前に本条2項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- なお、平均厚さに±5mm以上の変更が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に**協議するものとする。**
2. 現地測量による方法
- (1) 横断方向の測定箇所は2車線道路で9点、4車線道路で片側9点（全体18点）とする。
- (2) 平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。
- (3) 切削深さの管理は、2車線道路で5点法、4車線道路で9点法により行わなければならない。

特仕2-6-16 舗装打換え工

1. 請負者は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカッタで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。
2. 請負者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。
3. 請負者は、一層の仕上り厚さが7cm以下になるよう舗設しなければならない。
4. 請負者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。

特仕2-6-18 アスファルト舗装補修工

1. 請負者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。
2. 請負者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。
3. 請負者は、アスファルト舗装の亀裂箇所で、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. 請負者は、パッチングの施工については、**時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に提出しなければならない。**

特仕2-6-19 コンクリート舗装補修工

1. コンクリート版における注入孔は、4㎡に1ヶ所、孔径は50mm程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。請負者はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
2. 請負者は、計測装置・計画方法を施工計画書に記載しなければならない。
3. 請負者は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. 請負者は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版1枚につき1点とする。注入後の測定値が0.4mm以上の場合は、再注入を行わなければならない。
- なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。
- また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告するものとする。**

追加

簡素化対応

第7節 地盤改良工	第7節 地盤改良工					
	特仕2-7-3 置 換 工 請負者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、 設計図書 に関して監督職員と 協議 するものとする。					
	特仕2-7-5 パイルネット工 請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、完成時に 納品 するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに 提示 しなければならない。				追加	簡素化対応
	特仕2-7-9 固 結 工 1. 請負者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画を監督職員に 提出するものとする。 2. 請負者は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。 3. 請負者は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止するためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。 4. 請負者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。					
第8節 工場製品輸送工	第8節 工場製品輸送工					
	特仕2-8-1 一 般 事 項 請負者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。				追加	時点修正
	特仕2-8-2 輸送工 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、請負者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に 連絡 し、取り替えまたは補修等の方法を監督職員へ 提出 のうえ処置を講じなければならない。					
	第10節 仮 設 工					
	特仕2-10-5 土留・仮締切工 土の締め固めについては、「特仕」第1編特仕2-3-3 盛土工の4項の規定によらなければならない。		追加	簡素化対応		
	特仕2-10-14 電力設備工 請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。					
	特仕2-10-16 トンネル仮設備工 1. 請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、「共仕」 第3編 2-10-16 トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。 2. 請負者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。 3. 請負者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを					

					使用しなければならない。 4. 請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は 設計図書 に関して監督職員と 協議 するものとする。 5. 請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。
					特仕2-10-23 手すり先行型足場 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。
					第12節 工場製作工（共通）
					特仕2-12-2 材 料 1. 請負者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に 提出 するものとする。 2. 請負者は、機械試験について、試験する箇所を監督職員に 確認 を受けるものとする。 また、機械試験について、J I Sの試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に 提出 するものとする。 3. 請負者は、支承、排水桝、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督職員に 協議 するものとする。 4. 塗料については、「特仕」第2編特仕2-11-1一般事項の規定によらなければならない。
					特仕2-12-3 桁製作工 1. 仮組立て検査 請負者は、設計図書に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。 1) 直接仮組立て検査を実施する場合 請負者は、仮組立て方法、計測方法等について施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。 なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレーション仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 仮組立て検査を簡略化（省略）する場合 請負者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、施工計画書に記載し監督職員に提出するものとする。 なお、仮組立て検査を実施しない場合は、土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値第3編2章第12節3－2桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁仮設工により管理するものとする。 3) 段階確認 （1）直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基（案）に基づき部材精度及び仮組立て精度の段階確認を受けなければならない。 また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の段階確認を受けるものとするが、仮組立て精度の確認については資料の提出による確認に替えることができるものとする。 （2）仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の確認を受けるものとする。 （3）上記（1）、（2）の段階確認は、既済部分検査及び中間技術検査と兼ねることができるものとする。
					使用しなければならない。 4. 請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は 設計図書 に関して監督職員と 協議 するものとする。 5. 請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。
					特仕2-10-23 手すり先行型足場 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 ただし、これにより難い場合は監督職員と 協議 のうえ設計変更の対象とする。
					第12節 工場製作工（共通）
					特仕2-12-2 材 料 1. 請負者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に 提出 するものとする。 2. 請負者は、機械試験について、試験する箇所を監督職員に 確認 を受けるものとする。 また、機械試験について、J I Sの試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に 提出 するものとする。 3. 請負者は、支承、排水桝、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督職員に 協議 するものとする。 4. 塗料については、「特仕」第2編特仕2-11-1一般事項の規定によらなければならない。 5. 請負者は、材料確認結果を「特仕」第2編第1章第2節工事材料の品質および検査（確認を含む）第3項により取り扱うものとする。
					追加 簡素化対応
					特仕2-12-3 桁製作工 1. 仮組立て検査 請負者は、設計図書に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。 1) 直接仮組立て検査を実施する場合 請負者は、仮組立て方法、計測方法等について施工計画書に記載し、監督職員に 提出 するものとする。 なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレーション仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と 協議 するものとする。 2) 仮組立て検査を簡略化（省略）する場合 請負者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、施工計画書に記載し監督職員に 提出 するものとする。 なお、仮組立て検査を実施しない場合は、土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値第3編2章第12節3－2桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁仮設工により管理するものとする。 3) 段階確認 （1）直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基（案）に基づき部材精度及び仮組立て精度の段階確認を受けなければならない。 また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の段階確認を受けるものとするが、仮組立て精度の確認については資料の 提出 による確認に替えることができるものとする。 （2）仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の確認を受けるものとする。 （3）上記（1）、（2）の段階確認は、既済部分検査及び中間技術検査と兼ねることができるものとする。
					追加 簡素化対応
					2. 請負者は、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員から請求が

特仕2-14-3 吹 付 工

1. コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表 2－1 とする。

表 2－1 吹付モルタルの配合比

	W/C	C：S：G	C：S
コンクリート吹付	45～55%	1：4：1	
モルタル吹付	45～55%		1：4

注) 吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第 2 編2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

2. 吹付工法は湿式とする。
3. 請負者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。
4. 請負者は、吹付作業に先立ち20㎡に 1 ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。
5. 請負者は、ラス張アンカー鉄筋（φ 16mm×400mm）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（φ 9mm×200mm）は、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。
6. 請負者は、吹付けのり面天端付近にラウンデング（R＝1 m程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。
7. 請負者は、3㎡に 1 ヶ所の割合で水抜きパイプ（VP φ 50mm）を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。
8. 請負者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条 2 項～ 7 項の規定に準拠しなければならない。

特仕2-14-4 法 枠 工

1. 請負者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。
2. 請負者は、型枠の組立てにあつては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。
3. 請負者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工（3）中詰め」に準じなければならない。
また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。
4. 請負者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。
5. 請負者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント

にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、請負者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、監督職員に**連絡**するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

4. 請負者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のために保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。

なお工事完了引渡しまでに発芽不良または枯死した場合は、監督職員に**連絡**するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

特仕2-14-3 吹 付 工

1. コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表 2－1 とする。

表 2－1 吹付モルタルの配合比

	W/C	C：S：G	C：S
コンクリート吹付	45～55%	1：4：1	
モルタル吹付	45～55%		1：4

注) 吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第 2 編2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

2. 吹付工法は湿式とする。
3. 請負者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。
4. 請負者は、吹付作業に先立ち20㎡に 1 ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。
5. 請負者は、ラス張アンカー鉄筋（φ 16mm×400mm）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（φ 9mm×200mm）は、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。
6. 請負者は、吹付けのり面天端付近にラウンデング（R＝1 m程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。
7. 請負者は、3㎡に 1 ヶ所の割合で水抜きパイプ（VP φ 50mm）を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。
8. 請負者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条 2 項～ 7 項の規定に準拠しなければならない。

特仕2-14-4 法 枠 工

1. 請負者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。
2. 請負者は、型枠の組立てにあつては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。
3. 請負者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工（3）中詰め」に準じなければならない。
また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。
4. 請負者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。
5. 請負者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント

追加

簡素化対応

- 比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $\sigma_{ck}=15\text{N/mm}^2$ を満足するように配合試験によって決定しなければならない。
- 6．請負者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。
- 7．請負者は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。
- 8．請負者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。

特仕2-17-3 樹木・芝生管理工

- 1．請負者は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。
- 2．請負者は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。
- 3．請負者は、樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部にむかって行わなければならない。
- 4．請負者は、枝を切る場合には、必ず新生枝の先端を残して切るようにしなければならない。
- 5．請負者は、枝のこぶをつとめて除去しなければならない。この場合、こぶ先の主枝を残すようにこぶのすり取りをしなければならない。
- 6．剪定作業は、表15－6の種類とする。

表15－6 剪定作業の種類（高木）

区 分	目通り周（cm）
剪 定 A	30未満
剪 定 B	30～60未満
剪 定 C	60～90未満
剪 定 D	90～120未満

- 7．請負者は、夏期剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るように樹形保持と樹勢の均衡をはかるよう剪定し、過度の剪定とならないようにしなければならない。
- 8．請負者は、原則として冬期剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えとともに、次の繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるようせん定しなければならない。
- 9．請負者は、刈り込みにあたっては、樹種特有の形（マメツゲ類は球状形・カイヅカ

- 比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $\sigma_{ck}=15\text{N/mm}^2$ を満足するように配合試験によって決定しなければならない。
- 6．請負者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。
- 7．請負者は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。
- 8．請負者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。

特仕2－15－3 補強土壁工

請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に連絡しなければならない。

特仕2－16－3 浚渫船運転工

請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に連絡し、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

特仕2-17-3 樹木・芝生管理工

- 1．請負者は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。
- 2．請負者は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。
- 3．請負者は、樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部にむかって行わなければならない。
- 4．請負者は、枝を切る場合には、必ず新生枝の先端を残して切るようにしなければならない。
- 5．請負者は、枝のこぶをつとめて除去しなければならない。この場合、こぶ先の主枝を残すようにこぶのすり取りをしなければならない。
- 6．剪定作業は、表15－6の種類とする。

表15－6 剪定作業の種類（高木）

区 分	目通り周（cm）
剪 定 A	30未満
剪 定 B	30～60未満
剪 定 C	60～90未満
剪 定 D	90～120未満

- 7．請負者は、夏期剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るように樹形保持と樹勢の均衡をはかるよう剪定し、過度の剪定とならないようにしなければならない。
- 8．請負者は、原則として冬期剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えとともに、次の繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるようせん定しなければならない。
- 9．請負者は、刈り込みにあたっては、樹種特有の形（マメツゲ類は球状形・カイヅカ

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

- イブキは紡錘形・ツバキ・サザンカ・キャラボク・サツキ・ツツジ・デンチョウゲ・トベラ等は半球状形）になるように行わなければならない。
10. 請負者は、刈り込みにあたっては、低木が連続して植え込んである場合には、全体的な修景を考慮して行わなければならない。
11. 請負者は、人力による芝刈りにあたっては、で地上高1cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切り取り、整形しなければならない。
12. 請負者は、機械による芝刈りにあたっては、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式芝刈機で地上高1cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切り取り、整形しなければならない。
13. 請負者は、人力よる抜根にあたっては、植栽枿・歩道（ブロック舗装）・中央分離帯等の連続した箇所、雑草を引き抜かなければならない。
14. 請負者は、架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接触し、特に道路の通行及びその効用に支障がある街路樹の枝を剪定し、監督職員に**報告**するものとする。
15. 請負者は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、**設計図書**に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
16. 請負者は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。
17. 請負者は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。
18. 請負者は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。
肥料の種類・使用量は**設計図書**によるものとする。
19. 請負者は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。
20. 施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。
21. 肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**によるものとする。
22. 請負者は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。
23. 薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**によるものとする。
24. 街路樹等の応急維持
（1）街路樹等の応急維持班の構成は、表15－7とする。

表15－7 街路樹等の応急維持班の構成

区分	構成					
	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車 種	摘 要
応 急 維 持 A	－	1	1	1	作 業 車	
応 急 維 持 B	1	4	2	2	作 業 車 ライトバン	

- （2）街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。
- （3）街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

- イブキは紡錘形・ツバキ・サザンカ・キャラボク・サツキ・ツツジ・デンチョウゲ・トベラ等は半球状形）になるように行わなければならない。
10. 請負者は、刈り込みにあたっては、低木が連続して植え込んである場合には、全体的な修景を考慮して行わなければならない。
11. 請負者は、人力による芝刈りにあたっては、で地上高1cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切り取り、整形しなければならない。
12. 請負者は、機械による芝刈りにあたっては、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式芝刈機で地上高1cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切り取り、整形しなければならない。
13. 請負者は、人力よる抜根にあたっては、植栽枿・歩道（ブロック舗装）・中央分離帯等の連続した箇所、雑草を引き抜かなければならない。
14. 請負者は、架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接触し、特に道路の通行及びその効用に支障がある街路樹の枝を剪定し、監督職員に**報告**するものとする。
15. 請負者は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、**設計図書**に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
16. 請負者は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。
17. 請負者は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。
18. 請負者は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。
肥料の種類・使用量は**設計図書**によるものとする。
19. 請負者は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。
20. 施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。
21. 肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**によるものとする。
22. 請負者は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。
23. 薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**によるものとする。
24. 街路樹等の応急維持
（1）街路樹等の応急維持班の構成は、表15－7とする。

表15－7 街路樹等の応急維持班の構成

区分	構成					
	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車 種	摘 要
応 急 維 持 A	－	1	1	1	作 業 車	
応 急 維 持 B	1	4	2	2	作 業 車 ライトバン	

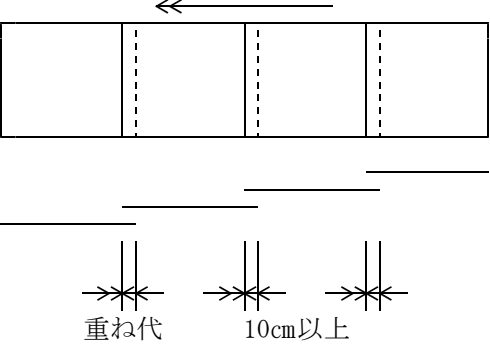
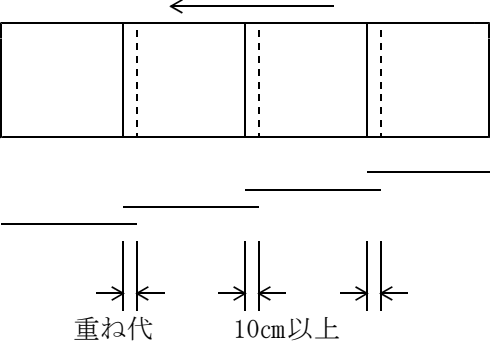
- （2）街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。
- （3）街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

25. 請負者は、移植先の土壌に問題があった場合は、監督職員に**連絡**し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。
26. 請負者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に

追加

簡素化対応

第18節 床版工 特仕2-18-2 床 版 工 1. 請負者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について検討のうえ監督職員に<u>提出</u>するものとする。 2. 請負者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。 また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。 3. 請負者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。 なお、モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10 支承工の規定によらなければならない。 4. 請負者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。	注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。 ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。 第18節 床版工 特仕2-18-2 床 版 工 1. 請負者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について検討のうえ監督職員に提出するものとする。 2. 請負者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。 また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。 3. 請負者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。 なお、モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10 支承工の規定によらなければならない。 4. 請負者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。		
---	---	--	--

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 1 年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H 2 2 年度版)	区分	改定理由
第 6 編 河 川 編 第 1 章 築堤・護岸 第 1 節 適 用 1. 河川土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工、「特仕」第 3 編第 2 章第 7 節地盤改良工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。 第 5 節 護岸基礎工 特仕1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕1-5-3 基 礎 工 請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が指示した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。 第 6 節 矢板護岸工 特仕1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第 7 節 法覆護岸工 特仕1-7-1 一 般 事 項 1. 請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 2. コンクリートのり張の施工目地間隔は、設計図書に示す場合を除き 2 m程度とする。伸縮目地は、設計図書に示す場合を除き10m程度とする。 3. 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。 流れの方向  図 1－1 吸出し防止シートの重ね代	第 6 編 河 川 編 第 1 章 築堤・護岸 第 1 節 適 用 1. 河川土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工、「特仕」第 3 編第 2 章第 7 節地盤改良工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。 第 5 節 護岸基礎工 特仕1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕1-5-3 基 礎 工 請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が指示した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。 第 6 節 矢板護岸工 特仕1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第 7 節 法覆護岸工 特仕1-7-1 一 般 事 項 1. 請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 2. コンクリートのり張の施工目地間隔は、設計図書に示す場合を除き 2 m程度とする。伸縮目地は、設計図書に示す場合を除き10m程度とする。 3. 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。 流れの方向  図 1－1 吸出し防止シートの重ね代		

特仕1-7-2 材 料

1. 吸出し防止シートは、表 1－1 (1)、表 1－1 (2)の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。

なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表 1－1 (1) 吸出し防止シートの規格値

項 目	規 格	性 能 確 認
厚さ	10mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。
開孔径	0. 2mm以下	
引張り強度（設計条件により選択）	0. 5, 1. 0tf/m以上	
化学的安定性（強度保持率）	70%以上	
耐侯性（強度保持率）	70%以上	

注）引張り強度0. 2tf/mは、「化学的安定性及び耐侯性」の規格値の規定は行わない。

表 1－1 (2) 吸出し防止シートの品質及び規格

試験項目	内 容	単 位	規 格 値	試験方法
密 度		g /cm ²	0. 10以上	JIS L 3204
圧 縮 率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	0. 2, 0. 5, 1. 0以上	JIS L 3204
伸 び 率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/ s	0. 01以上	JIS L 3204

注）引張強さについては、設計図書によるものとする。

2. かごマットの構造仕様については、図面及び表 1－2 によるものとする。

表 1－2 かごマットの構造仕様

かごの厚さ			30cm	50cm
網目	蓋 部		6. 5cm	
	本 体 部		7. 5cm	10. 0cm
線径	網 部	蓋 部	φ 4. 0mm	φ 5. 0mm
		本体部	φ 3. 2mm	φ 4. 0mm
	枠 骨	蓋 部	φ 5. 0mm	φ 6. 0mm
		本体部	φ 4. 0mm	φ 6. 0mm
仕切間隔	水 平 部		2. 0m以下	
	法 面 部		1. 5m以下	
	タ レ 部		1. 5m以下	
	側 網 間 隔		2. 0m以下	
仕度	切の取付け角		法面に直角	法面に直角但し、未合 法勾配が1：2の場合 は鉛直

特仕1-7-2 材 料

1. 吸出し防止シートは、表 1－1 (1)、表 1－1 (2)の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。

なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表 1－1 (1) 吸出し防止シートの規格値

項 目	規 格	性 能 確 認
厚さ	10mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。
開孔径	0. 2mm以下	
引張り強度（設計条件により選択）	0. 5, 1. 0tf/m以上	
化学的安定性（強度保持率）	70%以上	
耐侯性（強度保持率）	70%以上	

注）引張り強度0. 2tf/mは、「化学的安定性及び耐侯性」の規格値の規定は行わない。

表 1－1 (2) 吸出し防止シートの品質及び規格

試験項目	内 容	単 位	規 格 値	試験方法
密 度		g /cm ²	0. 10以上	JIS L 3204
圧 縮 率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	0. 2, 0. 5, 1. 0以上	JIS L 3204
伸 び 率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/ s	0. 01以上	JIS L 3204

注）引張強さについては、設計図書によるものとする。

3. かごマットの鉄線の品質規格等は表１－３（１）、表１－３（２）に適合するものとする。
また、蓋鋼部においては、粗面鉄線を使用するものとする。

表１－３（１） 線材の品質及び規格

	試験項目	規 格 値				試験方法	試験頻度
		滑面鉄線	粗 面 鉄 線		被覆鉄線（心線）		
	鉄 線	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09\text{mm} \\ 3.2 \pm 0.10\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	引 張 強 さ	290 N/mm ² 以上	290 N/mm ² 以上	290 N/mm ² 以上	390～880 N/mm ²	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	巻 付 性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	7%Zn 10%以上 亜鉛 90%以下	7%Zn 10%以上 亜鉛 90%以下	7%Zn 11%以上 亜鉛 87%以下 マグネシウム 2%以上	7%Zn 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法または ICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	660g/m ² 以上	220g/m ² 以上	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回
	摩 擦 係 数		湿潤・ゴム f =0.7以上	湿潤・ゴム f =0.7以上			5巻線に1回
(	線 径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09\text{mm} \\ 3.2 \pm 0.10\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	引 張 強 さ	290 N/mm ² 以上	290 N/mm ² 以上	290 N/mm ² 以上	390～880 N/mm ²	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	7%Zn 10%以上 亜鉛 90%以下	7%Zn 10%以上 亜鉛 90%以下	7%Zn 11%以上 亜鉛 87%以下 マグネシウム 2%以上	7%Zn 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法または ICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	660g/m ² 以上	220g/m ² 以上	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回

1巻とは、メッキ工場における製造単位をいい約1 tとする)

表 1－3（2） 合成樹脂被覆（ポリエチレン系樹脂被覆）の品質及び規格

項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度
被 覆 工 場	線径（外径）	3.2±0.12mm 4.0±0.12mm 5.0±0.14mm 6.0±0.14mm	JIS G 3543準	10巻線に 1 回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20mm 4.0・0.27mm 5.0・0.34mm 6.0・0.34mm	JIS G 3543準	10巻線に 1 回
	接 着 強 さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90℃の角度で引き剥がす	10巻線に 1 回
	巻 付 性	線径の1.5倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準	10巻線に 1 回
	耐 候 性	WS形 3,000時間	JIS G 3543準	設計時 初期
	耐 塩 水 性 （塩水噴霧）	1,000時間以上 （亀裂が入らない）	JIS Z 3271準	1 年に 1 回
公 的 機 関	線 径	3.2±0.12mm 4.0±0.12mm 5.0±0.14mm 6.0±0.14mm 6.0±0.14mm	JIS G 3543準	400巻線に1回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20mm 4.0・0.27mm 5.0・0.34mm 6.0・0.34mm	JIS G 3543準	400巻線に1回
	接 着 強 さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90℃の角度で引き剥がす	400巻線に1回
	巻 付 性	線径の1.5倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS Z 3547準	400巻線に1回
	被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂	JIS G 0117準	200巻線に1回

（1 巻線とは、被覆工事における製造単位をいい約500kgとする）
注）被覆鉄線の製造法としては「押出成形法」とし、JIS G 3543の規定を準用する。

4．請負者は、かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に使用した線材のめっき工場名及びめっき線製造年月日を記載した表示標を付けなければならない。

5. 請負者は、かごマットは、側網、仕切網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
6. 請負者は、かごマットの線材は、現地において、施工面積 2,000㎡毎に監督職員が**指示**する荷札表示された線材について、工場での品質試験結果を**提出するものとする。**
- さらに、現地に納入される製品の荷札番号に近い線材の公的機関における成績証明書を**提出するものとする。**
7. 請負者は、枠線、骨線、コイル線について、工事単位毎に私的、公的機関における品質試験結果を**提出するものとする。**
8. 請負者は、生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行う場合があるため、監督職員に協力しなければならない。

特仕1-7-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

特仕1-7-7 石積（張）工

1. 請負者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けでないように行わなければならない。
2. 請負者は、石積（張）工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

特仕1-7-8 法 枠 工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-**14-4**法枠工の規定によるものとする。

特仕1-7-9 多自然型護岸工

多自然型護岸工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-26**多自然型護岸工**の規定によるものとする。

特仕1-7-10 吹 付 工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-**14-3**吹付工の規定によるものとする。

特仕1-7-11 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-**14-2**植生工の規定によるものとする。

特仕1-7-12 覆 土 工

覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 擁壁護岸工

特仕1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第9節 根 固 め 工

特仕1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-9-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規

特仕1-7-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

特仕1-7-7 石積（張）工

1. 請負者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けでないように行わなければならない。
2. 請負者は、石積（張）工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

特仕1-7-8 法 枠 工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

特仕1-7-9 多自然型護岸工

多自然型護岸工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-26**多自然型護岸工**の規定によるものとする。

特仕1-7-10 吹 付 工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕1-7-11 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

特仕1-7-12 覆 土 工

覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 擁壁護岸工

特仕1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第9節 根 固 め 工

特仕1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-9-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規

定によるものとする。

特仕1-9-4 間 詰 工

1. 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

定によるものとする。

特仕1-9-4 間 詰 工

1. 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕1-9-5 袋型根固め工

1. 本規定は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。
2. 袋型根固め用袋材は、表1－2に示す性能を満足することを確認するものとする。
3. 要求性能の確認は、表1－2に記載する確認方法で行うことを原則とし、請負者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提示し、確認を受けなければならない。

追加

表 1－2 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法

場 所	項 目	要求性能	確認方法	
			試験方法	基準値
公 的 試 験 機 関	強度	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。	引張試験 (JIS A8960 に準拠)	2t 型 (2 重) 400N 以上 (1 重) 700N 以上 4t 型 (2 重) 500N 以上 (1 重) 900N 以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型：耐候性は求めない。 長期性能型：耐用年数30年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレイム・ボウバク灯式耐候性試験機により紫外線を 7500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	2t 型 (2 重) (1 重) 200N 以上 4t 型 (2 重) (1 重) 250N 以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 (表 1－3 参照)	燃焼部以上に延焼しないこと。
	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	煮沸試験、飼育試験 (表 1－3 参照)	有害物質が溶出しないこと。
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること。	材料 20000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。
	発 注 機 関	網目・網地の信頼性 中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	監督職員による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。

※公的試験機関による性能確認については均質性の項目を除き 1 回の実施でよいものとする。

第10節 水 制 工

特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-6 元 付 工
元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 付帯道路工

特仕1-11-5 アスファルト舗装工
アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-6 コンクリート舗装工
コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-7 薄層カラー舗装工
薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

表 1－3 袋型根固め用袋材の試験方法

たき火試験	袋型根固め用袋に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。	
	中詰め材	割栗石 150mm
	点火方法	ライター
	たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）
煮沸試験	網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。	
	浸漬温度	98 ± 2℃
	浸漬時間	120 ± 10min
	試験体の数	5個
	乾燥温度	105℃
	抽出条件（質量比）	網地：水＝1：500
飼育試験	金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。	
	金魚の飼育時間	3ヶ月
	飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100
	金魚の匹数	3匹

第10節 水 制 工

特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-6 元 付 工
元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 付帯道路工

特仕1-11-5 アスファルト舗装工
アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-6 コンクリート舗装工
コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-7 薄層カラー舗装工
薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-11 緑 石 工

緑石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5緑石工の規定によるものとする。

特仕1-11-12 区 画 線 工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

第12節 付帯道路施設工

特仕1-12-2 境 界 工

1. 請負者は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の立会等により適切な控杭を設けなければならない。
2. 請負者は、工事終了後に用地図及び関係者の立会等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。
3. 請負者は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
4. 請負者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表1－5の通りとする。

表 1－5 境界杭

種 類	塗 装	摘 要
道 路 用 河 川 用	赤 黄	頭部 10cm 〃 3 cm

5. 請負者は、境界鉋をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

第13節 光ケーブル配管工

特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第 2 章 浚渫（川）

第 1 節 適 用

1. 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第 3 章 樋門・樋管

第 1 節 適 用

1. 河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第 5 節 樋門・樋管本体工

特仕1-11-11 緑 石 工

緑石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5緑石工の規定によるものとする。

特仕1-11-12 区 画 線 工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

第12節 付帯道路施設工

特仕1-12-2 境 界 工

1. 請負者は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の立会等により適切な控杭を設けなければならない。
2. 請負者は、工事終了後に用地図及び関係者の立会等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。
3. 請負者は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
4. 請負者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表1－5の通りとする。

表 1－5 境界杭

種 類	塗 装	摘 要
道 路 用 河 川 用	赤 黄	頭部 10cm 〃 3 cm

5. 請負者は、境界鉋をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

第13節 光ケーブル配管工

特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第 2 章 浚渫（川）

第 1 節 適 用

1. 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第 3 章 樋門・樋管

第 1 節 適 用

1. 河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第 5 節 樋門・樋管本体工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-5-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕3-5-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 第6節 護床工 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-6-3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、「特仕」<u>第3編特仕2-3-17</u>根固めブロック工の規定によるものとする。 特仕3-6-4 間詰工 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 第7節 水路工 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第8節 付属物設置工 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-8-4 境界工 境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-<u>12</u>-2境界工の規定によるものとする。 特仕3-8-5 銘板工 1．表示板の材質は黒御影石とする。 2．表示板の大きさは縦200mm×横600～800mm（字数による）、板厚30mm、字深10mmとする。 3．銘板については、第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。 4．銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。 （1）樋門 階段設置側の門柱外面とし、高さは図3－1のとおりとする。	
---	--

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-5-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕3-5-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 第6節 護床工 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-6-3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。 特仕3-6-4 間詰工 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 第7節 水路工 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第8節 付属物設置工 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-8-4 境界工 境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。 特仕3-8-5 銘板工 1．表示板の材質は黒御影石とする。 2．表示板の大きさは縦200mm×横600～800mm（字数による）、板厚30mm、字深10mmとする。 3．銘板については、第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。 4．銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。 （1）樋門 階段設置側の門柱外面とし、高さは図3－1のとおりとする。	
---	--

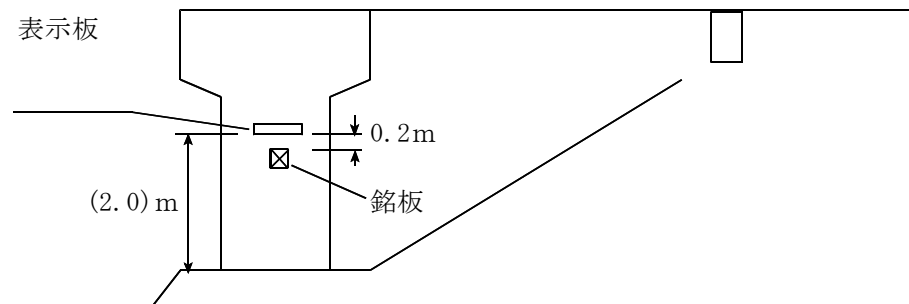


図 3 - 1 樋門の銘板及び表示板の取付け場所

(2) 排水機場

排水機场上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図 3 - 2 のとおりとする。
吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

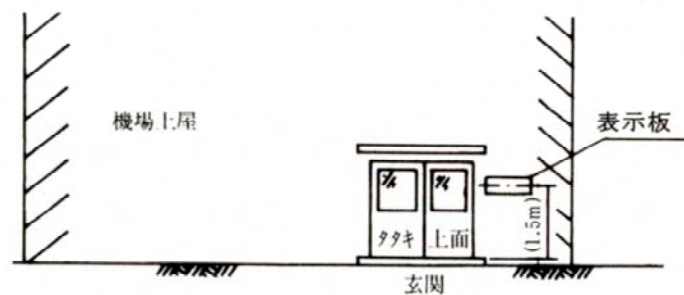
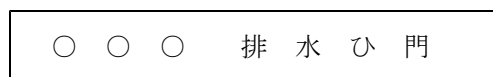


図 3 - 2 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

5. 表示板の記載事項は図 3 - 3 のとおりとする。



(1) 表示板

図 3 - 3 記載事項

第 4 章 水 門

第 1 節 適 用

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工、「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

第 4 節 水門本体工

特仕4-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるもの

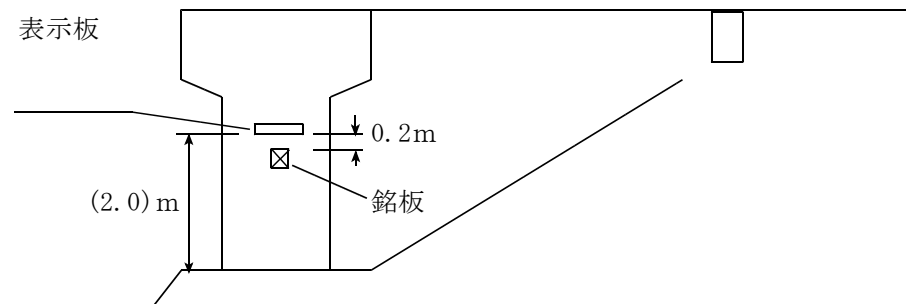


図 3 - 1 樋門の銘板及び表示板の取付け場所

(2) 排水機場

排水機场上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図 3 - 2 のとおりとする。
吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

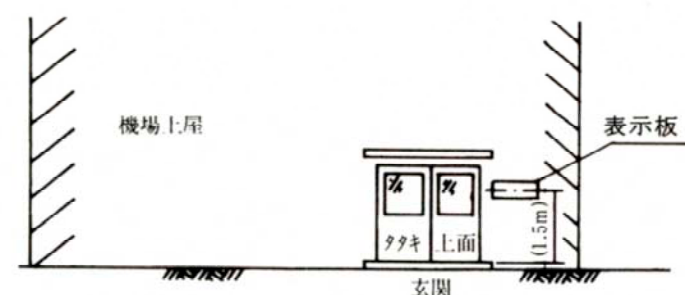
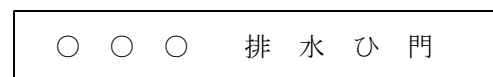


図 3 - 2 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

5. 表示板の記載事項は図 3 - 3 のとおりとする。



(1) 表示板

図 3 - 3 記載事項

第 4 章 水 門

第 1 節 適 用

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工、「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

第 6 節 水門本体工

特仕4-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるもの

とする。 特仕4-4-4 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 特仕4-4-5 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。 第5節 護 床 工 特仕4-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 第6節 付属物設置工 特仕4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕4-8-4 境 界 工 境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-<u>12</u>-2 境界工の規定によるものとする。	とする。 特仕4-6-4 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 特仕4-6-5 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。 第7節 護 床 工 特仕4-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 第8節 付属物設置工 特仕4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕4-8-4 境 界 工 境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。	
第 5 章 堰		
第1節 適 用 1. 工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。	第14節 コンクリート管理橋上部工（P C橋） 特仕4-14-1 一般事項 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第6編4-14-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。	追加 簡素化対応
第 5 章 堰	第 5 章 堰	
第6節 可動堰本体工	第3節 工場製作工 特仕5-3-1 一般事項 請負者は、製作に着手する前に、施工計画書へ原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 第6節 可動堰本体工	追加 簡素化対応

特仕5-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕5-6-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕5-6-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 第7節 固定堰本体工 特仕5-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕5-7-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕5-7-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 第8節 魚道工 特仕5-8-2 作業土工（床掘り、埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	特仕5-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕5-6-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕5-6-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 第7節 固定堰本体工 特仕5-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕5-7-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕5-7-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 第8節 魚道工 特仕5-8-2 作業土工（床掘り、埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。				
	第15節 コンクリート管理橋上部工（P C橋） 特仕5-15-1 一般事項 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」5-15-1一般事項 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 第16節 コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋） 特仕5-15-1 一般事項 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」一般事項5-16-1 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 第17節 コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋） 特仕5-17-1 一般事項 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書へ、「共仕」5-17-1一般事項 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。				
	第20節 付属物設置工				

特仕5-20-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕5-20-4 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

特仕5-20-5 銘板工
銘板工の施工については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

第 6 章 排水機場

第1節 適用

- 1. 河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 機場本体工

特仕6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-4-3 既製杭工
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-4-4 場所打杭工
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第5節 沈砂池工

特仕6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-5-3 既製杭工
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-5-4 場所打杭工
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第6節 吐出水槽工

特仕6-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

特仕5-20-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕5-20-4 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

特仕5-20-5 銘板工
銘板工の施工については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

第 6 章 排水機場

第1節 適用

- 1. 河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 機場本体工

特仕6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-4-3 既製杭工
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-4-4 場所打杭工
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第5節 沈砂池工

特仕6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-5-3 既製杭工
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-5-4 場所打杭工
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第6節 吐出水槽工

特仕6-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7章 床止め・床固め

第1節 適用

- 1. 河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 床止め工

特仕7-4-2 材料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

特仕7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-4-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕7-4-6 本体工

請負者は、本体工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-4-8 水叩工

請負者は、水叩工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第5節 床固め工

特仕7-5-2 材料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

特仕7-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-5-4 本堤工

請負者は、本堤工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7章 床止め・床固め

第1節 適用

- 1. 河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 床止め工

特仕7-4-2 材料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

特仕7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-4-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕7-4-6 本体工

請負者は、本体工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-4-8 水叩工

請負者は、水叩工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第5節 床固め工

特仕7-5-2 材料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

特仕7-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-5-4 本堤工

請負者は、本堤工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-5-5 垂 直 壁 工 請負者は、垂直壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの<u>規定によるものとする。</u> 特仕7-5-6 側 壁 工 請負者は、側壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの<u>規定によるものとする。</u> 第6節 山留擁壁工 特仕7-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕7-6-3 コンクリート擁壁工 請負者は、コンクリート擁壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの<u>規定によるものとする。</u>	特仕7-5-5 垂 直 壁 工 請負者は、垂直壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 特仕7-5-6 側 壁 工 請負者は、側壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 第6節 山留擁壁工 特仕7-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕7-6-3 コンクリート擁壁工 請負者は、コンクリート擁壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
第 8 章 河 川 維 持 第1節 適 用 1. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。	第 8 章 河 川 維 持 第1節 適 用 1. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第3節 巡視・巡回工 特仕8-3-2 河川巡視工 1. 請負者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知または報告を受けた場合は、監督職員にその内容を連絡しなければならない。	
第4節 除 草 工 特仕8-4-2 堤防除草工 1. 請負者は、設計図書に明示していない場合には、川表は堤防のり先から川裏は官民境界までとしなければならない。 2. 請負者が道路管理者と契約した区間については、監督職員に報告し、同時施工できるものとする。 第7節 路面補修工 特仕8-7-2 材 料 管理用通路補修工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料、特仕2-6-4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。 第9節 付属物設置工 特仕8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	第4節 除 草 工 特仕8-4-2 堤防除草工 1. 請負者は、設計図書に明示していない場合には、川表は堤防のり先から川裏は官民境界までとしなければならない。 2. 請負者が道路管理者と契約した区間については、監督職員に報告し、同時施工できるものとする。 第7節 路面補修工 特仕8-7-2 材 料 管理用通路補修工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料、特仕2-6-4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。 第9節 付属物設置工 特仕8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	追加 簡素化対応

特仕8-9-4 境界杭工
境界杭工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第10節 光ケーブル配管工

特仕8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第12節 植栽維持工

特仕8-12-3 樹木・芝生管理工
樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第 9 章 河 川 修 繕

第 1 節 適 用

- 1. 河川土工、仮設工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 腹 付 工

特仕9-4-2 覆 土 工
覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕9-4-3 植 生 工
植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第5節 側 帯 工

特仕9-5-3 植 生 工
植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第6節 堤脚保護工

特仕9-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 管理用通路工

特仕9-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕8-9-4 境界杭工
境界杭工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第10節 光ケーブル配管工

特仕8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第12節 植栽維持工

特仕8-12-3 樹木・芝生管理工
樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第 9 章 河 川 修 繕

第 1 節 適 用

- 1. 河川土工、仮設工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 腹 付 工

特仕9-4-2 覆 土 工
覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕9-4-3 植 生 工
植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第5節 側 帯 工

特仕9-5-3 植 生 工
植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第6節 堤脚保護工

特仕9-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 管理用通路工

特仕9-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕9-7-6 オーバーレイエ 1. 舗設 請負者は、施工面を整備した後、「特仕」第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	特仕9-7-6 オーバーレイエ 1. 舗設 請負者は、施工面を整備した後、「特仕」第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。		
---	---	--	--

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 1 年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H 2 2 年度版)	区分	改定理由
第 7 編 河川海岸編 第 1 章 堤防・護岸 第 1 節 適 用 海岸土工は「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は「特仕」第 3 編第 2 章第 7 節地盤改良工、仮設工は「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。 第 5 節 護岸基礎工 特仕1-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕1-5-7 笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、「特仕」第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 第 7 節 擁 壁 工 特仕1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第 8 節 天端被覆工 特仕1-8-2 コンクリート被覆工 請負者は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、「特仕」第 3 編特仕2-6-12 コンクリート舗装工の<u>規定</u>によるものとする。 第 9 節 波 返 工 特仕1-9-2 材 料 1. 請負者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が 5 cm 以上の場合にはゴム製止水板としなければならない。 第 10 節 裏法被覆工 特仕1-10-5 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-<u>14-4</u> 法枠工の規定によるものとする。	第 7 編 河川海岸編 第 1 章 堤防・護岸 第 1 節 適 用 海岸土工は「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は「特仕」第 3 編第 2 章第 7 節地盤改良工、仮設工は「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。 第 5 節 護岸基礎工 特仕1-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕1-5-7 笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、「特仕」第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 第 7 節 擁 壁 工 特仕1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第 8 節 天端被覆工 特仕1-8-2 コンクリート被覆工 請負者は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、「特仕」第 3 編特仕2-6-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。 第 9 節 波 返 工 特仕1-9-2 材 料 1. 請負者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が 5 cm 以上の場合にはゴム製止水板としなければならない。 第 10 節 裏法被覆工 特仕1-10-5 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。		

第12節 排水構造物工

特仕1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第13節 付属物設置工

特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-13-4 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第14節 付帯道路工

特仕1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-14-5 アスファルト舗装工
アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕1-14-6 コンクリート舗装工
コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕1-14-11 区画線工
区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9 区画線工の規定によるものとする。

第15節 付帯道路施設工

特仕1-15-2 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第 2 章 突堤・人工岬

第1節 適用

海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第12節 排水構造物工

特仕1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第13節 付属物設置工

特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-13-4 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第14節 付帯道路工

特仕1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-14-5 アスファルト舗装工
アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕1-14-6 コンクリート舗装工
コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕1-14-11 区画線工
区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9 区画線工の規定によるものとする。

第15節 付帯道路施設工

特仕1-15-2 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第 2 章 突堤・人工岬

第1節 適用

海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4節 突堤基礎工 特仕2-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 第5節 突堤本体工 特仕2-5-6 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 特仕2-5-7 詰杭工 コンクリート杭の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	第4節 突堤基礎工 特仕2-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 第5節 突堤本体工 特仕2-5-6 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 特仕2-5-7 詰杭工 コンクリート杭の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 特仕2-5-11 ケーソン工 1. 請負者は、曳航、回航に先立ち監督職員に連絡しなければならない。	追加	簡素化対応
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） 第1節 適用 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 第4章 浚渫（海）	第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） 第1節 適用 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 第4章 浚渫（海）		
第1節 適用 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。	第1節 適用 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 特仕4-2-1 一般事項 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。 第3節 浚渫工（グラブ船） 特仕4-3-1 一般事項 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	追加	簡素化対応
第5章 養浜 第1節 適用 海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。	第5章 養浜 第1節 適用 海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。	追加	簡素化対応

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 1 年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H 2 2 年度版)	区分	改定理由
第 8 編 砂 防 編 第 1 章 砂 防 堰 堤 第 1 節 適 用 1. 工場製品輸送工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。 第 6 節 法 面 工 特仕 1-6-2 植 生 工 植生工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-<u>14-2</u> 植生工の規定によるものとする。 特仕 1-6-3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-<u>14-3</u> 吹付工の規定によるものとする。 特仕 1-6-4 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-<u>14-4</u> 法枠工の規定によるものとする。 第 8 節 コンクリート堰堤工 特仕 1-8-2 作業土工 (床掘り・埋戻し) 1. 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 2. 請負者は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。 3. 請負者は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、設計図書において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。 4. 基礎地盤検査の検査対象ダムは、堤高 15m 以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前 10 日以内とし、発注者が選定する。 5. 請負者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、すみやかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。 6. 請負者は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削 (床掘) してはならない。 特仕 1-8-3 埋 戻 し 工 請負者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第 8 編 砂 防 編 第 1 章 砂 防 堰 堤 第 1 節 適 用 1. 工場製品輸送工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。 第 3 節 工場製作工 特仕 1－3－1 一般事項 請負者は、製作に着手する前に、施工計画書へ、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする 第 6 節 法 面 工 特仕 1-6-2 植 生 工 植生工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-14-2 植生工の規定によるものとする。 特仕 1-6-3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-14-3 吹付工の規定によるものとする。 特仕 1-6-4 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-14-4 法枠工の規定によるものとする。 第 8 節 コンクリート堰堤工 特仕 1-8-2 作業土工 (床掘り・埋戻し) 1. 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 2. 請負者は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。 3. 請負者は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、設計図書において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。 4. 基礎地盤検査の検査対象ダムは、堤高 15m 以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前 10 日以内とし、発注者が選定する。 5. 請負者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、すみやかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。 6. 請負者は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削 (床掘) してはならない。 特仕 1-8-3 埋 戻 し 工 請負者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	追加	簡素化対応

特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工

1. 隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、軸方向で8リフト以内とする。

特仕1-8-5 コンクリート副堰堤工

コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕1-8-6 コンクリート側壁工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。
2. 排水孔の施工にあたっては、「特仕」第1編特仕3-6-7の4項によるものとする。
また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。
3. コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。

特仕1-8-7 間 詰 工

間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。

また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。

ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。

特仕1-8-9 残存型枠（砂防工）

1. 一般事項
- （1）残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
- （2）残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。
- ① 残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
- ② 残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。
2. 材料
- 請負者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けるものとする。

項 目	内 容	摘 要
質 量	残存型枠 6 0 Kg/枚以下	
	残存化粧型枠 1 1 0 Kg/枚以下	
主 要 材 料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第8編1-6-4の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品 質 証明書
強 度 特 性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工

1. 隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、軸方向で8リフト以内とする。

特仕1-8-5 コンクリート副堰堤工

コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕1-8-6 コンクリート側壁工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。
2. 排水孔の施工にあたっては、「特仕」第1編特仕3-6-7の4項によるものとする。
また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。
3. コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。

特仕1-8-7 間 詰 工

間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。

また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。

ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。

特仕1-8-9 残存型枠（砂防工）

1. 一般事項
- （1）残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
- （2）残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。
- ① 残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
- ② 残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。
2. 材料
- 請負者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けるものとする。

項 目	内 容	摘 要
質 量	残存型枠 6 0 Kg/枚以下	
	残存化粧型枠 1 1 0 Kg/枚以下	
主 要 材 料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第8編1-6-4の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品 質 証明書
強 度 特 性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

3. 施工

- (1) 請負者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 請負者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- (4) 請負者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第9節 鋼製堰堤工

特仕1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-9-4 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。

特仕1-9-7 コンクリート側壁工

コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。

特仕1-9-8 間詰工

間詰工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-7 間詰工の規定によるものとする。

第10節 護床工・根固め工

特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。

特仕1-10-4 根固めブロック工

根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の確認後施工しなければならない。

特仕1-10-8 元付工

コンクリート元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 砂防堰堤付属物設置工

特仕1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-11-4 境界工

3. 施工

- (1) 請負者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 請負者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- (4) 請負者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第9節 鋼製堰堤工

特仕1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-9-4 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。

特仕1-9-7 コンクリート側壁工

コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。

特仕1-9-8 間詰工

間詰工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-7 間詰工の規定によるものとする。

第10節 護床工・根固め工

特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。

特仕1-10-4 根固めブロック工

根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の確認後施工しなければならない。

特仕1-10-8 元付工

コンクリート元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 砂防堰堤付属物設置工

特仕1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-11-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

特仕1-11-5 銘板工

1. 銘板の材質・寸法等については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

第12節 付帯道路工

特仕1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-12-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕1-12-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕1-12-10 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5 縁石工の規定によるものとする。

特仕1-12-11 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9 区画線工の規定によるものとする。

第13節 付帯道路施設工

特仕1-13-2 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第2章 流 路

第1節 適 用

砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4節 流路護岸工

特仕2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-4-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。

特仕2-4-5 コンクリート擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、「特仕」第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-4-9 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

特仕1-11-5 銘板工

1. 銘板の材質・寸法等については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

第12節 付帯道路工

特仕1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-12-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕1-12-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕1-12-10 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5 縁石工の規定によるものとする。

特仕1-12-11 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9 区画線工の規定によるものとする。

第13節 付帯道路施設工

特仕1-13-2 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第2章 流 路

第1節 適 用

砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4節 流路護岸工

特仕2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-4-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。

特仕2-4-5 コンクリート擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、「特仕」第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-4-9 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。

る。

特仕2-4-10 目 地 工

護岸工の縦目地は、1 0 m間隔を標準とし、構造は、フラット型とする。なお、目地の材質については、「特仕」第2編特仕2-10-2目地板の2項によるものとする。

第5節 床 固 め 工

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 埋 戻 し 工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。

特仕2-5-4 床固め本体工

床固め本体工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-5-5 垂 直 壁 工

垂直壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-5-6 側 壁 工

側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。

第6節 根固め・水制工

特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第7節 流路付属物設置工

特仕2-7-4 境 界 工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

特仕2-7-5 銘 板 工

1. 銘板工の施工・材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。
- なお、銘板の大きさは、図2-1のとおり縦300mm×横500mm、板厚10mm、字厚5mmの計15mmとする。

る。

特仕2-4-10 目 地 工

護岸工の縦目地は、1 0 m間隔を標準とし、構造は、フラット型とする。なお、目地の材質については、「特仕」第2編特仕2-10-2目地板の2項によるものとする。

第5節 床 固 め 工

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 埋 戻 し 工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。

特仕2-5-4 床固め本体工

床固め本体工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-5-5 垂 直 壁 工

垂直壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-5-6 側 壁 工

側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。

第6節 根固め・水制工

特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第7節 流路付属物設置工

特仕2-7-4 境 界 工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

特仕2-7-5 銘 板 工

1. 銘板工の施工・材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。
- なお、銘板の大きさは、図2-1のとおり縦300mm×横500mm、板厚10mm、字厚5mmの計15mmとする。

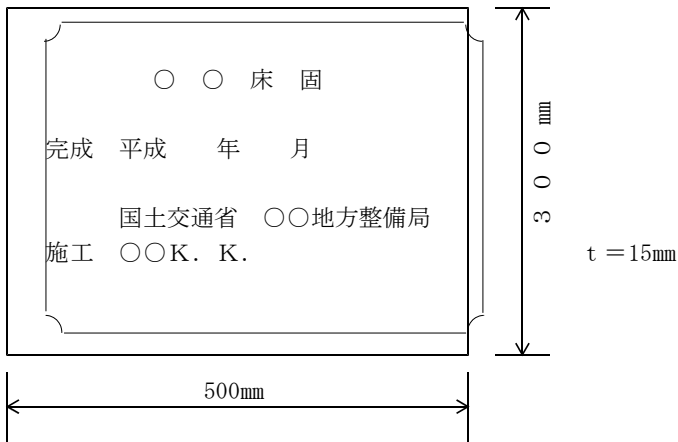


図 2 - 1

第 3 章 斜 面 対 策

第 1 節 適 用

砂防土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

第 4 節 法 面 工

特仕3-4-2 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

特仕3-4-3 吹 付 工

吹付工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕3-4-4 法 枠 工

法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

第 5 節 擁 壁 工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-5-3 既 製 杭 工

既製杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-5-4 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第 6 節 山腹水路工

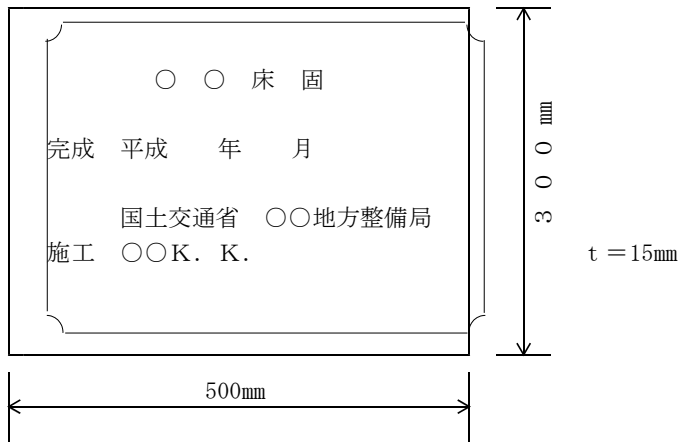


図 2 - 1

第 3 章 斜 面 対 策

第 1 節 適 用

砂防土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

第 4 節 法 面 工

特仕3-4-2 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

特仕3-4-3 吹 付 工

吹付工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕3-4-4 法 枠 工

法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

第 5 節 擁 壁 工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-5-3 既 製 杭 工

既製杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-5-4 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第 6 節 山腹水路工

特仕 3 - 6 - 1 一般事項

請負者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて監督職員と協議しなければならない。

追加

簡素化対応

特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第7節 地下水排除工 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第8節 地下水遮断工 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-8-3 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 第9節 抑止杭工 特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-9-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕3-9-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 特仕3-9-5 シャフト工（深礎工） シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。 特仕3-9-6 合成杭工 合成杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に連絡しなければならない。 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第7節 地下水排除工 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 第8節 地下水遮断工 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-8-3 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 第9節 抑止杭工 特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 特仕3-9-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕3-9-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 特仕3-9-5 シャフト工（深礎工） シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。 特仕3-9-6 合成杭工 合成杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	
--	---	--

第 2 章 フィルダム

第4節 試掘橫坑

特仕2-4-1 一般事項

試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-1一般事項の規定によるものとする。

特仕2-4-2 掘 削

掘削の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-2 掘削の規定によるものとする。

特仕2-4-3 木製支保工

木製支保工の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-3 木製支保工の規定によるものとする。

特仕2-4-4 そ の 他

その他、試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-4 その他の規定によるものとする。

第 3 章 基礎グラウチング

第 2 章 フィルダム

第4節 試掘橫坑

特仕2-4-1 一般事項

試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-1一般事項の規定によるものとする。

特仕2-4-2 掘 削

掘削の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-2 掘削の規定によるものとする。

特仕2-4-3 木製支保工

木製支保工の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-3 木製支保工の規定によるものとする。

特仕2-4-4 そ の 他

その他、試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-4 その他の規定によるものとする。

第 3 章 基礎グラウチング

第4節 グラウチング工

特仕 3-4-4 セメントミルクの製造及び輸送

請負者は、計量装置を設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

追加

書類簡素化

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 1 年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H 2 2 年度版)	区分	改定理由
第 10 編 道 路 編 第 1 章 道 路 改 良 第 1 節 適 用 道路土工、地盤改良工、石・ブロック積(張)工、仮設工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、「特仕」第 3 編第 2 章第 7 節 地盤改良工、「特仕」第 3 編第 2 章第 5 節石・ブロック積(張)工、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。 第 3 節 工場製作工 特仕1-3-2 遮音壁支柱製作工 1. 支柱(H型鋼)の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の 2 種(SS400)又はこれと同等品以上とする。 2. 支柱の外観・形状・寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状・寸法・重量及びその許容差」に規定するH型鋼とする。 3. 支柱及び取付材の金具及びストッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の 2 種(HDZ55)以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の 2 種(HDZ35)以上の防錆処理を行わなければならない。 4. 鋼管杭の材料は、JIS A 5525(STK400)又はこれと同等品以上とする。 第 5 節 法 面 工 特仕1-5-2 植 生 工 植生工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-<u>14-2</u> 植生工の規定によるものとする。 特仕1-5-3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-<u>14-3</u> 吹付工の規定によるものとする。 特仕1-5-4 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-<u>14-4</u> 法枠工の規定によるものとする。 第 7 節 擁 壁 工 特仕1-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕1-7-3 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 特仕1-7-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	第 10 編 道 路 編 第 1 章 道 路 改 良 第 1 節 適 用 道路土工、地盤改良工、石・ブロック積(張)工、仮設工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、「特仕」第 3 編第 2 章第 7 節 地盤改良工、「特仕」第 3 編第 2 章第 5 節石・ブロック積(張)工、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。 第 3 節 工場製作工 特仕1-3-2 遮音壁支柱製作工 1. 支柱(H型鋼)の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の 2 種(SS400)又はこれと同等品以上とする。 2. 支柱の外観・形状・寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状・寸法・重量及びその許容差」に規定するH型鋼とする。 3. 支柱及び取付材の金具及びストッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の 2 種(HDZ55)以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の 2 種(HDZ35)以上の防錆処理を行わなければならない。 4. 鋼管杭の材料は、JIS A 5525(STK400)又はこれと同等品以上とする。 第 5 節 法 面 工 特仕1-5-2 植 生 工 植生工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。 特仕1-5-3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。 特仕1-5-4 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。 第 7 節 擁 壁 工 特仕1-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕1-7-3 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 特仕1-7-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		

	特仕1-7-5 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。			
	第8節 石・ブロック積（張）工			
	特仕1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。			
	特仕1-8-3 コンクリートブロック工 コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。			
	第9節 カルバート工			
	特仕1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。			
	特仕1-9-4 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。			
	特仕1-9-5 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。			
		特仕1-9-6 場所打函渠工 請負者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。 また、請負者は、これを変更する場合には、施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	追加	簡素化対応
	第10節 排水構造物工（小型水路工）			
	特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。			
	特仕1-10-3 側溝工 請負者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1- <u>10</u> -3 側溝工の2項の <u>規定</u> によるものとする。			
	第11節 落石雪害防止工			
		特仕1-11-1 一般事項 1. 請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督職員に連絡しなければならない。	追加	簡素化対応
	特仕1-11-2 材料	特仕1-11-2 材料		

1．請負者は、落石防止網工に用いる材料は表１－１に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表１－１ 落石防止網の規格

名 称	規 格	準		拠	
金網	4 φ × 50 × 50	JIS G 3547・JIS G 3552		亜鉛めっき品	
	3.2 φ × 50 × 50	の 4 ～ 9 の規格に適合し たもの		(Z-GS3もしくは、Z-GS4) 注) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、 亜鉛めっき (Z-GS7) 仕上げとする。	
ワイヤー ロープ	3 × 7 G / O φ 18	JIS G 3525の規 格に準ずる。 ただし、索線は	破壊力16 t 以上	亜鉛めっき付着量 230 g / m ² 以上	
	3 × 7 G / O φ 16		破壊力14 t 以上	亜鉛めっき付着量 230 g / m ² 以上	
	3 × 7 G / O φ 14	JIS G 3506とす る。	破壊力11 t 以上	亜鉛めっき付着量 190 g / m ² 以上	
	3 × 7 G / O φ 12		破壊力 8 t 以上	亜鉛めっき付着量 165 g / m ² 以上	
ワイヤー クリップ	φ 18用 (鍛造)	JIS B 2809の規格に適合 したもの		亜鉛めっき品 (350 g / m ² 以上)	
	φ 16用 (鍛造)				
	φ 14用 (鍛造)				
	φ 12用 (鍛造)				
クロス クリップ	φ 18用	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101 SS400		亜鉛めっき品 (350 g / m ² 以 上)	
	φ 16用				
	φ 14用				
	φ 12用				
結合コイル	4 φ × 300 3.2 φ	JIS G 3537 (第 1 種 A)		亜鉛めっき付着量は250 g / m ² 以上、又は230 g / m ² 以上とし、径は金網に 合わせる。	

2．請負者は、ポケット式支柱工は表１－２及び表１－３に示す規格とする。

1．請負者は、落石防止網工に用いる材料は表１－１に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表１－１ 落石防止網の規格

名 称	規 格	準		拠	
金網	4 φ × 50 × 50	JIS G 3547・JIS G 3552 の 4 ～ 9 の規格に適合し たもの		亜鉛めっき品 (Z-GS3もしくは、Z-GS4) 注) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、 亜鉛めっき (Z-GS7) 仕上げとする。	
	3.2 φ × 50 × 50				
ワイヤー ロープ	3 × 7 G / O φ 18	JIS G 3525の規 格に準ずる。 ただし、索線は	破壊力16 t 以上	亜鉛めっき付着量 230 g / m ² 以上	
	3 × 7 G / O φ 16		破壊力14 t 以上	亜鉛めっき付着量 230 g / m ² 以上	
	3 × 7 G / O φ 14	JIS G 3506とす る。	破壊力11 t 以上	亜鉛めっき付着量 190 g / m ² 以上	
	3 × 7 G / O φ 12		破壊力 8 t 以上	亜鉛めっき付着量 165 g / m ² 以上	
ワイヤー クリップ	φ 18用 (鍛造)	JIS B 2809の規格に適合 したもの		亜鉛めっき品 (350 g / m ² 以上)	
	φ 16用 (鍛造)				
	φ 14用 (鍛造)				
	φ 12用 (鍛造)				
クロス クリップ	φ 18用	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101 SS400		亜鉛めっき品 (350 g / m ² 以 上)	
	φ 16用				
	φ 14用				
	φ 12用				
結合コイ ル	4 φ × 300 3.2 φ	JIS G 3537 (第 1 種 A)		亜鉛めっき付着量は250 g / m ² 以上、又は230 g / m ² 以上とし、径は金網に 合わせる。	

2．請負者は、ポケット式支柱工は表１－２及び表１－３に示す規格とする。

表 1－2 ポケット式支柱工の規格

支柱全長	支柱断面形状（H形用）	根入長	材 質
3.0m	H－150×150×7×10	1 m	SS-400
3.5m	H－〃	〃	〃
4.0m	H－〃	〃	〃
4.5m	H－〃	〃	〃
5.0m	H－〃	〃	〃

表 1－3 ポケット式支柱工（ヒンジ式）の規格

支柱全長	支柱断面形状（H形用）（標準）	材 質
2.0m	H－100×100×6×8	SS-400
2.5m	H－〃	〃
3.0m	H－〃	〃
3.5m	H－〃	〃
4.0m	H－〃	〃

- 3．ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641・2種HDZ55：付着量550 g /㎡以上）仕上げとする。
- 4．メインアンカー及びサブアンカーは、亜鉛めっき製品とする。
- 5．請負者は、落石防護柵工に用いる材料は表 1－4 に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表 1－4 落石防護柵の規格

名 称		規 格	準		拠
支柱	端末・斜材・中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の（STKR400）又はJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」（SS400）に適合するものとする。		溶融亜鉛めっき（付着量 JIS H 8641 2種 HDZ55以上）仕上げ
	索端金具	25φ×500mm	調整ボルトの材質はJIS G 3101（SS400）に適合するものとする。		溶融亜鉛めっき（350 g /㎡以上）仕上げ
	その他の部品		JIS G 3101（SS400）と同等とする。		
ロープ		3×7 G/O φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16 t 以上	亜鉛めっき品（350 g /㎡以上）
金網		3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552 の4～9の規格に適合したもの		亜鉛めっき品（Z-GS4, Z-GH4）ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき（Z-GS7）仕上げとする。
上下の張り線		4 φ	JIS G 3532「鉄線」の（SWM-G-3）に適合するもの		

表 1－2 ポケット式支柱工の規格

支柱全長	支柱断面形状（H形用）	根入長	材 質
3.0m	H－150×150×7×10	1 m	SS-400
3.5m	H－〃	〃	〃
4.0m	H－〃	〃	〃
4.5m	H－〃	〃	〃
5.0m	H－〃	〃	〃

表 1－3 ポケット式支柱工（ヒンジ式）の規格

支柱全長	支柱断面形状（H形用）（標準）	材 質
2.0m	H－100×100×6×8	SS-400
2.5m	H－〃	〃
3.0m	H－〃	〃
3.5m	H－〃	〃
4.0m	H－〃	〃

- 3．ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641・2種HDZ55：付着量550 g /㎡以上）仕上げとする。
- 4．メインアンカー及びサブアンカーは、亜鉛めっき製品とする。
- 5．請負者は、落石防護柵工に用いる材料は表 1－4 に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表 1－4 落石防護柵の規格

名 称		規 格	準		拠
支柱	端末・斜材・中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の（STKR400）又はJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」（SS400）に適合するものとする。		溶融亜鉛めっき（付着量 JIS H 8641 2種 HDZ55以上）仕上げ
	索端金具	25φ×500mm	調整ボルトの材質はJIS G 3101（SS400）に適合するものとする。		溶融亜鉛めっき（350 g /㎡以上）仕上げ
	その他の部品		JIS G 3101（SS400）と同等とする。		
ロープ		3×7 G/O φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16 t 以上	亜鉛めっき品（350 g /㎡以上）
金網		3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552 の4～9の規格に適合したもの		亜鉛めっき品（Z-GS4, Z-GH4）ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき（Z-GS7）仕上げとする。
上下の張り線		4 φ	JIS G 3532「鉄線」の（SWM-G-3）に適合するもの		

6. 落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については、「共仕」第10編4-6-3 現場塗装工に準じ「特仕」第2編特仕2-11-1 塗料の外面用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。
- なお、色調については色見本を**提出**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕1-11-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-11-4 落石防止網工
1. 請負者は、縦ロープ・横ロープと金網を接合コイルで接合しなければならない。ただし、最上段横ロープについては、金網を20cm折曲げて接合させる。また、金網の折曲げ箇所は亜鉛めっき鉄線（φ1.6mm）で30cm間隔にて緊結しなければならない。
2. 請負者は、ポケット式支柱工の建込み角度について、上向45度を目標として建込まなければならない。
3. 請負者は、支柱間隔については**設計図書**によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
4. 請負者は、ポケット式の支柱の長さは、あらかじめ各施工箇所を調査し、ロックネット（ポケット式）張の計画及び各支柱の建込について、施工範囲を定め、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする**。
5. 請負者は、メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕1-11-5 落石防護柵工
1. 請負者は、落石防護用のロープと金網を亜鉛めっき鉄線（1.6φ）又は亜鉛めっき撚線（2.3φ 1×7 G/O）で、1.0m間隔以下に緊結しなければならない。
2. 請負者は、支柱間隔については**設計図書**によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする**。

特仕1-11-8 谷止め工
1. 谷止め工に使用する鋼材（H鋼、山形鋼）は、SS400同等品とする。
2. 谷止め工に使用する材料は、めっき仕上げとし、その仕様は「特仕」第10編特仕1-11-2 材料の1項によるものとする。
3. 請負者は、谷止め工の床掘りについて余掘りをできるだけ小さくなるよう施工しなければならない。
4. 谷止め工は、袖部分等で構造機能上支障ない場合のほかは、岩着とする。
5. 施工管理については、「施工管理基準等」砂防コンクリートダム本体工に準ずるものとする。

12節 遮音壁工

特仕1-12-2 材料
1. 背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板（SGH 400又はSGC400 Z27）又はこれと同等品以上とする。
2. 吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6301「ロックウール吸音材」に準ずるもので、かさ比重0.15 厚さ50mmのもの、あるいはJIS A 6301「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで2号 32K（かさ比重0.032）厚さ50mmのもの又はこれと同等品以上とする。
なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF（ポリフッ化ビニール樹脂フィルム）厚さ21μm又はこれと同等品以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させないフィルムで被膜しなければならない。
3. 吸音板の寸法の精度は表1－5のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また脱落しない精度を有するものとする。

6. 落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については、「共仕」第10編4-6-3 現場塗装工に準じ「特仕」第2編特仕2-11-1 塗料の外面用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。
- なお、色調については色見本を**提出**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕1-11-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-11-4 落石防止網工
1. 請負者は、縦ロープ・横ロープと金網を接合コイルで接合しなければならない。ただし、最上段横ロープについては、金網を20cm折曲げて接合させる。また、金網の折曲げ箇所は亜鉛めっき鉄線（φ1.6mm）で30cm間隔にて緊結しなければならない。
2. 請負者は、ポケット式支柱工の建込み角度について、上向45度を目標として建込まなければならない。
3. 請負者は、支柱間隔については**設計図書**によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。
4. 請負者は、ポケット式の支柱の長さは、あらかじめ各施工箇所を調査し、ロックネット（ポケット式）張の計画及び各支柱の建込について、施工範囲を定め、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする**。
5. 請負者は、メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕1-11-5 落石防護柵工
1. 請負者は、落石防護用のロープと金網を亜鉛めっき鉄線（1.6φ）又は亜鉛めっき撚線（2.3φ 1×7 G/O）で、1.0m間隔以下に緊結しなければならない。
2. 請負者は、支柱間隔については**設計図書**によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする**。

特仕1-11-8 谷止め工
1. 谷止め工に使用する鋼材（H鋼、山形鋼）は、SS400同等品とする。
2. 谷止め工に使用する材料は、めっき仕上げとし、その仕様は「特仕」第10編特仕1-11-2 材料の1項によるものとする。
3. 請負者は、谷止め工の床掘りについて余掘りをできるだけ小さくなるよう施工しなければならない。
4. 谷止め工は、袖部分等で構造機能上支障ない場合のほかは、岩着とする。
5. 施工管理については、「施工管理基準等」砂防コンクリートダム本体工に準ずるものとする。

12節 遮音壁工

特仕1-12-2 材料
1. 背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板（SGH 400又はSGC400 Z27）又はこれと同等品以上とする。
2. 吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6301「ロックウール吸音材」に準ずるもので、かさ比重0.15 厚さ50mmのもの、あるいはJIS A 6301「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで2号 32K（かさ比重0.032）厚さ50mmのもの又はこれと同等品以上とする。
なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF（ポリフッ化ビニール樹脂フィルム）厚さ21μm又はこれと同等品以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させないフィルムで被膜しなければならない。
3. 吸音板の寸法の精度は表1－5のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また脱落しない精度を有するものとする。

表 1－5 吸音板の寸法の精度

支柱間用	長 さ	高 さ	厚 さ
4 m	±10mm以内	± 5 mm以内	± 5 mm以内

- 4．吸音板の固定金具（バネ）については、JIS G 4801「バネ鋼」の（SUP6）又は、これと同等品以上のものを使用することとする。
- 5．吸音板の固定金具は、下記の性能を満足するものとする。
- （1）支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと
- （2）空隙が12mmのとき、バネ反力が150kg以上であること
- （3）最小高さの保証値は、8.5mm以下とすること
- （4）最小高さにおいて450kg以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと
- 6．遮音板の音響性能及び試験方法は下記によらなければならない。
- （1）透過損失
- 400Hzに対して25dB以上
- 1000Hzに対して30dB以上
- 試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。
- （2）吸音率
- 400Hzに対して70%以上
- 1000Hzに対して80%以上
- 試験方法はJIS A 1409「残響室吸音率の測定方法」によらなければならない

特仕1-10-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-5 遮音壁本体工

- 1．吸音板の建込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。
- 2．吸音板の建込みの状態については、その都度確認をしなければならない。
- 3．吸音板の固定金具（バネ）については、両端の2箇所（吸音板1枚当たり）に、使用しなければならない。

第 2 章 舗 装

第1節 適 用

道路土工、地盤改良工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4節 舗 装 工

特仕2-4-2 材 料

- 1．舗装工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
- 2．付着性改善改質アスファルトをバインダーとして、表層又は基層に使用する混合物の配合は以下によらなければならない。

表 1－5 吸音板の寸法の精度

支柱間用	長 さ	高 さ	厚 さ
4 m	±10mm以内	± 5 mm以内	± 5 mm以内

- 4．吸音板の固定金具（バネ）については、JIS G 4801「バネ鋼」の（SUP6）又は、これと同等品以上のものを使用することとする。
- 5．吸音板の固定金具は、下記の性能を満足するものとする。
- （1）支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと
- （2）空隙が12mmのとき、バネ反力が150kg以上であること
- （3）最小高さの保証値は、8.5mm以下とすること
- （4）最小高さにおいて450kg以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと
- 6．遮音板の音響性能及び試験方法は下記によらなければならない。
- （1）透過損失
- 400Hzに対して25dB以上
- 1000Hzに対して30dB以上
- 試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。
- （2）吸音率
- 400Hzに対して70%以上
- 1000Hzに対して80%以上
- 試験方法はJIS A 1409「残響室吸音率の測定方法」によらなければならない

特仕1-12-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-12-5 遮音壁本体工

- 1．吸音板の建込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。
- 2．吸音板の建込みの状態については、その都度確認をするものとする。
- 3．吸音板の固定金具（バネ）については、両端の2箇所（吸音板1枚当たり）に、使用しなければならない。

第 2 章 舗 装

第1節 適 用

道路土工、地盤改良工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4節 舗 装 工

特仕2-4-2 材 料

- 1．舗装工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
- 2．付着性改善改質アスファルトをバインダーとして、表層又は基層に使用する混合物の配合は以下によらなければならない。

- (1) マーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の表2-19、2-20による。
- (2) アスファルト量は「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の表2-8による。
- (3) 付着性改善改質アスファルト混合物は、表2-1の規格を満足するものでなければならない。

表2-1 付着性改善改質アスファルト混合物の規格

項	目	規格値
水浸マーシャル安定度試験、残留安定度	%	75以上
水浸ホイールトラッキング試験、剥離率	%	5以下

〔注〕 試験方法は「舗装試験法便覧」を参照する。

- (4) アスファルト量が本項(2)号の範囲を超える場合は「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の10項による。

特仕2-4-4 橋面防水工

1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第10編特仕2-4-9グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-6 半たわみ性舗装工

1. 半たわみ性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工規定によるものとする。

特仕2-4-7 排水性舗装工

1. 排水性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-9 グースアスファルト舗装工

タックコートで使用するゴム入りアスファルト乳剤はPK-Rとする。

特仕2-4-10 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-11 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

第5節 排水構造物工（路面排水工）

特仕2-5-1 一般事項

路面排水工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-5-3側溝工、「特仕」第10編特仕2-5-5街渠柵・マンホール工の規定によるものとする。

- (1) マーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の表2-19、2-20による。
- (2) アスファルト量は「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の表2-8による。
- (3) 付着性改善改質アスファルト混合物は、表2-1の規格を満足するものでなければならない。

表2-1 付着性改善改質アスファルト混合物の規格

項	目	規格値
水浸マーシャル安定度試験、残留安定度	%	75以上
水浸ホイールトラッキング試験、剥離率	%	5以下

〔注〕 試験方法は「舗装試験法便覧」を参照する。

- (4) アスファルト量が本項(2)号の範囲を超える場合は「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の10項による。

特仕2-4-4 橋面防水工

1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第10編特仕2-4-9グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-6 半たわみ性舗装工

1. 半たわみ性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工規定によるものとする。

特仕2-4-7 排水性舗装工

1. 排水性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-9 グースアスファルト舗装工

タックコートで使用するゴム入りアスファルト乳剤はPK-Rとする。

特仕2-4-10 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-11 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

第5節 排水構造物工（路面排水工）

特仕2-5-1 一般事項

路面排水工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-5-3側溝工、「特仕」第10編特仕2-5-5街渠柵・マンホール工の規定によるものとする。

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 側溝工
「共仕」第10編2-5-3 側溝工の2項のモルタルは、セメントと砂の比が1：3の重量配合とする。

特仕2-5-5 集水桝（街渠桝）・マンホール工
「共仕」第10編2-5-5 街渠桝・マンホール工の2項で、セメントと砂の比が1：3の重量配合とする。

第6節 縁石工

特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-6-3 縁石工
縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

第7節 踏掛版工

特仕2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-7-4 踏掛版工
1. 床掘り・埋戻しを行う場合は、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。
2. 踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

第8節 防護柵工

特仕2-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第9節 標識工

特仕2-9-1 一般事項
請負者は、標識工の施工にあたって、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定、特仕2-10-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。
1. 標識の加工は**設計図書**によるものとする。
使用材料は表2－4に適合するものとし、耐久性に富み剥離・腐蝕等によって標識効果を妨げないものとする。

表2－4 使用材料一覧表

名 称		材 料	規 格
標識板	標 識 板	アルミニウム合金板 厚 2 mm	JIS H 4000 A5052P-H34
	標識板リブ	アルミニウム合金押出型材	JIS H 4100 A6030S-T5

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 側溝工
「共仕」第10編2-5-3 側溝工の2項のモルタルは、セメントと砂の比が1：3の重量配合とする。

特仕2-5-5 集水桝（街渠桝）・マンホール工
「共仕」第10編2-5-5 街渠桝・マンホール工の2項で、セメントと砂の比が1：3の重量配合とする。

第6節 縁石工

特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-6-3 縁石工
縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

第7節 踏掛版工

特仕2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-7-4 踏掛版工
1. 床掘り・埋戻しを行う場合は、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。
2. 踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

第8節 防護柵工

特仕2-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第9節 標識工

特仕2-9-1 一般事項
請負者は、標識工の施工にあたって、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定、特仕2-10-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。
1. 標識の加工は**設計図書**によるものとする。
使用材料は表2－4に適合するものとし、耐久性に富み剥離・腐蝕等によって標識効果を妨げないものとする。

表2－4 使用材料一覧表

名 称		材 料	規 格
標識板	標 識 板	アルミニウム合金板 厚 2 mm	JIS H 4000 A5052P-H34
	標識板リブ	アルミニウム合金押出型材	JIS H 4100 A6030S-T5

			A6063S-T6
柱	鋼 管 柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テー パーポール）SS400に適し た鋼材に加工したもの	JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管注は、溶融亜鉛めっき （JIS H 8641 2種 HDZ55以 上）仕上げとし、「共仕」第 1 編3-3-9 小型標識工の15項 の <u>規定</u> によるものとする。
その他 材 料		取付金具、ボルト、キャッ プ等の種類規格は 設計図書 によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき（HDZ35以上）仕 上げ

2．反射材等の仕様区分及び色彩は表 2－5 のとおりとする。

			A6063S-T6
柱	鋼 管 柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テー パーポール）SS400に適し た鋼材に加工したもの	JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管注は、溶融亜鉛めっき （JIS H 8641 2種 HDZ55以 上）仕上げとし、「共仕」第 1 編3-3-9 小型標識工の15項 の規定によるものとする。
その他 材 料		取付金具、ボルト、キャッ プ等の種類規格は 設計図書 によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき（HDZ35以上）仕 上げ

2．反射材等の仕様区分及び色彩は表 2－5 のとおりとする。

表 2-5 反射材等の使用区分及び色彩

採 取 の 種 類		民 材 採 集 の 地 区 分 及 び 形 状										備 考
種 類	番 号	漢字・平仮名 片 假 名	英 字	英 字	英 字	km	欠 印	記 号	作	英 字	地	
市町計	101	青B	青B					加(塩)	青B		白B	(魚1)
新明浜	102-A	青B	青B					加(塩)	青B		白B	新明浜、市町計表は青色表示とする。
分画、分内及び端端	105-A、B、C	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B	(魚2)
分画及び端端	105-A	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B	著名地元のシンボルマークは、青地白表示とする。
分画及び分内の子寄	102-A、B	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	黄B	青B	国産番号(118-A、B、C)
分画及び分内	102の2-A、B	白B	白B	白B			白B		白B	黄B	青B	新明浜国産番号
分画、分内及び端端の境取るの子寄	102の2	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	黄B	青B	(118-A、118B-Aの例)
分画、分内及び端端の境取る	102の4	白B	白B	白B			白B		白B	黄B	青B	① ①B ② ②B ③ ③B ④ ④B ⑤ ⑤B ⑥ ⑥B ⑦ ⑦B ⑧ ⑧B ⑨ ⑨B ⑩ ⑩B ⑪ ⑪B ⑫ ⑫B ⑬ ⑬B ⑭ ⑭B ⑮ ⑮B ⑯ ⑯B ⑰ ⑰B ⑱ ⑱B ⑲ ⑲B ⑳ ⑳B ㉑ ㉑B ㉒ ㉒B ㉓ ㉓B ㉔ ㉔B ㉕ ㉕B ㉖ ㉖B ㉗ ㉗B ㉘ ㉘B ㉙ ㉙B ㉚ ㉚B ㉛ ㉛B ㉜ ㉜B ㉝ ㉝B ㉞ ㉞B ㉟ ㉟B ㊱ ㊱B ㊲ ㊲B ㊳ ㊳B ㊴ ㊴B ㊵ ㊵B ㊶ ㊶B ㊷ ㊷B ㊸ ㊸B ㊹ ㊹B ㊺ ㊺B ㊻ ㊻B ㊼ ㊼B ㊽ ㊽B ㊾ ㊾B ㊿ ㊿B
著名地元	114-A、B	青B	青B		青B	青B	青B	BB(2)	青B		白B	(118-A、118B-Aの例)
主明地元	114の2-A、B	青B	青B						青B		白B	① ①B ② ②B ③ ③B ④ ④B ⑤ ⑤B ⑥ ⑥B ⑦ ⑦B ⑧ ⑧B ⑨ ⑨B ⑩ ⑩B ⑪ ⑪B ⑫ ⑫B ⑬ ⑬B ⑭ ⑭B ⑮ ⑮B ⑯ ⑯B ⑰ ⑰B ⑱ ⑱B ⑲ ⑲B ⑳ ⑳B ㉑ ㉑B ㉒ ㉒B ㉓ ㉓B ㉔ ㉔B ㉕ ㉕B ㉖ ㉖B ㉗ ㉗B ㉘ ㉘B ㉙ ㉙B ㉚ ㉚B ㉛ ㉛B ㉜ ㉜B ㉝ ㉝B ㉞ ㉞B ㉟ ㉟B ㊱ ㊱B ㊲ ㊲B ㊳ ㊳B ㊴ ㊴B ㊵ ㊵B ㊶ ㊶B ㊷ ㊷B ㊸ ㊸B ㊹ ㊹B ㊺ ㊺B ㊻ ㊻B ㊼ ㊼B ㊽ ㊽B ㊾ ㊾B ㊿ ㊿B
インターチェンジ名	附 図	白B	白B						白B		青B	① ①B ② ②B ③ ③B ④ ④B ⑤ ⑤B ⑥ ⑥B ⑦ ⑦B ⑧ ⑧B ⑨ ⑨B ⑩ ⑩B ⑪ ⑪B ⑫ ⑫B ⑬ ⑬B ⑭ ⑭B ⑮ ⑮B ⑯ ⑯B ⑰ ⑰B ⑱ ⑱B ⑲ ⑲B ⑳ ⑳B ㉑ ㉑B ㉒ ㉒B ㉓ ㉓B ㉔ ㉔B ㉕ ㉕B ㉖ ㉖B ㉗ ㉗B ㉘ ㉘B ㉙ ㉙B ㉚ ㉚B ㉛ ㉛B ㉜ ㉜B ㉝ ㉝B ㉞ ㉞B ㉟ ㉟B ㊱ ㊱B ㊲ ㊲B ㊳ ㊳B ㊴ ㊴B ㊵ ㊵B ㊶ ㊶B ㊷ ㊷B ㊸ ㊸B ㊹ ㊹B ㊺ ㊺B ㊻ ㊻B ㊼ ㊼B ㊽ ㊽B ㊾ ㊾B ㊿ ㊿B
糸巻坂前	115の2	白B						②D			黄B BB	(1) B(2) B(3) B(4) B(5) B(6) B(7) B(8) B(9) B(10) B(11) B(12) B(13) B(14) B(15) B(16) B(17) B(18) B(19) B(20) B(21) B(22) B(23) B(24) B(25) B(26) B(27) B(28) B(29) B(30) B(31) B(32) B(33) B(34) B(35) B(36) B(37) B(38) B(39) B(40) B(41) B(42) B(43) B(44) B(45) B(46) B(47) B(48) B(49) B(50) B(51) B(52) B(53) B(54) B(55) B(56) B(57) B(58) B(59) B(60) B(61) B(62) B(63) B(64) B(65) B(66) B(67) B(68) B(69) B(70) B(71) B(72) B(73) B(74) B(75) B(76) B(77) B(78) B(79) B(80) B(81) B(82) B(83) B(84) B(85) B(86) B(87) B(88) B(89) B(90) B(91) B(92) B(93) B(94) B(95) B(96) B(97) B(98) B(99) B(100) B(101) B(102) B(103) B(104) B(105) B(106) B(107) B(108) B(109) B(110) B(111) B(112) B(113) B(114) B(115) B(116) B(117) B(118) B(119) B(120) B(121) B(122) B(123) B(124) B(125) B(126) B(127) B(128) B(129) B(130) B(131) B(132) B(133) B(134) B(135) B(136) B(137) B(138) B(139) B(140) B(141) B(142) B(143) B(144) B(145) B(146) B(147) B(148) B(149) B(150) B(151) B(152) B(153) B(154) B(155) B(156) B(157) B(158) B(159) B(160) B(161) B(162) B(163) B(164) B(165) B(166) B(167) B(168) B(169) B(170) B(171) B(172) B(173) B(174) B(175) B(176) B(177) B(178) B(179) B(180) B(181) B(182) B(183) B(184) B(185) B(186) B(187) B(188) B(189) B(190) B(191) B(192) B(193) B(194) B(195) B(196) B(197) B(198) B(199) B(200) B(201) B(202) B(203) B(204) B(205) B(206) B(207) B(208) B(209) B(210) B(211) B(212) B(213) B(214) B(215) B(216) B(217) B(218) B(219) B(220) B(221) B(222) B(223) B(224) B(225) B(226) B(227) B(228) B(229) B(230) B(231) B(232) B(233) B(234) B(235) B(236) B(237) B(238) B(239) B(240) B(241) B(242) B(243) B(244) B(245) B(246) B(247) B(248) B(249) B(250) B(251)

A：封入レンズ型反射シート（※2000タイプ同等品以上）
B：カプセルレンズ型反射シート（※2000タイプ同等品以上）
C：広角プリズムレンズ型反射シート（※2090タイプ同等品以上）
D：カプセルレンズ型反射シート用透明プロセッサー印刷（※2800タイプ同等品以上）
E：広角プリズムレンズ型反射シート用透明プロセッサー印刷（※2090タイプ同等品以上）

表 2-5 反射材等の使用区分及び色彩

[illegible]

A : 対入レンズ型反射シート (#2800 タイプ同等品以上)
B : カバセルレンズ型反射シート (#2800 タイプ同等品以上)
C : 広角プリズムレンズ型反射シート (#2890 タイプ同等品以上)
D : カバセルレンズ型反射シート用透明プロセカ用印刷 (#2800 タイプ同等品以上)
E : 広角プリズムレンズ型反射シート用透明プロセカ用印刷 (#2890 タイプ同等品以上)

3. 請負者は、支柱の指定場所に国土交通省と標示板番号の表示ステッカー（図2－1）を貼らなければならない。この場合の文字は、封入レンズ型反射シートに黒字でプロセス印刷したものとする。

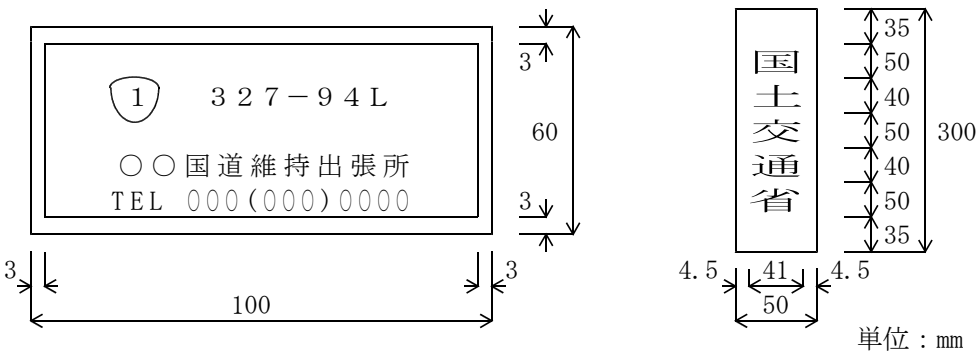


図2－1 表示ステッカー

特仕2-8-5 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-8-6 標識基礎工

小型標識の基礎工の施工については、砕石、ぐり石を施工する場合は、「特仕」第3編特仕2-4-1 一般事項の規定によるものとする。

第10節 区画線工

特仕2-10-2 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

第11節 道路植栽工

特仕2-11-2 材料

1. 道路植栽工で使用する肥料、土壤改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。

- ・パーク堆肥＋緩効性肥料（I B化成）

または、

- ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）

なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壤改良材を選定する。

2. 標準施用量（参考）

【土壌1m3当たり】

土壤改良材	施 用 量
パーク堆肥	2 5 %（2 5 0 L）＋I B化成 2 . 5 k g
下水汚泥を使用した 汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト顆粒）	5 %（5 0 L）

※ 「パーク堆肥」を選定する場合は、窒素飢餓現象を起こし生育不良の原因となることがあるので、「パーク堆肥」単独での使用は避け、窒素を補うような「緩効性肥料（I B化

3. 請負者は、支柱の指定場所に国土交通省と標示板番号の表示ステッカー（図2－1）を貼らなければならない。この場合の文字は、封入レンズ型反射シートに黒字でプロセス印刷したものとする。

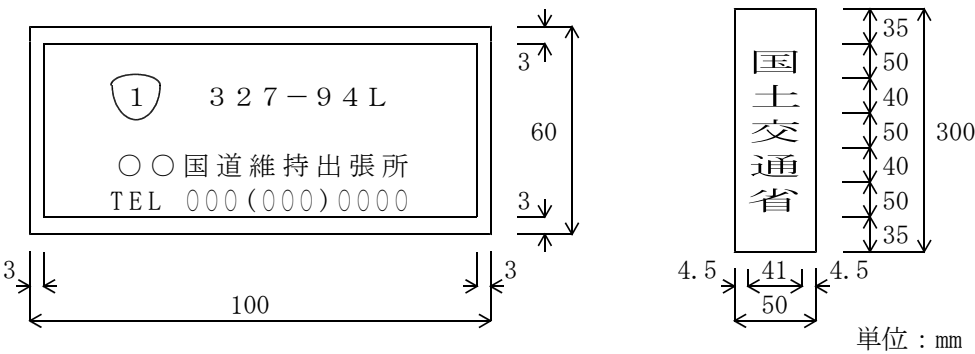


図2－1 表示ステッカー

特仕2-9-5 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-9-6 標識基礎工

小型標識の基礎工の施工については、砕石、ぐり石を施工する場合は、「特仕」第3編特仕2-4-1 一般事項の規定によるものとする。

第10節 区画線工

特仕2-10-2 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

第11節 道路植栽工

特仕2-11-2 材料

1. 道路植栽工で使用する肥料、土壤改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。

- ・パーク堆肥＋緩効性肥料（I B化成）

または、

- ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）

なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壤改良材を選定する。

2. 標準施用量（参考）

【土壌1m3当たり】

土壤改良材	施 用 量
パーク堆肥	2 5 %（2 5 0 L）＋I B化成 2 . 5 k g
下水汚泥を使用した 汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト顆粒）	5 %（5 0 L）

※ 「パーク堆肥」を選定する場合は、窒素飢餓現象を起こし生育不良の原因となることがあるので、「パーク堆肥」単独での使用は避け、窒素を補うような「緩効性肥料（I B化

- 成)」を併用する。
3. 道路植栽工で使用する支柱用丸太は、所定の寸法をもつ皮はぎ丸太で割れ・腐朽がなく、平滑な乾材であって、曲がりに対して両端の中心を結ぶ直線が丸太の外に出ないものでなければならない。
4. 道路植栽工で使用する支柱用竹材は、青竹で割れもなく、病虫害がなく、もろくないものでなければならない。
5. 請負者は、道路植栽工で使用する支柱用丸太を施工するにあたり、JIS K 1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を占有する家庭用品の規制に関する法律に適合したものとする。）を用いたJIS A 9002（木材の加圧式防腐処理方法）による加圧式防腐処理を行った木材を使用するものとする。なお、加圧式防腐処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
6. 道路植栽工で使用する支柱の選定は表 2－1 2 とする。

表 2－1 2 支柱の選定

	丸 太					竹 材
支柱形式	添え柱	二脚鳥居 (添え柱 付 き)	二脚鳥居 (添え柱 な し)	三 脚 居	十 鳥 字 居	添え柱
目通り周 (cm)	10 未満	10～30 未満	20～40 未満	30～50 未満	40 以上	

※カイズカИБキについては二脚鳥居（添え柱付き）とする。

10. 植栽銘板

(1)高 木 用

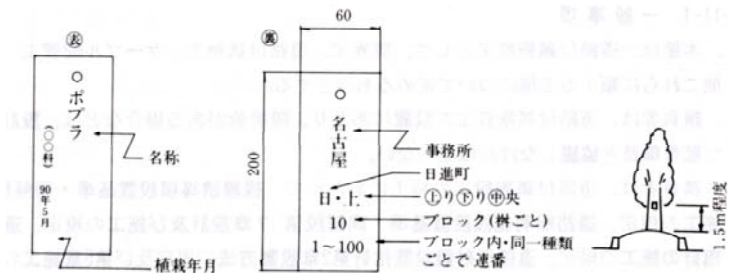
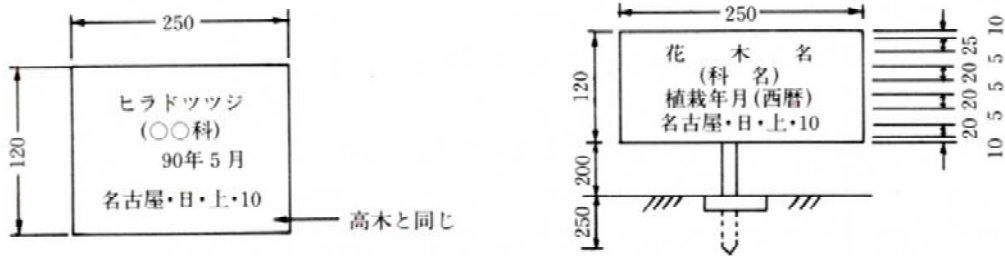


図 2－2 植栽名板表示例

規 格：プレート規格 L200×W60× t 3（アクリル板・緑色）文字：掘込白文字
鉄線#18 φ 1.2mm

設置方法：全数設置する。これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(2)中 低 木



成)」を併用する。

3. 道路植栽工で使用する支柱用丸太は、所定の寸法をもつ皮はぎ丸太で割れ・腐朽がなく、平滑な乾材であって、曲がりに対して両端の中心を結ぶ直線が丸太の外に出ないものでなければならない。
4. 道路植栽工で使用する支柱用竹材は、青竹で割れもなく、病虫害がなく、もろくないものでなければならない。
5. 請負者は、道路植栽工で使用する支柱用丸太を施工するにあたり、JIS K 1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を占有する家庭用品の規制に関する法律に適合したものとする。）を用いたJIS A 9002（木材の加圧式防腐処理方法）による加圧式防腐処理を行った木材を使用するものとする。なお、加圧式防腐処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
6. 道路植栽工で使用する支柱の選定は表 2－1 2 とする。

表 2－1 2 支柱の選定

	丸 太					竹 材
支柱形式	添え柱	二脚鳥居 (添え柱 付 き)	二脚鳥居 (添え柱 な し)	三 脚 居	十 鳥 字 居	添え柱
目通り周 (cm)	10 未満	10～30 未満	20～40 未満	30～50 未満	40 以上	

※カイズカИБキについては二脚鳥居（添え柱付き）とする。

10. 植栽銘板

(1)高 木 用

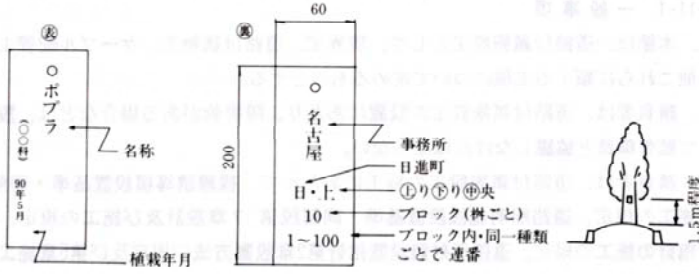


図 2－2 植栽名板表示例

規 格：プレート規格 L200×W60× t 3（アクリル板・緑色）文字：掘込白文字
鉄線#18 φ 1.2mm

設置方法：全数設置する。これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(2)中 低 木

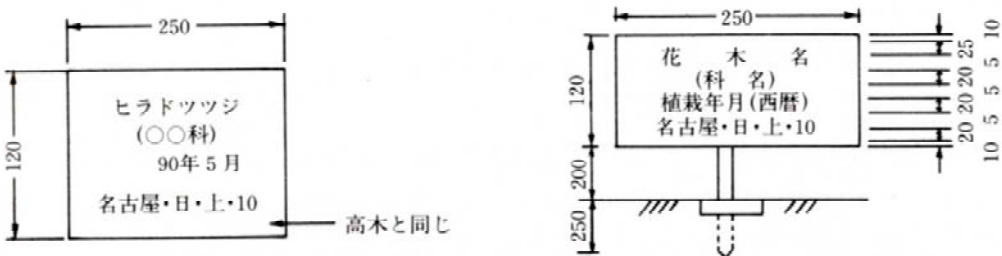


図 2-3 中低木の表示例

規格：プレート規格 L120×W250（アクリル板・白色）文字：掘込黒文字
設置：柵単位で木の種類ごとに設置する。

特仕2-11-3 道路植栽工

1. 植樹は設計図書によるものとするが、請負者は配置等の細部について展開図に準ずる植付図を作成するものとし、材料手配前に植付図について監督職員の確認を得るものとする。
2. 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工範囲を定め設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
3. 請負者は、埋戻しについては樹種により、「水ぎめ法」及び「土ぎめ法」により設計図書に示す量の埋戻土を、根廻りにすきまなく突き入れ埋戻しを行わなければならない。
- なお、高木・中木は現場状況を勘案のうえ深さ又は高さ15cm程度の水鉢を施工するものとする。

第12節 道路付属施設工

特仕2-12-1 一般事項

請負者は、道路付属施設工の施工にあたって、「特仕」第3編特仕2-3-9 区画線工、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工、「特仕」第10編第10節道路植栽工、「特仕」第10編特仕2-7-4 踏掛版工及び、「特仕」第10編特仕2-12-5 ケーブル配管工の規定によるものとする。

特仕2-12-3 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕2-12-5 ケーブル配管工

1. ケーブル配管及びハンドホールを設置については、「特仕」第10編特仕2-5-3 側溝工、特仕2-5-5 集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定によるものとする。
2. 請負者は、道路情報伝送用配管路の配管の施工にあたっては、電気通信設備工事共通仕様書によるものとする。
- なお、埋設位置を標示するために使用する埋設標示シート（以下「シート」という）は下記によるものとする。
- （1）材料
- シートは高密度ポリエチレンヤーンを製織したクロスに、印刷面を内側にした低密度ポリエチレンフィルムをラミネートしたものとし、耐薬品性にすぐれ腐食することなく柔軟性に富むものとする。
- （2）構造
- クロスは、1,000デニールのテープを縦方向10本/インチ、横方向10本/インチに織込んだものとする。
- （3）形状・寸法等
- ① 形状

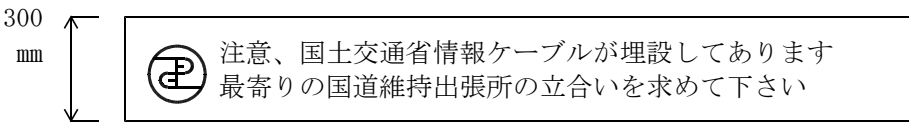


図 2-4 埋設テープ

図 2-3 中低木の表示例

規格：プレート規格 L120×W250（アクリル板・白色）文字：掘込黒文字
設置：柵単位で木の種類ごとに設置する。

特仕2-11-3 道路植栽工

1. 植樹は設計図書によるものとするが、請負者は配置等の細部について展開図に準ずる植付図を作成するものとし、材料手配前に植付図について監督職員の確認を得るものとする。
2. 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工範囲を定め設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
3. 請負者は、埋戻しについては樹種により、「水ぎめ法」及び「土ぎめ法」により設計図書に示す量の埋戻土を、根廻りにすきまなく突き入れ埋戻しを行わなければならない。
- なお、高木・中木は現場状況を勘案のうえ深さ又は高さ15cm程度の水鉢を施工するものとする。
4. 請負者は、移植先の土壌に問題があった場合は、監督職員に連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

第12節 道路付属施設工

特仕2-12-1 一般事項

請負者は、道路付属施設工の施工にあたって、「特仕」第3編特仕2-3-9 区画線工、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工、「特仕」第10編第10節道路植栽工、「特仕」第10編特仕2-7-4 踏掛版工及び、「特仕」第10編特仕2-12-5 ケーブル配管工の規定によるものとする。

特仕2-12-3 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕2-12-5 ケーブル配管工

1. ケーブル配管及びハンドホールを設置については、「特仕」第10編特仕2-5-3 側溝工、特仕2-5-5 集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定によるものとする。
2. 請負者は、道路情報伝送用配管路の配管の施工にあたっては、電気通信設備工事共通仕様書によるものとする。
- なお、埋設位置を標示するために使用する埋設標示シート（以下「シート」という）は下記によるものとする。
- （1）材料
- シートは高密度ポリエチレンヤーンを製織したクロスに、印刷面を内側にした低密度ポリエチレンフィルムをラミネートしたものとし、耐薬品性にすぐれ腐食することなく柔軟性に富むものとする。
- （2）構造
- クロスは、1,000デニールのテープを縦方向10本/インチ、横方向10本/インチに織込んだものとする。
- （3）形状・寸法等
- ① 形状

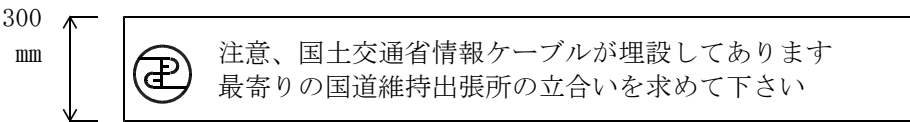


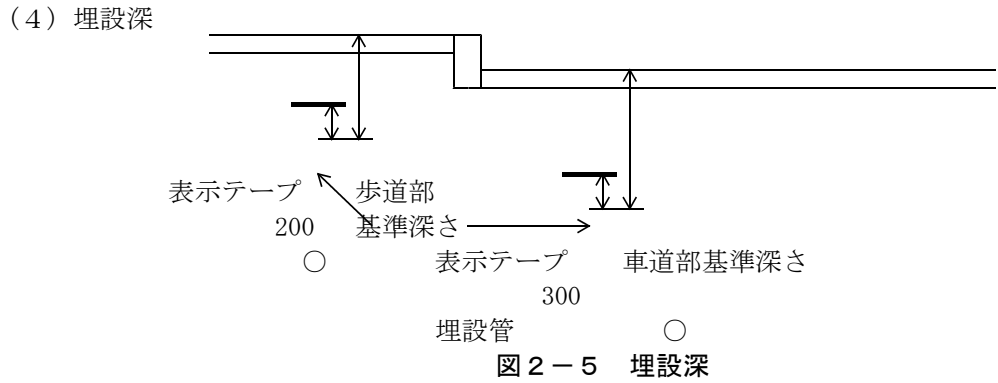
図 2-4 埋設テープ

追加

簡素化対応

- ② 寸法
幅：300mm

③ 色・印刷
シートの生地は赤色、文字は黒色とし、印刷文字は長期にわたり変色したり、はげたりしない物とする。



第 3 章 橋 梁 下 部

第 1 節 適 用

工場製品輸送工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工、道路土工及び仮設工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工及び第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

第 3 節 工場製作工

特仕3-3-3 鋼製橋脚製作工

1. 鋼製橋脚隅角部
- (1) 隅角部の柱と梁のフランジの交線となる溶接部でのせん断遅れによる応力集中を緩和させるため、原則として、柱と梁の角部の腹板にフィレットを設けるものとする。

(2) 施工計画書には、良好な溶接品質が確保できる施工が行われることが確認できるように必要な事項について記述するものとする。

(3) 完全溶込み溶接継手では、当面、溶接止端部の仕上げを行うものとする。

(4) やむを得ない場合を除き、裏当金付溶接継手を用いないものとする。

(5) 完全溶込み溶接継手の施工にあたっては、良好な溶接品質を確保するため裏はつりを徹底するものとする。

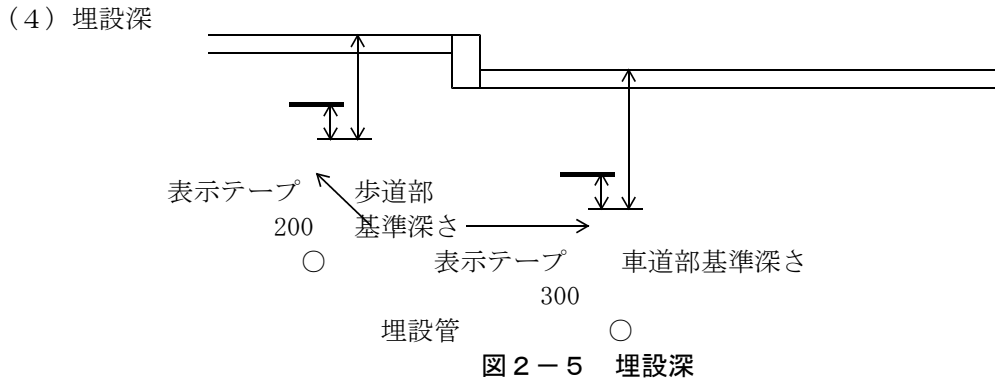
(6) 完全溶込み溶接継手の溶接われについては、疑わしい増合には、磁粉探傷法による検査を徹底するものとする。

(7) 完全溶込み溶接継手の内部きずについては、原則として全線にわたって超音波探傷試験による検査を実施するものとする。

(8) 超音波探傷試験では、当面、検出レベルをL/2線として内部きずの実寸法を1mm単位で評価しその最大値がt（板厚）/3以下の場合を合格とする。

- ② 寸法
幅：300mm

③ 色・印刷
シートの生地は赤色、文字は黒色とし、印刷文字は長期にわたり変色したり、はげたりしない物とする。



第 3 章 橋 梁 下 部

第 1 節 適 用

1. 工場製品輸送工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工、道路土工及び仮設工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工及び第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、コンクリート構造物非破壊試験の実施結果を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。

第 3 節 工場製作工

特仕 3-3-1 鋼製橋脚製作工

鋼製橋脚製作工の施工については、「特仕」第 3 編 2-1 2-3 桁製作工の規定によるものとする。

特仕3-3-3 鋼製橋脚製作工

1. 鋼製橋脚隅角部
- (1) 隅角部の柱と梁のフランジの交線となる溶接部でのせん断遅れによる応力集中を緩和させるため、原則として、柱と梁の角部の腹板にフィレットを設けるものとする。

(2) 施工計画書には、良好な溶接品質が確保できる施工が行われることが確認できるように必要な事項について記述するものとする。

(3) 完全溶込み溶接継手では、当面、溶接止端部の仕上げを行うものとする。

(4) やむを得ない場合を除き、裏当金付溶接継手を用いないものとする。

(5) 完全溶込み溶接継手の施工にあたっては、良好な溶接品質を確保するため裏はつりを徹底するものとする。

(6) 完全溶込み溶接継手の溶接われについては、疑わしい増合には、磁粉探傷法による検査を徹底するものとする。

(7) 完全溶込み溶接継手の内部きずについては、原則として全線にわたって超音波探傷試験による検査を実施するものとする。

(8) 超音波探傷試験では、当面、検出レベルをL/2線として内部きずの実寸法を1mm単位で評価しその最大値がt（板厚）/3以下の場合を合格とする。

追加 簡素化対応

追加 簡素化対応

- (9) 完全溶込み溶接継手について、製作途中で補修を行った場合には、その範囲や方法等の履歴を記録するものとする。
- (10) 仮組立検査を実施する場合においては、要求される溶接品質を満足していることを確認するため、抜取りにより、完全溶込み溶接継手の超音波探傷試験を実施するものとする。

第4節 橋 台 工

- 特仕3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。
- 特仕3-4-3 既製杭工**
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-4-4 場所打杭工**
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-4-5 深礎工**
深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

第5節 R C橋脚工

- 特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。
- 特仕3-5-3 既製杭工**
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-5-4 場所打杭工**
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-5-5 深礎工**
深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。

第6節 鋼製橋脚工

- 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。
- 特仕3-6-3 既製杭工**
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-6-4 場所打杭工**
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

- (9) 完全溶込み溶接継手について、製作途中で補修を行った場合には、その範囲や方法等の履歴を記録するものとする。
- (10) 仮組立検査を実施する場合においては、要求される溶接品質を満足していることを確認するため、抜取りにより、完全溶込み溶接継手の超音波探傷試験を実施するものとする。

第6節 橋 台 工

- 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。
- 特仕3-6-3 既製杭工**
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-6-4 場所打杭工**
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-6-5 深礎工**
深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

第7節 R C橋脚工

- 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。
- 特仕3-7-3 既製杭工**
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-7-4 場所打杭工**
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-7-5 深礎工**
深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。

第8節 鋼製橋脚工

- 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。
- 特仕3-8-3 既製杭工**
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。
- 特仕3-8-4 場所打杭工**
場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

特仕3-6-5 深 礎 工 深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。 特仕3-8-10 橋脚架設工 請負者は、橋脚架設工の施工については、「特仕」第10編第4章第5節鋼橋架設工の<u>規定によるものとする。</u> 特仕3-8-11 現場継手工 1. 現場継手工の施工については、「特仕」第10編特仕4-5-11現場継手工の規定によるものとする。 特仕3-8-12 現場塗装工 現場塗装工の施工については、「特仕」<u>第3編特仕2-3-21</u> 現場塗装工の規定によるものとする。 第9節 護岸基礎工	特仕3-8-5 深 礎 工 深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。 特仕3-8-10 橋脚架設工 1. 請負者は、橋脚架設工の施工については、「特仕」第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定によるものとする。 2. 請負者は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に連絡した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。 特仕3-8-11 現場継手工 1. 現場継手工の施工については、「特仕」第10編特仕4-5-11現場継手工の規定によるものとする。 特仕3-8-12 現場塗装工 現場塗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-21 現場塗装工の規定によるものとする。 第9節 護岸基礎工	追加	簡素化対応
特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 第10節 矢板護岸工 特仕3-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕3-10-3 笠コンクリート工 1. 笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 2. プレキャスト笠コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。	特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 第10節 矢板護岸工 特仕3-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕3-10-3 笠コンクリート工 1. 笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 2. プレキャスト笠コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。		
第11節 法覆護岸工 特仕3-11-1 一般事項 1. 請負者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。 2. 請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 3. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。 4. コンクリートのり張の施工目地間隔は、設計図書に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、設計図書に示す場合を除き10m程度とするものとする。 5. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 6. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。 7. 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。	第11節 法覆護岸工 特仕3-11-1 一般事項 1. 請負者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。 2. 請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 3. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。 4. コンクリートのり張の施工目地間隔は、設計図書に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、設計図書に示す場合を除き10m程度とするものとする。 5. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 6. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。 7. 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。		

特仕3-11-7 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。 特仕3-11-9 吹 付 工 吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。 特仕3-11-10 植 生 工 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。 第12節 擁壁護岸工 特仕3-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕3-12-3 場所打擁壁工 場所打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	特仕3-11-7 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。 特仕3-11-9 吹 付 工 吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。 特仕3-11-10 植 生 工 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。 第12節 擁壁護岸工 特仕3-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕3-12-3 場所打擁壁工 場所打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。				
第 4 章 鋼 橋 上 部					
第1節 適 用 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 第3節 工場製作工	第1節 適 用 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 第3節 工場製作工				
特仕4-3-2 材 料 材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2材料の規定によるものとする。 特仕4-3-3 桁 製 作 工 桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕2-12-3桁製作工の規定によるものとする。 特仕4-3-11 銘 板 工 橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1 一般事項の規定によるものとする。 特仕4-3-12 アンカーフレーム製作工 アンカーフレーム製作工の施工については、「<u>共</u>仕」第10編3-3-4 アンカーフレーム製作工の規定によるものとする。	特仕4-3-2 材 料 材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2材料の規定によるものとする。 特仕4-3-3 桁 製 作 工 桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕2-12-3桁製作工の規定によるものとする。 特仕4-3-11 銘 板 工 橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1 一般事項の規定によるものとする。 特仕4-3-12 アンカーフレーム製作工 アンカーフレーム製作工の施工については、「共仕」第10編3-3-4 アンカーフレーム製作工の規定によるものとする。				
追加 簡素化対応					

特仕4-3-13 工場塗装工

- 1. 下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
- 2. 一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが**設計図書**に示された場合は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC－5系を基本とするものとする。
- 3. 本工事に適用する彩色は設計図書によるものとする。

第5節 鋼橋架設工

- 特仕4-5-4 架設工（クレーン架設）
架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-3架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設）
架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-6 架設工（ケーブルエレクション架設）
架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-7 架設工（架設桁架設）
架設工（架設桁架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-8 架設工（送出し架設）
架設工（送出し架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-7架設工（送出し架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-9 架設工（トラベラークレーン架設）
架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

特仕4-5-10 支 承 工

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表4－8のとおりとする。

表4－8 無収縮モルタルの配合（1 m³当り）

名 称	規 格	単位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注)上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表4－9に示す。

表4－9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格 値	試 験 方 法

特仕4-3-13 工場塗装工

- 1. 下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
- 2. 一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが**設計図書**に示された場合は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC－5系を基本とするものとする。
- 3. 本工事に適用する彩色は設計図書によるものとする。

第5節 鋼橋架設工

- 特仕4-5-4 架設工（クレーン架設）
架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-3架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設）
架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-6 架設工（ケーブルエレクション架設）
架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-7 架設工（架設桁架設）
架設工（架設桁架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-8 架設工（送出し架設）
架設工（送出し架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-7架設工（送出し架設）の規定によるものとする。
- 特仕4-5-9 架設工（トラベラークレーン架設）
架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

特仕4-5-10 支 承 工

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表4－8のとおりとする。

表4－8 無収縮モルタルの配合（1 m³当り）

名 称	規 格	単位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注)上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表4－9に示す。

表4－9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格 値	試 験 方 法

コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J ₁₄ ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りませ2時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 脹 収 縮 率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填 モルタルの施工要領」付属書
圧 縮 強 度	材令3日：25N/mm ² 以上 材令28日：44N/mm ² 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

特仕4-5-11 現場継手工

現場継手工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-23現場継手工の規定によるものとする。

第6節 橋梁現場塗装工

特仕4-6-2 材 料

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。

特仕4-6-3 現場塗装工

現場塗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

第7節 床 版 工

特仕4-7-2 床 版 工

床版工の施工については、「特仕」第3編特仕2-18-2床版工の規定によるものとする。

第8節 橋梁付属物工

特仕4-8-2 伸縮装置工

- バックアップ材については、ミルシートの提出のみとする。
- 請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

特仕4-8-9 銘 板 工

橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

第9節 歩道橋本体工

特仕4-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕4-9-3 既 製 杭 工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるもの

コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J ₁₄ ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りませ2時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 脹 収 縮 率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填 モルタルの施工要領」付属書
圧 縮 強 度	材令3日：25N/mm ² 以上 材令28日：44N/mm ² 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

特仕4-5-11 現場継手工

現場継手工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-23現場継手工の規定によるものとする。

第6節 橋梁現場塗装工

特仕4-6-2 材 料

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。

特仕4-6-3 現場塗装工

現場塗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

第7節 床 版 工

特仕4-7-2 床 版 工

床版工の施工については、「特仕」第3編特仕2-18-2床版工の規定によるものとする。

第8節 橋梁付属物工

特仕4-8-2 伸縮装置工

- バックアップ材については、ミルシートの提出のみとする。
- 請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

特仕4-8-9 銘 板 工

橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

第9節 歩道橋本体工

特仕4-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕4-9-3 既 製 杭 工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるもの

とする。			
特仕4-9-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。			
特仕4-9-6 歩道橋（側道橋）架設工 1. 請負者は、現道上における架設については 設計図書 によるものとする。 2. 横断歩道橋の舗装の仕様については 設計図書 によるものとする。 3. 横断歩道橋の舗装色は 設計図書 によるものとする。 4. 請負者は、横断歩道橋の施工にあたっては、床版上の塵あい・油脂・錆等を完全に除去し、舗装の剥離を防止しなければならない。			
特仕4-9-8 工場塗装工（歩道橋） 1. 請負者は、工場塗装工（歩道橋）の施工にあたっては、「共仕」第10編第4章4-3-13工場塗装工、「特仕」第10編第4章4-3-13 工場塗装 工の規定 によるものとする。 2. 請負者は、工場塗装工（歩道橋）の中塗り・上塗りは、工場塗装を原則とする。 3. 中塗り・上塗りの色彩は 設計図書 による。			
第 5 章 コンクリート橋上部			
第1節 適 用			
工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。			
第5節 P C 橋 工			
特仕5-5-1 一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については 設計図書 によるものとする。			
特仕5-5-3 ポストテンション桁製作工 <u>ポストテンション桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。</u>			
特仕5-5-6 支 承 工 1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。			
とする。			
特仕4-9-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。			
特仕4-9-6 歩道橋（側道橋）架設工 1. 請負者は、現道上における架設については 設計図書 によるものとする。 2. 横断歩道橋の舗装の仕様については 設計図書 によるものとする。 3. 横断歩道橋の舗装色は 設計図書 によるものとする。 4. 請負者は、横断歩道橋の施工にあたっては、床版上の塵あい・油脂・錆等を完全に除去し、舗装の剥離を防止しなければならない。			
特仕4-9-8 工場塗装工（歩道橋） 1. 請負者は、工場塗装工（歩道橋）の施工にあたっては、「共仕」第10編第4章4-3-13工場塗装工、「特仕」第10編第4章4-3-13 工場塗装工の規定によるものとする。 2. 請負者は、工場塗装工（歩道橋）の中塗り・上塗りは、工場塗装を原則とする。 3. 中塗り・上塗りの色彩は 設計図書 による。			
第 5 章 コンクリート橋上部			
第1節 適 用			
1. 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 2. 請負者は、コンクリート構造物非破壊試験の実施結果を整備保管し、完成時に 納品 するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに 提示 しなければならない。		追加	簡素化対応
第3節 工場製作工			
特仕5-3-1 一般事項 請負者は、工場製作工の施工については、「共仕」第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書へ、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の 承諾 を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする		追加	簡素化対応
第5節 P C 橋 工			
特仕5-5-1 一 般 事 項 1. 請負者は、現道上における架設については 設計図書 によるものとする。 2. 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画へ、「共仕」第10編5-5-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。		追加	簡素化対応
特仕5-5-3 ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。			
特仕5-5-6 支 承 工 1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。			

2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。									
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。									
第6節 プレビーム桁橋工									
特仕5-6-1 一般事項									
請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。									
特仕5-6-3 支 承 工									
1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。									
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。									
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。									
第7節 PCホロースラブ橋工									
特仕5-7-1 一般事項									
請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。									
特仕5-7-3 支 承 工									
1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。									
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。									
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。									
特仕5-7-4 PCホロースラブ製作工									
1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。									
2. グラウトの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。									
第8節 RCホロースラブ橋工									
特仕5-8-1 一般事項									
請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。									
特仕5-8-3 支 承 工									
1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。									
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。									
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。									

2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。									
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。									
第6節 プレビーム桁橋工									
特仕5-6-1 一般事項									
1. 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。									
2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-6-1 一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。				追加	簡素化対応				
特仕5-6-2 プレビーム桁製作工（現場）									
請負者は、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、施工計画書にプレフレクション管理計画を記載しなければならない。									
				追加	簡素化対応				
特仕5-6-3 支 承 工									
1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。									
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。									
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。									
第7節 PCホロースラブ橋工									
特仕5-7-1 一般事項									
1. 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。									
2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-7-1 一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。				追加	簡素化対応				
特仕5-7-3 支 承 工									
1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。									
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。									
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。									
特仕5-7-4 PCホロースラブ製作工									
1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。									
2. グラウトの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。									
第8節 RCホロースラブ橋工									
特仕5-8-1 一般事項									
1. 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。									
2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-8-1 一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。				追加	簡素化対応				
特仕5-8-3 支 承 工									
1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。									
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。									
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。									

第9節　P C版桁橋工	特仕5-9-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。		
	特仕5-8-2　P C版桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。		
	第10節　P C箱桁橋工		
	特仕5-10-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。		
第10節　P C箱桁橋工	特仕5-10-3　支 承 工 １．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 ２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 ３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。		
	特仕5-10-4　P C箱桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。		
	第11節　P C片持箱桁橋工		
	特仕5-11-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。		
第11節　P C片持箱桁橋工	特仕5-11-2　P C片持箱桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウト等がある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。		
	特仕5-11-3　支 承 工 １．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 ２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 ３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。		
	第12節　P C押し箱桁橋工		
第9節　P C版桁橋工	特仕5-9-1　一 般 事 項 １．請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。 ２．請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-9-1一般事項第4項（１）から（４）の事項を記載した上で施工しなければならない。	追加	簡素化対応
	特仕5-8-2　P C版桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。		
	第10節　P C箱桁橋工		
	特仕5-10-1　一 般 事 項 １．請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。 ２．請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-10-1一般事項第4項（１）から（４）の事項を記載した上で施工しなければならない。	追加	簡素化対応
第10節　P C箱桁橋工	特仕5-10-3　支 承 工 １．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 ２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 ３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。		
	特仕5-10-4　P C箱桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。		
	第11節　P C片持箱桁橋工		
	特仕5-11-1　一 般 事 項 １．請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。 ２．請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-11-1一般事項第4項（１）から（４）の事項を記載した上で施工しなければならない。	追加	簡素化対応
第11節　P C片持箱桁橋工	特仕5-11-2　P C片持箱桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウト等がある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。		
	特仕5-11-3　支 承 工 １．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 ２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 ３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。		
	第12節　P C押し箱桁橋工		

特仕5-12-1 一般事項

請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。

特仕5-12-2 PC押出し箱桁製作工

- 1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
- 2. グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

第6章 トンネル（NATM）

第1節 適用

道路土工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、インバート工は、「特仕」第10編第6章第6節インバート工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第3節 トンネル掘削工

特仕6-3-2 掘削工

- 1. 請負者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動によりその処置の必要が生じた場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 2. 請負者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、請負者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
 - （1）掘削に伴う地山の補強、地山の改良等
 - （2）支保パターンの変更
 - （3）内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業
 - （4）肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合
 - （5）予期しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合
 - （6）地質確認、湧水確認、水抜等による先進ボーリングが必要になった場合
 - （7）変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合

第4節 支保工

特仕6-4-2 材料

- 1. 吹付コンクリートの材料及び配合
 - （1）請負者は、品質を確保するための急結性能をもつ急結剤を選ばなければならない。

特仕5-12-1 一般事項

- 1. 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
- 2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-12-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

特仕5-12-2 PC押出し箱桁製作工

- 1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
- 2. グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

第6章 トンネル（NATM）

第1節 適用

- 1. 道路土工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、インバート工は、「特仕」第10編第6章第6節インバート工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備・保管し完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。
- 3. 請負者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。

第3節 トンネル掘削工

特仕6-3-2 掘削工

- 1. 請負者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動によりその処置の必要が生じた場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 2. 請負者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、請負者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
 - （1）掘削に伴う地山の補強、地山の改良等
 - （2）支保パターンの変更
 - （3）内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業
 - （4）肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合
 - （5）予期しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合
 - （6）地質確認、湧水確認、水抜等による先進ボーリングが必要になった場合
 - （7）変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合

第4節 支保工

特仕6-4-2 材料

- 1. 吹付コンクリートの材料及び配合
 - （1）請負者は、品質を確保するための急結性能をもつ急結剤を選ばなければならない。

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

- (2) 請負者は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、**設計図書**に示す強度が得られ、かつ、はね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。
- (3) 吹付コンクリートの配合、品質基準は表 6－1 のとおりとする。

表 6－1 吹付コンクリートの配合（湿式）及び品質基準

強 度	W／C	単位セメント量		粗 骨 材 最 大 寸 法
σ 28=18N/mm ²	(56%)	(普通ポルトランドセメント) 360kg		(15mm)
急 結 材	砂	砕 石	スランプ	
セメント量の (5.5%)	(0.80m ³) (1086kg)	(0.47m ³) (675kg)	2.5cm …±1.0 5cm及6.5cm …±1.5 8cm～18cm以下…±2.5 21cm …±1.5(cm)	

注：（ ）書きは参考値とする。

- 吹付コンクリートの強度試験資料については、土木学会基準の吹付コンクリートの強度試験用供試体の作り方（案）によるものとする。
- (4) 請負者は、配合を変更する必要がある場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

2. 定着剤の示方配合は表 6－2 を標準とする。

表 6－2 モルタル配合表

ボルトの種類	目 標 強 度 N/mm ²	セメントの 種 類	水セメン ト比(%)	フ ロ ー 値 (cm) 目 標 参 考
定着材先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35～40	(19.5×19.5)
定着材後注入型	9.8	超 早 強 セ メ ン ト	40	(19.5×19.5)

3. 鋼製支保工に用いる鋼材の材質はJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）2種(SS400)の規格に適合したものでなければならない。
4. 継ぎ材（タイロット）の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼 1種（SR235）とする。
5. 鋼製支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管 2種（STK400）とする。
6. 鋼製支保及びタイロットに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。
7. 金網工に使用する材料はJIS G 3551溶接金網（めっきなし）の規格に適合するもので150mm×150×φ 5mmとする。
8. 金網の止めピンはφ 9mm鉄筋同等とする。

- (2) 請負者は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、**設計図書**に示す強度が得られ、かつ、はね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。
- (3) 吹付コンクリートの配合、品質基準は表 6－1 のとおりとする。

表 6－1 吹付コンクリートの配合（湿式）及び品質基準

強 度	W／C	単位セメント量		粗 骨 材 最 大 寸 法
σ 28=18N/mm ²	(56%)	(普通ポルトランドセメント) 360kg		(15mm)
急 結 材	砂	砕 石	スランプ	
セメント量の (5.5%)	(0.80m ³) (1086kg)	(0.47m ³) (675kg)	2.5cm …±1.0 5cm及6.5cm …±1.5 8cm～18cm以下…±2.5 21cm …±1.5(cm)	

注：（ ）書きは参考値とする。

- 吹付コンクリートの強度試験資料については、土木学会基準の吹付コンクリートの強度試験用供試体の作り方（案）によるものとする。
- (4) 請負者は、配合を変更する必要がある場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

2. 定着剤の示方配合は表 6－2 を標準とする。

表 6－2 モルタル配合表

ボルトの種類	目 標 強 度 N/mm ²	セメントの 種 類	水セメン ト比(%)	フ ロ ー 値 (cm) 目 標 参 考
定着材先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35～40	(19.5×19.5)
定着材後注入型	9.8	超 早 強 セ メ ン ト	40	(19.5×19.5)

3. 鋼製支保工に用いる鋼材の材質はJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）2種(SS400)の規格に適合したものでなければならない。
4. 継ぎ材（タイロット）の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼 1種（SR235）とする。
5. 鋼製支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管 2種（STK400）とする。
6. 鋼製支保及びタイロットに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。
7. 金網工に使用する材料はJIS G 3551溶接金網（めっきなし）の規格に適合するもので150mm×150×φ 5mmとする。
8. 金網の止めピンはφ 9mm鉄筋同等とする。

特仕6-4-4 ロックボルト工

1. 請負者は、ロックボルトの定着については、全面接着式としロックボルト全体をドライモルタル接着剤で地山に固定しなければならない。
2. 降伏点耐力の算定は次の式による。
降伏点耐力＝ロックボルト降伏点強度（σy）×ネジ部等の有効断面積（As）
 $As = (\pi / 4) \times (d - 0.93829 p)^2$
d＝おねじの外径（ねじの呼び径）（mm）
p＝ねじのピッチ（mm）
4. ロックボルトの穿孔深さは－50mm程度を限界（管理目標値とし規格値ではない）とし、請負者は、防水シート施工時に切断等の必要がないよう施工しなければならない。
5. 請負者は、日常の坑内観察時にロックボルト施工後の状況を観察し、異常（ナット破損、ベアリングプレート交換等）が認められた場合には、すみやかに現場測定を行い、対応を検討し設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

特仕6-4-5 鋼製支保工

1. 請負者は、鋼製支保工部材の継手ボルトについては、その継手が弱点とならないよう締付けなければならない。
2. 請負者は鋼製支保工相互間を継ぎボルト、つなぎ材等により確実に締付けなければならない。
3. 請負者は、掘削及び鋼製支保工の建込みにあたって、鋼製支保工脚部の支持地盤を乱さないように施工しなければならない。

第5節 覆 工

特仕6-5-2 材 料

1. 防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8mm以上のビニールシート等で表6－3に示す規格に適合するものとする。

表6－3 防水シートの規格

項 目	試 験 方 法	規 格
比 重	JIS K 6773 (20℃)	0.90～0.95
引張強さ (kgf/cm)	〃	160以上
伸 び (%)	〃	600以上
引裂強さ (kgf/cm)	JIS K 6301 (20℃)	50以上

2. 透水性緩衝材は3mm以上、重量は300g/m²以上とする。

特仕6-5-3 覆工コンクリート工

請負者は、型わく及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。

特仕6-5-6 トンネル防水工

1. 請負者は、吹付コンクリートと防水シートの間に透水性を確保するようにしなければならない。防水材はビニールシートと透水性緩衝材を組合せたものとする。
2. 請負者は、防水シートを吹付コンクリートにピン等で固定させ、また、防水シートと防水シートを漏水のないよう接合させなければならない。

特仕6-4-4 ロックボルト工

1. 請負者は、ロックボルトの定着については、全面接着式としロックボルト全体をドライモルタル接着剤で地山に固定しなければならない。
2. 降伏点耐力の算定は次の式による。
降伏点耐力＝ロックボルト降伏点強度（σy）×ネジ部等の有効断面積（As）
 $As = (\pi / 4) \times (d - 0.93829 p)^2$
d＝おねじの外径（ねじの呼び径）（mm）
p＝ねじのピッチ（mm）
4. ロックボルトの穿孔深さは－50mm程度を限界（管理目標値とし規格値ではない）とし、請負者は、防水シート施工時に切断等の必要がないよう施工しなければならない。
5. 請負者は、日常の坑内観察時にロックボルト施工後の状況を観察し、異常（ナット破損、ベアリングプレート交換等）が認められた場合には、すみやかに現場測定を行い、対応を検討し設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

特仕6-4-5 鋼製支保工

1. 請負者は、鋼製支保工部材の継手ボルトについては、その継手が弱点とならないよう締付けなければならない。
2. 請負者は鋼製支保工相互間を継ぎボルト、つなぎ材等により確実に締付けなければならない。
3. 請負者は、掘削及び鋼製支保工の建込みにあたって、鋼製支保工脚部の支持地盤を乱さないように施工しなければならない。

第5節 覆 工

特仕6-5-2 材 料

1. 防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8mm以上のビニールシート等で表6－3に示す規格に適合するものとする。

表6－3 防水シートの規格

項 目	試 験 方 法	規 格
比 重	JIS K 6773 (20℃)	0.90～0.95
引張強さ (kgf/cm)	〃	160以上
伸 び (%)	〃	600以上
引裂強さ (kgf/cm)	JIS K 6301 (20℃)	50以上

2. 透水性緩衝材は3mm以上、重量は300g/m²以上とする。

特仕6-5-3 覆工コンクリート工

請負者は、型わく及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。

特仕6-5-6 トンネル防水工

1. 請負者は、吹付コンクリートと防水シートの間に透水性を確保するようにしなければならない。防水材はビニールシートと透水性緩衝材を組合せたものとする。
2. 請負者は、防水シートを吹付コンクリートにピン等で固定させ、また、防水シートと防水シートを漏水のないよう接合させなければならない。

ピン等の固定はアーチ部で平均 5 本/㎡、側壁部で平均 3 本/㎡程度以上とする。

第 6 節 インバート工

特仕6-6-4 インバート本体工

- 1. 請負者は、インバートコンクリートに横方向の目地を設けることとし、間隔については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。
- 2. 請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を、やむを得ず設ける場合は、中央部に 1 ヲ所とする。
- 3. インバート盛土に、トンネルずりを使用する場合は、締固め密度を路床なみとする。請負者は、品質管理基準による現場密度の測定が不可の場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議するもの**としタイヤローラ（8～20 t 以上）又はブルドーザ（15 t 以上）で 7 回以上転圧を行い締固めなければならない。なお、盛土材として不適当な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議するもの**とする。

第 8 節 坑 門 工

特仕6-8-3 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第 7 章 コンクリートシェッド

第 1 節 適 用

道路土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、インバート工は、「特仕」第 10 編第 6 章第 6 節インバート工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章10節仮設工の規定によるものとする。

第 3 節 プレキャストシェッド下部工

特仕7-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕7-3-3 既 製 杭 工

既製杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

特仕7-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

特仕7-3-5 深 礎 工

深礎工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。

第 4 節 プレキャストシェッド上部工

特仕7-4-3 架 設 工

架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工の規定によるものとする。

ピン等の固定はアーチ部で平均 5 本/㎡、側壁部で平均 3 本/㎡程度以上とする。

第 6 節 インバート工

特仕6-6-4 インバート本体工

- 1. 請負者は、インバートコンクリートに横方向の目地を設けることとし、間隔については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。
- 2. 請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を、やむを得ず設ける場合は、中央部に 1 ヲ所とする。
- 3. インバート盛土に、トンネルずりを使用する場合は、締固め密度を路床なみとする。請負者は、品質管理基準による現場密度の測定が不可の場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議するもの**としタイヤローラ（8～20 t 以上）又はブルドーザ（15 t 以上）で 7 回以上転圧を行い締固めなければならない。なお、盛土材として不適当な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議するもの**とする。

第 8 節 坑 門 工

特仕6-8-3 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第 7 章 コンクリートシェッド

第 1 節 適 用

道路土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、インバート工は、「特仕」第 10 編第 6 章第 6 節インバート工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章10節仮設工の規定によるものとする。

第 3 節 プレキャストシェッド下部工

特仕7-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕7-3-3 既 製 杭 工

既製杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

特仕7-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

特仕7-3-5 深 礎 工

深礎工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。

第 4 節 プレキャストシェッド上部工

特仕7-4-3 架 設 工

架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工の規定によるものとする。

					特仕7-4-6 横 締 め 工 1. 現場で行う横締工の施工については、「特仕」第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。 2. グラウトの配合については、「特仕」第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。
					特仕7-4-6 横 締 め 工 1. 現場で行う横締工の施工については、「特仕」第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。 2. グラウトの配合については、「特仕」第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。 3. プレストレスシングの施工については、順序、緊張力、P C鋼材の抜出し量、緊張の日時等の記録を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。
					第5節 R Cシェッド工 特仕7-5-3 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕7-5-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 特仕7-5-5 深 礎 工 深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。
					第5節 R Cシェッド工 特仕7-5-3 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 特仕7-5-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 特仕7-5-5 深 礎 工 深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。
					第6節 シェッド付属物工 特仕7-6-5 銘 板 工 銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1 一般事項の規定によるものとする。
					第6節 シェッド付属物工 特仕7-6-5 銘 板 工 銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1 一般事項の規定によるものとする。
					第 8 章 鋼製シェッド 第3節 工場製作工 特仕8-3-6 鑄 造 費 銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1 一般事項の規定によるものとする。
					第 8 章 鋼製シェッド 第3節 工場製作工 特仕8-3-1 一般事項 請負者は、製作に着手する前に、施工計画書へ、原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 特仕8-3-6 鑄 造 費 銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1 一般事項の規定によるものとする。
					第5節 鋼製シェッド下部工 特仕8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕8-5-3 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるもの
					第5節 鋼製シェッド下部工 特仕8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 特仕8-5-3 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるもの

請負者は、防水シートを使用する場合は 設計図書 によるものとする。
第7節　プレキャスト構築工
特仕11-7-3　縦　締　工 1．請負者は、縦締工の施工については、「特仕」 <u>第3編特仕2-3-13</u> ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。 2．請負者は、グラウトの配合については、「特仕」 <u>第3編特仕2-3-13</u> ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。
特仕11-7-4　横　締　工 1．請負者は、現場で行う横締工の施工については、「特仕」 <u>第3編特仕2-3-13</u> ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。 2．請負者は、グラウトの配合については、「特仕」 <u>第3編特仕2-3-13</u> ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。
特仕11-7-5　可とう継手工 請負者は、使用する可とう継手については、 設計図書 によるものとする。
第8節　付属設備工
特仕11-8-4　換気口上屋・仮設照明・仮設階段等 1．請負者は、換気口上屋の施工において、プレキャスト製品を使用する場合は、材質について監督職員の 承諾 を得なければならない。 2．請負者は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。 3．請負者は、必要に応じて昇降用の仮設階段を設置しなければならない。 4．請負者は、周辺の地下水の利用状況、井戸の有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、 設計図書 に関して監督職員に <u>協議</u> するものとする。 5．請負者は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要が生じた場合は 設計図書 に関して監督職員に <u>協議</u> するものとする。 6．請負者は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行わなければならない。 7．請負者は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持管理を行わなければならない。
第　12　章　電線共同溝
第1節　適　　　用
仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
第5節　電線共同溝工
特仕12-5-2　管路工（管路部） 1．通過試験は、全ての管又は孔について行わなければならない。 2．躯体側面の埋戻しについては、水締め施工を標準とする。
特仕12-5-5　仮設土留工 請負者は、仮設土留工の施工にあたっては、掘削深さ1.0m以上の箇所に施工するものとする。

請負者は、防水シートを使用する場合は 設計図書 によるものとする。
第7節　プレキャスト構築工
特仕11-7-3　縦　締　工 1．請負者は、縦締工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。 2．請負者は、グラウトの配合については、「特仕」第3編特仕2-3-13　ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。
特仕11-7-4　横　締　工 1．請負者は、現場で行う横締工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13　ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。 2．請負者は、グラウトの配合については、「特仕」第3編特仕2-3-13　ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。
特仕11-7-5　可とう継手工 請負者は、使用する可とう継手については、 設計図書 によるものとする。
第8節　付属設備工
特仕11-8-4　換気口上屋・仮設照明・仮設階段等 1．請負者は、換気口上屋の施工において、プレキャスト製品を使用する場合は、材質について監督職員の 承諾 を得なければならない。 2．請負者は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。 3．請負者は、必要に応じて昇降用の仮設階段を設置しなければならない。 4．請負者は、周辺の地下水の利用状況、井戸の有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、 設計図書 に関して監督職員に 協議 するものとする。 5．請負者は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要が生じた場合は 設計図書 に関して監督職員に 協議 するものとする。 6．請負者は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行わなければならない。 7．請負者は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持管理を行わなければならない。
第　12　章　電線共同溝
第1節　適　　　用
仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
第5節　電線共同溝工
特仕12-5-2　管路工（管路部） 1．通過試験は、全ての管又は孔について行わなければならない。 2．躯体側面の埋戻しについては、水締め施工を標準とする。
特仕12-5-5　仮設土留工 請負者は、仮設土留工の施工にあたっては、掘削深さ1.0m以上の箇所に施工するものとする。

第6節 付帯設備工

特仕12-6-4 占用企業者との調整等
 占用企業者との調整を計りながら施工しなければならない。

第 13 章 情報ボックス工

第3節 情報ボックス工

特仕13-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第 14 章 道路維持

第1節 適用

1. 請負者は、常に監督職員と連絡のとれる体制をとらなければならない。
2. 請負者は、公安委員会で許可を受けた車で、標識を車載した車（作業車）を配置しなければならない。
3. 道路維持作業
 (1) 請負者は、道路維持作業にあたっては、作業指示書により作業を行うものとする。
 (2) 「共仕」第1編1-1-2 用語の定義の14項のいう**指示**は、緊急を要するものについては口頭**指示**（無線電話等による**指示**を含む）とし、後日書面によるものとする。
 (3) 請負者は、道路維持作業にあたっては、監督職員から**指示**があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。
 (4) 請負者は、道路維持作業にあたっては、原則として作業車を使用しなければならない。
4. 請負者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるものとし、跡片付け及び清掃を行わなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督職員に**報告**するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。
5. 請負者は、作業指示書により**指示**を受けた作業について、作業計画書を作成し、あらかじめ監督職員に**提出**するものとする。
6. 請負者は、作業計画書の内容に変更が生じ、その内容が重大な場合には、そのつど変更に関連するものについて変更計画書を**提出**するものとする。
7. 請負者は、道路維持作業により発生する土砂・塵埃・瓦礫・汚泥・刈取った草・木の枝葉等の廃棄物は、「共仕」第1編1-1-18建設副産物の**規定**によるものとする。
 なお、「再生資源に関する建設省令に規定する建設資材」の規模及び、「指定副産物に関する建設省令に規定する指定副産物」の規模は適用を除外する。
8. 請負者は、廃棄物・発生材の処理について、その日のうちに処分しなければならない。
9. 請負者は、交通安全管理について、「共仕」第1編1-1-32交通安全管理、「特仕」第1編特仕1-1-32 交通安全管理の規定に準ずるものとする。
10. 請負者は、作業請負契約書第21条の検査に基づく検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）が**立会**の上、検査職員による作業の完了を**確認**する検査を受けなければならない。

第6節 付帯設備工

特仕12-6-4 占用企業者との調整等
 占用企業者との調整を計りながら施工しなければならない。

第 13 章 情報ボックス工

第3節 情報ボックス工

特仕13-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第 14 章 道路維持

第1節 適用

1. 請負者は、常に監督職員と連絡のとれる体制をとらなければならない。
2. 請負者は、公安委員会で許可を受けた車で、標識を車載した車（作業車）を配置しなければならない。
3. 道路維持作業
 (1) 請負者は、道路維持作業にあたっては、作業指示書により作業を行うものとする。
 (2) 「共仕」第1編1-1-2 用語の定義の14項のいう**指示**は、緊急を要するものについては口頭**指示**（無線電話等による**指示**を含む）とし、後日書面によるものとする。
 (3) 請負者は、道路維持作業にあたっては、監督職員から**指示**があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。
 (4) 請負者は、道路維持作業にあたっては、原則として作業車を使用しなければならない。
4. 請負者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるものとし、跡片付け及び清掃を行わなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督職員に**報告**するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。
5. 請負者は、作業指示書により**指示**を受けた作業について、作業計画書を作成し、あらかじめ監督職員に**提出**するものとする。
6. 請負者は、作業計画書の内容に変更が生じ、その内容が重大な場合には、そのつど変更に関連するものについて変更計画書を**提出**するものとする。
7. 請負者は、道路維持作業により発生する土砂・塵埃・瓦礫・汚泥・刈取った草・木の枝葉等の廃棄物は、「共仕」第1編1-1-18建設副産物の規定によるものとする。
 なお、「再生資源に関する建設省令に規定する建設資材」の規模及び、「指定副産物に関する建設省令に規定する指定副産物」の規模は適用を除外する。
8. 請負者は、廃棄物・発生材の処理について、その日のうちに処分しなければならない。
9. 請負者は、交通安全管理について、「共仕」第1編1-1-32交通安全管理、「特仕」第1編特仕1-1-32 交通安全管理の規定に準ずるものとする。
10. 請負者は、作業請負契約書第21条の検査に基づく検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）が**立ち会**いの上、検査職員による作業の完了を**確認**する検査を受けなければならない。

第3節 巡視・巡回工

修正

用語の定義で言う「立会」とは異なる。

第6節 防護柵工

特仕14-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第7節 標識工

特仕14-7-1 一般事項
請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1 の規定によるものとする。

第8節 道路付属施設工

特仕14-8-3 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第10節 擁壁工

特仕14-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第11節 石・ブロック積（張）工

特仕14-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第12節 カルバート工

特仕14-12-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第13節 法面工

特仕14-13-2 植生工
植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。

特仕14-13-3 法面吹付工
法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。

特仕14-13-4 法枠工
法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。

第14節 橋梁床版工

特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）
1. 前処理

第6節 防護柵工

特仕14-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第7節 標識工

特仕14-7-1 一般事項
請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1 の規定によるものとする。

第8節 道路付属施設工

特仕14-8-3 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第10節 擁壁工

特仕14-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第11節 石・ブロック積（張）工

特仕14-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第12節 カルバート工

特仕14-12-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第13節 法面工

特仕14-13-2 植生工
植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。

特仕14-13-3 法面吹付工
法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。

特仕14-13-4 法枠工
法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。

第14節 橋梁床版工

特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）
1. 前処理

- (1) 請負者は、フランジを装着するコンクリート面に、ディスクサンダー等を用いて、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。
また、コンクリート面が濡れている場合には、布等でふき取って乾燥させなければならない。
- (2) 請負者はコンクリート表面に豆板等の不良部分がある場合には取除き、パテ用エポキシ系樹脂で埋めなければならない。
2. 増桁の設置
- (1) 請負者は、シール工施工前に樹脂の注入厚さを測定し、監督職員の確認を得るものとする。
なお、注入厚さは、**設計図書**によるものとするが、現地の状況により0.1mm単位で変更することができる。
ただし、特殊な横断勾配等の箇所については、**設計図書**に関して監督職員に協議するものとする。
- (2) 請負者はフランジ周りのシール及び注入パイプ取付けにあたっては、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧力に対して十分な強度を有し、かつ、注入樹脂が漏れないようにしなければならない。
3. 樹脂の注入
- (1) 請負者は、**設計図書**に示す配合比で混合しなければならない。1回の混合量は可使時間内の使用量以下とし、可使時間を越えた樹脂は使用してはならない。
- (2) 請負者は、それぞれの樹脂の主剤と硬化剤を、ハンドミキサー等の機械器具を使用して完全に混合しなければならない。
- (3) 施工時の気温は5℃～30℃とするが、請負者はこの範囲以外で施工する場合には、気温に対する温度養生等を事前に監督職員と協議するものとする。
- (4) 請負者は、フランジ周り、注入パイプ取付部材等のシール剤の硬化を**確認**後、注入ポンプにて低い箇所の注入パイプよりゆっくり圧入しなければならない。
おのおのの排出パイプから樹脂排出を**確認**して、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で注入が**確認**されるまで圧入を続け、最後の排出パイプからの排出樹脂を**確認**して、パイプを閉じなければならない。
- (5) 請負者は、注入を完了したフランジについては仕上げ塗装前にチェックハンマー等で注入の**確認**を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に提出するものとする。
なお、注入不良箇所が認められたら再注入を行い、監督職員に報告するものとする。
4. 既設材の取外し・再取付け
- (1) 請負者は、縦桁取付けに先立ち、取付けに支障となる部材を調査し、監督職員に報告するものとする。なお、取外しの数量については監督職員と協議するものとする。
- (2) 請負者は、取外し部材の再取付け方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、取外し欠損部の塗装を行わなければならない。
5. 注入材等の規格については、「特仕」第2編特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤の規格の規定によるものとする。
6. 品質管理
- (1) 請負者は、施工中1日1回注入用エポキシ系樹脂を、紙コップ等に採取し硬化状態を観察しなければならない。
- (2) 請負者は施工中1回/月現場採取した供試体で試験を行い、規格値と比較してその性能を確認するものとする。
試験項目：比重（硬化物）・圧縮降伏強さ・曲げ強さ・引張強さ・圧縮弾性率
- (3) バックアップ材、シール用エポキシ系樹脂については、ミルシートの**提出**のみとする。
7. そ の 他
- 請負者は、本工事に伴い防護工事が必要となった場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）

床版補強工（増桁架設工法）の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。

- (1) 請負者は、フランジを装着するコンクリート面に、ディスクサンダー等を用いて、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。
また、コンクリート面が濡れている場合には、布等でふき取って乾燥させなければならない。
- (2) 請負者はコンクリート表面に豆板等の不良部分がある場合には取除き、パテ用エポキシ系樹脂で埋めなければならない。
2. 増桁の設置
- (1) 請負者は、シール工施工前に樹脂の注入厚さを測定し、監督職員の**確認**を得るものとする。
なお、注入厚さは、**設計図書**によるものとするが、現地の状況により0.1mm単位で変更することができる。
ただし、特殊な横断勾配等の箇所については、**設計図書**に関して監督職員に協議するものとする。
- (2) 請負者はフランジ周りのシール及び注入パイプ取付けにあたっては、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧力に対して十分な強度を有し、かつ、注入樹脂が漏れないようにしなければならない。
3. 樹脂の注入
- (1) 請負者は、**設計図書**に示す配合比で混合しなければならない。1回の混合量は可使時間内の使用量以下とし、可使時間を越えた樹脂は使用してはならない。
- (2) 請負者は、それぞれの樹脂の主剤と硬化剤を、ハンドミキサー等の機械器具を使用して完全に混合しなければならない。
- (3) 施工時の気温は5℃～30℃とするが、請負者はこの範囲以外で施工する場合には、気温に対する温度養生等を事前に監督職員と協議するものとする。
- (4) 請負者は、フランジ周り、注入パイプ取付部材等のシール剤の硬化を**確認**後、注入ポンプにて低い箇所の注入パイプよりゆっくり圧入しなければならない。
おのおのの排出パイプから樹脂排出を**確認**して、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で注入が**確認**されるまで圧入を続け、最後の排出パイプからの排出樹脂を**確認**して、パイプを閉じなければならない。
- (5) 請負者は、注入を完了したフランジについては仕上げ塗装前にチェックハンマー等で注入の**確認**を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に**提出**するものとする。
なお、注入不良箇所が認められたら再注入を行い、監督職員に**報告するものとする。**
4. 既設材の取外し・再取付け
- (1) 請負者は、縦桁取付けに先立ち、取付けに支障となる部材を調査し、監督職員に**報告**するものとする。なお、取外しの数量については監督職員と協議するものとする。
- (2) 請負者は、取外し部材の再取付け方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、取外し欠損部の塗装を行わなければならない。
5. 注入材等の規格については、「特仕」第2編特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤の規格の規定によるものとする。
6. 品質管理
- (1) 請負者は、施工中1日1回注入用エポキシ系樹脂を、紙コップ等に採取し硬化状態を観察しなければならない。
- (2) 請負者は施工中1回/月現場採取した供試体で試験を行い、規格値と比較してその性能を**確認するものとする。**
試験項目：比重（硬化物）・圧縮降伏強さ・曲げ強さ・引張強さ・圧縮弾性率
- (3) バックアップ材、シール用エポキシ系樹脂については、ミルシートの**提出**のみとする。
7. そ の 他
- 請負者は、本工事に伴い防護工事が必要となった場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）

床版補強工（増桁架設工法）の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。

特仕14-14-5 床版増厚補強工

- 1. 請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。
- 2. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第 2 章第 4 節舗装工の規定によるものとする。

特仕14-14-6 床版取替工

- 1. 請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、増桁架設の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。
- 3. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第 2 章第 4 節舗装工の規定によるものとする。

第15節 橋梁付属物工

特仕14-15-2 伸縮継手工

- 1. 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。
 - （1）樹脂モルタル及び樹脂の試験回数（圧縮強度試験）については、配合 1 種類ごと 5 m³につき 1 回 3 ケの割合で圧縮強度試験を行うこととする。
 - （2）品質規格（圧縮強度）は、表15－ 1 とする。

表15－ 1 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質規格

種 類	供 試 体	圧 縮 強 度	備 考
樹脂モルタル（ 1 ： 4 ）	φ 5×10cm	49N/mm ² 以上	7 日20℃養生
〃 （ 1 ： 5 ）	〃	49N/mm ² 以上	〃
樹脂コンクリート	φ 10×20cm	49N/mm ² 以上	〃

第17節 現場塗装工

特仕14-17-2 材 料

現場塗装の材料については、「特仕」 第3編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。

第18節 トンネル工

特仕14-18-2 内 装 板 工

内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、「特仕」第 2 編材料編の規定によるものとする。

第19節 道路付属物復旧工

特仕14-19-4 区画線復旧工

請負者は、路面補修等で抹消した区画線をその日のうちに復旧しなければならない。

特仕14-19-5 側溝蓋補修工

請負者は、側溝蓋掛けを施工する場合には、破損した蓋を取り外し、側溝内の清掃を行ったのち、新しい蓋をがたつきがないように布設しなければならない。

特仕14-14-5 床版増厚補強工

- 1. 請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。
- 2. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第 2 章第 4 節舗装工の規定によるものとする。

特仕14-14-6 床版取替工

- 1. 請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、増桁架設の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。
- 3. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第 2 章第 4 節舗装工の規定によるものとする。

第15節 橋梁付属物工

特仕14-15-2 伸縮継手工

- 1. 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。
 - （1）樹脂モルタル及び樹脂の試験回数（圧縮強度試験）については、配合 1 種類ごと 5 m³につき 1 回 3 ケの割合で圧縮強度試験を行うこととする。
 - （2）品質規格（圧縮強度）は、表15－ 1 とする。

表15－ 1 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質規格

種 類	供 試 体	圧 縮 強 度	備 考
樹脂モルタル（ 1 ： 4 ）	φ 5×10cm	49N/mm ² 以上	7 日20℃養生
〃 （ 1 ： 5 ）	〃	49N/mm ² 以上	〃
樹脂コンクリート	φ 10×20cm	49N/mm ² 以上	〃

第17節 現場塗装工

特仕14-17-2 材 料

現場塗装の材料については、「特仕」 第3編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。

第18節 トンネル工

特仕14-18-2 内 装 板 工

内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、「特仕」第 2 編材料編の規定によるものとする。

第19節 道路付属物復旧工

特仕14-19-4 区画線復旧工

請負者は、路面補修等で抹消した区画線をその日のうちに復旧しなければならない。

特仕14-19-5 側溝蓋補修工

請負者は、側溝蓋掛けを施工する場合には、破損した蓋を取り外し、側溝内の清掃を行ったのち、新しい蓋をがたつきがないように布設しなければならない。

第20節 道路清掃工

特仕14-20-1 一般事項

現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。

特仕14-20-3 路面清掃工

1. 請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業中に一般交通並びに公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。
2. 請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業の種類・交通の状況・道路の実態等を勘案し、必要に応じて標識・バリケード等の安全施設を設置して、交通の安全を確保しなければならない。
3. 路面清掃工の施工にあたっては、昼間作業とする。ただし、請負者は道路状況等により作業時間を変更する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 路面清掃作業の種類及び内容は次のとおりとする。
- (1) 路面機械清掃
- ① 路面機械清掃パーティは、表15－1による構成とする。

表15－1 路面機械清掃パーティ

区分	ブラシ式 (フロントリフト)	ブラシ式 (リヤボトム リヤダンプ)	ブラシ式 (リヤリフト)	真空式 (リヤリフト)
構成	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台
	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台
	作業車 (ダンプトラック) 1台		作業車 (ダンプトラック) 1台	作業車 (ダンプトラック) 1台

- ② 請負者は、清掃に先立ち、散水車により清掃中にほこりがたたない程度に散水しなければならない。
- ③ 請負者は、路面清掃により発生した土砂・塵埃等は作業車等により運搬し、処理しなければならない。
- ④ 請負者は、路面清掃車の作業速度については、塵あい量・清掃の仕上り等を考慮して、清掃が可能な速度を保つようにしなければならない。
- ⑤ 請負者は、路面清掃車の形式が、ブラシ式のものについては主ブラシにポリプロピレンを、溝ブラシに鋼線を使用するものとし、真空式のものについてはすべて鋼線を使用しなければならない。
- なお、ブラシの消耗が表15－2に示す値となった場合には、ブラシを交換しなければならない。

表15－2 ブラシの消耗値

区分	種別	残存部
ブラシ式	主ブラシ	直径約600mm
	側ブラシ	長さ約130mm
真空式	側ブラシ	長さ約100mm
	掃き寄せブラシ	直径約300mm
	吸込みブラシ	直径約300mm

第20節 道路清掃工

特仕14-20-1 一般事項

現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。

特仕14-20-3 路面清掃工

1. 請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業中に一般交通並びに公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。
2. 請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業の種類・交通の状況・道路の実態等を勘案し、必要に応じて標識・バリケード等の安全施設を設置して、交通の安全を確保しなければならない。
3. 路面清掃工の施工にあたっては、昼間作業とする。ただし、請負者は道路状況等により作業時間を変更する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 路面清掃作業の種類及び内容は次のとおりとする。
- (1) 路面機械清掃
- ① 路面機械清掃パーティは、表15－1による構成とする。

表15－1 路面機械清掃パーティ

区分	ブラシ式 (フロントリフト)	ブラシ式 (リヤボトム リヤダンプ)	ブラシ式 (リヤリフト)	真空式 (リヤリフト)
構成	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台
	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台
	作業車 (ダンプトラック) 1台		作業車 (ダンプトラック) 1台	作業車 (ダンプトラック) 1台

- ② 請負者は、清掃に先立ち、散水車により清掃中にほこりがたたない程度に散水しなければならない。
- ③ 請負者は、路面清掃により発生した土砂・塵埃等は作業車等により運搬し、処理しなければならない。
- ④ 請負者は、路面清掃車の作業速度については、塵あい量・清掃の仕上り等を考慮して、清掃が可能な速度を保つようにしなければならない。
- ⑤ 請負者は、路面清掃車の形式が、ブラシ式のものについては主ブラシにポリプロピレンを、溝ブラシに鋼線を使用するものとし、真空式のものについてはすべて鋼線を使用しなければならない。
- なお、ブラシの消耗が表15－2に示す値となった場合には、ブラシを交換しなければならない。

表15－2 ブラシの消耗値

区分	種別	残存部
ブラシ式	主ブラシ	直径約600mm
	側ブラシ	長さ約130mm
真空式	側ブラシ	長さ約100mm
	掃き寄せブラシ	直径約300mm
	吸込みブラシ	直径約300mm

- (2) 人力清掃A
横断歩道橋・地下横断歩道・橋側歩道橋及び歩道上の土砂・塵埃等を、人力により箒等で掃くもので、請負者は清掃中にほこりが発生し第三者に迷惑をかけるおそれにある場合には、散水を行わなければならない。
- (3) 人力清掃B
中央分離帯・安全島及び歩道上に連続している植樹帯の、タバコの吸殻程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。
- (4) 人力清掃C
歩道及び路肩の、マッチ程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。
- (5) 請負者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に報告するものとする。なお、この報告は口頭等で足りるものとする。

特仕14-20-4 路肩整正工

請負者は、路肩整正にあたっては、路肩の勾配を舗装勾配に合わせるとともに、舗装端では舗装高に合わせなければならない。

特仕14-20-5 排水施設清掃工

1. 側溝機械清掃及び集水桝機械清掃
- (1) 機械清掃パーティは表15－3の構成とするが、**設計図書**により散水車等の組合せをするものとする。

表15－3 側溝・集水桝機械清掃パーティ

区分	側 溝 蓋 付	側 溝 蓋 無
構成	側 溝 清 掃 車 1 台	側 溝 清 掃 車 1 台
	作 業 車 1 台	作 業 車 1 台
	排水管清掃車 1 台	

- (2) 機械清掃作業は、側溝・集水桝内に流入堆積した土砂・塵埃・瓦礫及びこれらの原因により溜った汚水等を、タンク内に収容後運搬し処理しなければならない
請負者は、機械清掃に先立ち、必要に応じて側溝蓋、集水桝蓋を取り外し、側溝・集水桝内に流入した大きな塵埃瓦礫等の取り除きを行い、又蓋及び桝の周囲の清掃を行い、清掃後に蓋を布設しなければならない。
- (3) 請負者は、側溝・集水桝の清掃中又は清掃後、側溝・集水桝・マンホール等の蓋の破損及び本体・接続部等の異状を発見した場合には、直ちに監督職員に報告するものとする。

2. 排水管機械清掃

- (1) 機械清掃パーティは表15－4の構成とするが、**設計図書**により散水車等の組合せをするものとする。

表15－4 排水管機械清掃パーティ

区分	後処理をする場合	後処理をしない場合
構成	排水管清掃車 1 台	排水管清掃車 1 台
	側 溝 清 掃 車 1 台	
	作 業 車 1 台	作 業 車 1 台

- (2) 機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出

- (2) 人力清掃A
横断歩道橋・地下横断歩道・橋側歩道橋及び歩道上の土砂・塵埃等を、人力により箒等で掃くもので、請負者は清掃中にほこりが発生し第三者に迷惑をかけるおそれにある場合には、散水を行わなければならない。
- (3) 人力清掃B
中央分離帯・安全島及び歩道上に連続している植樹帯の、タバコの吸殻程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。
- (4) 人力清掃C
歩道及び路肩の、マッチ程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。
- (5) 請負者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に連絡するものとする。

特仕14-20-4 路肩整正工

請負者は、路肩整正にあたっては、路肩の勾配を舗装勾配に合わせるとともに、舗装端では舗装高に合わせなければならない。

特仕14-20-5 排水施設清掃工

1. 側溝機械清掃及び集水桝機械清掃
- (1) 機械清掃パーティは表15－3の構成とするが、**設計図書**により散水車等の組合せをするものとする。

表15－3 側溝・集水桝機械清掃パーティ

区分	側 溝 蓋 付	側 溝 蓋 無
構成	側 溝 清 掃 車 1 台	側 溝 清 掃 車 1 台
	作 業 車 1 台	作 業 車 1 台
	排水管清掃車 1 台	

- (2) 機械清掃作業は、側溝・集水桝内に流入堆積した土砂・塵埃・瓦礫及びこれらの原因により溜った汚水等を、タンク内に収容後運搬し処理しなければならない
請負者は、機械清掃に先立ち、必要に応じて側溝蓋、集水桝蓋を取り外し、側溝・集水桝内に流入した大きな塵埃瓦礫等の取り除きを行い、又蓋及び桝の周囲の清掃を行い、清掃後に蓋を布設しなければならない。
- (3) 請負者は、側溝・集水桝の清掃中又は清掃後、側溝・集水桝・マンホール等の蓋の破損及び本体・接続部等の異状を発見した場合には、直ちに監督職員に報告するものとする。

2. 排水管機械清掃

- (1) 機械清掃パーティは表15－4の構成とするが、**設計図書**により散水車等の組合せをするものとする。

表15－4 排水管機械清掃パーティ

区分	後処理をする場合	後処理をしない場合
構成	排水管清掃車 1 台	排水管清掃車 1 台
	側 溝 清 掃 車 1 台	
	作 業 車 1 台	作 業 車 1 台

- (2) 機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出

修正

報告から連絡へ

- しなければならない。
- 請負者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水管口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。
- (3) 請負者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を発見した場合には、直ちに監督職員に報告するものとする。
3. 側溝人力清掃（蓋なし）
- 請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。
4. 側溝人力清掃（蓋あり）
- (1) 請負者は、蓋を取り外し、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。
- (2) 請負者は、側溝清掃後、蓋の表裏を間違いないように布設し、がたつきがないようにしなければならない。
5. 素掘側溝人力清掃
- (1) 請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土するとともに、整形を行わなければならない。
- (2) 請負者は、側溝の排水勾配を考慮するとともに、深掘・浅掘のないようにしなければならない。
6. 法面側溝人力清掃
- 請負者は、切土法面・盛土法面の小段に設けられている排水溝について、人力（スコップ等）により排水溝内の土砂を排土して清掃しなければならない。また、排土された土砂を小段・法面に敷均し整形しなければならない。

特仕14-20-7 道路付属物清掃工

1. ガードレール機械清掃
- (1) 機械清掃作業は、ガードレール面上に付着している汚水・泥土・塵埃及び車両の排気ガスの煤煙等による汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、請負者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
- (2) 請負者は、ガードレール清掃車の作業速度については、汚れ等の清掃に適した速度を保つようにしなければならない。
- (3) 請負者は、ガードレール清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約30cmになった場合には、交換しなければならない。
- (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。
- (5) 請負者は、ガードレール等の防護柵の清掃中又は清掃後、支柱の支持状態及び各部材の固定状態等の異常を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。
2. 標識・照明・視線誘導標清掃
- (1) 道路標識・道路照明灯機械清掃
- ① 機械清掃作業は、リフト車を標識板・照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに附着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、請負者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
- ② 請負者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取付部のゆるみ及びピンの切損等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。
- (2) 視線誘導標人力清掃
- ① 人力清掃作業は、視線誘導標に付着している塵埃・車両の排気ガスの煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、請負者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
- ② 清掃は**設計図書**に示す場合を除き、反射体及び支柱について行わなければならない。

特仕14-20-8 構造物清掃工

1. トンネル機械清掃
- (1) 機械清掃パーティは、表15－5の構成を基本とする。

- しなければならない。
- 請負者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水管口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。
- (3) 請負者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を発見した場合には、直ちに監督職員に**報告**するものとする。
3. 側溝人力清掃（蓋なし）
- 請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。
4. 側溝人力清掃（蓋あり）
- (1) 請負者は、蓋を取り外し、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。
- (2) 請負者は、側溝清掃後、蓋の表裏を間違いないように布設し、がたつきがないようにしなければならない。
5. 素掘側溝人力清掃
- (1) 請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土するとともに、整形を行わなければならない。
- (2) 請負者は、側溝の排水勾配を考慮するとともに、深掘・浅掘のないようにしなければならない。
6. 法面側溝人力清掃
- 請負者は、切土法面・盛土法面の小段に設けられている排水溝について、人力（スコップ等）により排水溝内の土砂を排土して清掃しなければならない。また、排土された土砂を小段・法面に敷均し整形しなければならない。

特仕14-20-7 道路付属物清掃工

1. ガードレール機械清掃
- (1) 機械清掃作業は、ガードレール面上に付着している汚水・泥土・塵埃及び車両の排気ガスの煤煙等による汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、請負者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
- (2) 請負者は、ガードレール清掃車の作業速度については、汚れ等の清掃に適した速度を保つようにしなければならない。
- (3) 請負者は、ガードレール清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約30cmになった場合には、交換しなければならない。
- (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。
- (5) 請負者は、ガードレール等の防護柵の清掃中又は清掃後、支柱の支持状態及び各部材の固定状態等の異常を発見した場合には、すみやかに監督職員に**連絡**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。
2. 標識・照明・視線誘導標清掃
- (1) 道路標識・道路照明灯機械清掃
- ① 機械清掃作業は、リフト車を標識板・照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに附着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、請負者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
- ② 請負者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取付部のゆるみ及びピンの切損等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。
- (2) 視線誘導標人力清掃
- ① 人力清掃作業は、視線誘導標に付着している塵埃・車両の排気ガスの煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、請負者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
- ② 清掃は**設計図書**に示す場合を除き、反射体及び支柱について行わなければならない。

特仕14-20-8 構造物清掃工

1. トンネル機械清掃
- (1) 機械清掃パーティは、表15－5の構成を基本とする。

修正 報告から連絡へ

表15－5 機械清掃構成パーティ

区 分	ブ ラ シ 式
構 成	トンネル清掃車 1 台
	散 水 車 1 台

- (2) トンネル清掃作業はトンネル側壁部に付着している油埃・泥まつ等の汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、請負者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
- 請負者は、機械清掃に先立ち、トンネル清掃車の清掃進路を妨げる障害物を除去し、清掃を容易にできるようにしなければならない。
- (3) 請負者は、トンネル清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約25cmになった場合には、ブラシを交換しなければならない。
- (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。
- (5) 請負者は、トンネル清掃車で清掃が適切でない非常用施設・照明灯等の付近を、人力（雑巾・洗車ブラシ等）にて清掃しなければならない。
- (6) 請負者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・換気装置・非常用施設・照明灯等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するものとする。

第21節 植栽維持工

特仕14-21-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3 樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第22節 除 草 工

特仕14-22-1 一 般 事 項

1. 現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ**提出**し、出来高の**確認**を得るものとする。
2. 除草作業の種類は、人力除草、機械除草A及び機械除草Bとする。
3. 機械除草Aは、肩掛式草刈機により地上高さ5 cm程度に刈り取るもので、道路ののり面（1：2程度より急な所）並びに道路予定地の場所とする。
4. 機械除草Bは、ハンドガイド式草刈機により、地上高 5 cm程度に刈り取るもので、比較的平滑な広面（1：2程度以下の所）及び道路予定地の場所とする。

特仕14-22-2 道路除草工

1. 請負者は、除草に先だち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。
2. 請負者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面ではすみやかに片付けなければならない。
3. 請負者は、除草中又は跡片付け中にのり面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督職員に**報告**するものとする。

第24節 応急処理工

特仕14-24-2 応急処理作業工

1. 応急維持班の構成は表15－8 とする。

表15－8 応急維持班の構成

表15－5 機械清掃構成パーティ

区 分	ブ ラ シ 式
構 成	トンネル清掃車 1 台
	散 水 車 1 台

- (2) トンネル清掃作業はトンネル側壁部に付着している油埃・泥まつ等の汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、請負者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
- 請負者は、機械清掃に先立ち、トンネル清掃車の清掃進路を妨げる障害物を除去し、清掃を容易にできるようにしなければならない。
- (3) 請負者は、トンネル清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約25cmになった場合には、ブラシを交換しなければならない。
- (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。
- (5) 請負者は、トンネル清掃車で清掃が適切でない非常用施設・照明灯等の付近を、人力（雑巾・洗車ブラシ等）にて清掃しなければならない。
- (6) 請負者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・換気装置・非常用施設・照明灯等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するものとする。

第21節 植栽維持工

特仕14-21-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3 樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第22節 除 草 工

特仕14-22-1 一 般 事 項

1. 現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ**提出**し、出来高の**確認**を得るものとする。
2. 除草作業の種類は、人力除草、機械除草A及び機械除草Bとする。
3. 機械除草Aは、肩掛式草刈機により地上高さ5 cm程度に刈り取るもので、道路ののり面（1：2程度より急な所）並びに道路予定地の場所とする。
4. 機械除草Bは、ハンドガイド式草刈機により、地上高 5 cm程度に刈り取るもので、比較的平滑な広面（1：2程度以下の所）及び道路予定地の場所とする。

特仕14-22-2 道路除草工

1. 請負者は、除草に先だち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。
2. 請負者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面ではすみやかに片付けなければならない。
3. 請負者は、除草中又は跡片付け中にのり面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督職員に**報告**するものとする。

第24節 応急処理工

特仕14-24-2 応急処理作業工

1. 応急維持班の構成は表15－8 とする。

表15－8 応急維持班の構成

構成 区分	世話役	普通作業員	運転手	車 種	昼夜別	摘 要
応 急 維 持 A	－	2	1	作業車	昼 間	
〃 B	－	2	1	〃	夜 間	
〃 C	1	3	1	〃	昼 間	
〃 D	1	3	1	〃	夜 間	
〃 E	1	5	1	〃	昼 間	
〃 F	1	5	1	〃	夜 間	

- 2．災害・交通事故等による道路の損傷等に伴う通行規制・標識設置・仮の保安施設の応急的な処置及びその他の作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとし、監督職員の**指示**により実施しなければならない。
- 3．応急維持の作業時間は、昼間作業は6時から20時までとし、夜間作業は20時から翌日6時までとする。
- 4．請負者は、災害等による特別な場合には、複数班又は連続作業（交代制）を行わなければならない。

第 15 章 雪 寒

第3節 除 雪 工

特仕15-3-1 一般事項

1．雪寒機械乗務員の資格

（1）雪寒作業における乗務員の資格

- ① 請負者は、雪寒機械乗務員のうち1名は指定機関による「道路除雪講習会」の受講修了者としなければならない。
- ② 受講修了者は、他の雪寒機械乗務員に対して指導・教育を行い、雪寒機械操作の技術向上及び雪寒作業の安全性向上に努めるものとする。
- ③ 請負者は、受講修了者の受講修了証の写しを監督職員に**提出**するものとする。
- ④ 受講修了証の有効期限は5年とする。
- ⑤ 受注時に受講終了資格が無い場合は、契約後対象とする雪寒機械を使用する前までに受講の上、受講修了証の写しを監督職員に**提出**するものとする。

（2）対象とする雪寒機械

対象とする雪寒機械は、凍結防止剤散布車、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪ドーザ（スノーローダ）、小型除雪車とする。

特仕15-3-8 雪道巡回工

構成 区分	世話役	普通作業員	運転手	車 種	昼夜別	摘 要
応 急 維 持 A	－	2	1	作業車	昼 間	
〃 B	－	2	1	〃	夜 間	
〃 C	1	3	1	〃	昼 間	
〃 D	1	3	1	〃	夜 間	
〃 E	1	5	1	〃	昼 間	
〃 F	1	5	1	〃	夜 間	

- 2．災害・交通事故等による道路の損傷等に伴う通行規制・標識設置・仮の保安施設の応急的な処置及びその他の作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとし、監督職員の**指示**により実施しなければならない。
- 3．応急維持の作業時間は、昼間作業は6時から20時までとし、夜間作業は20時から翌日6時までとする。
- 4．請負者は、災害等による特別な場合には、複数班又は連続作業（交代制）を行わなければならない。

第 15 章 雪 寒

第3節 除 雪 工

特仕15-3-1 一般事項

1．雪寒機械乗務員の資格

（1）雪寒作業における乗務員の資格

- ① 請負者は、雪寒機械乗務員のうち1名は指定機関による「道路除雪講習会」の受講修了者としなければならない。
- ② 受講修了者は、他の雪寒機械乗務員に対して指導・教育を行い、雪寒機械操作の技術向上及び雪寒作業の安全性向上に努めるものとする。
- ③ 請負者は、受講修了者の受講修了証の写しを監督職員に**提出**するものとする。
- ④ 受講修了証の有効期限は5年とする。
- ⑤ 受注時に受講終了資格が無い場合は、契約後対象とする雪寒機械を使用する前までに受講の上、受講修了証の写しを監督職員に**提出**するものとする。

（2）対象とする雪寒機械

対象とする雪寒機械は、凍結防止剤散布車、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪ドーザ（スノーローダ）、小型除雪車とする。

- 2．請負者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の**指示**によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に**報告**しなければならない。
- 雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に**連絡**しなければならない。
- 3．請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に**連絡**するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に**提出**しなければならない。

特仕15-3-8 雪道巡回工

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

- (3) 支道摺付・路肩摺付
支道摺付は、本線舗装と平行して行うものとし、本線舗装と支道の段差をつけないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合の摺付勾配は1：10程度とし適切な保安施設を設置しなければならない。
2. 請負者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。

第6節 排水構造物工

- 特仕16-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第7節 縁石工

- 特仕16-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第8節 防護柵工

- 特仕16-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第9節 標識工

- 特仕16-9-1 一般事項
請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1 の規定によるものとする。

第12節 道路付属施設工

- 特仕16-12-3 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第14節 擁壁工

- 特仕16-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第15節 石・ブロック積（張）工

- 特仕16-15-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第16節 カルバート工

- 特仕16-16-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

- (3) 支道摺付・路肩摺付
支道摺付は、本線舗装と平行して行うものとし、本線舗装と支道の段差をつけないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合の摺付勾配は1：10程度とし適切な保安施設を設置しなければならない。
2. 請負者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。

第6節 排水構造物工

- 特仕16-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第7節 縁石工

- 特仕16-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第8節 防護柵工

- 特仕16-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第9節 標識工

- 特仕16-9-1 一般事項
請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1 の規定によるものとする。

第12節 道路付属施設工

- 特仕16-12-3 境界工
境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。

第14節 擁壁工

- 特仕16-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第15節 石・ブロック積（張）工

- 特仕16-15-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第16節 カルバート工

- 特仕16-16-3 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第17節 法 面 工

特仕16-17-2 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。

特仕17-15-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。

特仕17-15-4 法 枠 工

法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。

第18節 落石雪害防止工

特仕16-18-2 材 料

請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料は、「特仕」第10編特仕1-11-2 材料の規定によるものとする。

特仕16-18-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第19節 橋梁床版工

特仕16-19-3 床版補強工（鋼板接着工法）

床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。

特仕16-19-4 床版補強工（増桁架設工法）

床版補強工（増桁架設工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。

特仕16-19-5 床版増厚補強工

床版増厚補強工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-5床版増厚補強工の規定によるものとする。

特仕16-19-6 床版取替工

床版取替工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-6床版取替工の規定によるものとする。

第24節 橋脚巻立て工

特仕16-24-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕16-24-4 R C橋脚鋼板巻立て工

1. 無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表17－2， 3、シールおよびパテ用エポキシ樹脂については、「特仕」第 2 編2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表 2－18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を 1 ロット毎に提出するものとする。

表17－2 無収縮モルタル（プレミックスタイプ）の試験項目と規格

項目	規格値	備考
----	-----	----

第17節 法 面 工

特仕16-17-2 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。

特仕17-15-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。

特仕17-15-4 法 枠 工

法枠工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。

第18節 落石雪害防止工

特仕16-18-2 材 料

請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料は、「特仕」第10編特仕1-11-2 材料の規定によるものとする。

特仕16-18-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第19節 橋梁床版工

特仕16-19-3 床版補強工（鋼板接着工法）

床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。

特仕16-19-4 床版補強工（増桁架設工法）

床版補強工（増桁架設工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。

特仕16-19-5 床版増厚補強工

床版増厚補強工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-5床版増厚補強工の規定によるものとする。

特仕16-19-6 床版取替工

床版取替工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-6床版取替工の規定によるものとする。

第24節 橋脚巻立て工

特仕16-24-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第 3 編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕16-24-4 R C橋脚鋼板巻立て工

1. 無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表17－2， 3、シールおよびパテ用エポキシ樹脂については、「特仕」第 2 編2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表 2－18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を 1 ロット毎に提出するものとする。

表17－2 無収縮モルタル（プレミックスタイプ）の試験項目と規格

項目	規格値	備考
----	-----	----

コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J ₁₄ ロート試験
ブリージング	練り混ぜ2時間後でブリージ ングがないものとする。	JIS A 1123
凝結時間	始発：1時間以上 (500psi) 終結：10時間以内 (4000psi)	ASTM C 403 米国工兵隊規格
膨張収縮率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充 てんモルタルの施工要領」※
圧縮強度	材令3日：25N/mm ² 以上 材令28日：44N/mm ² 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm×高さ10cm

※「土木学会」膨張コンクリート設計施工指針付録書

表17－3 定着アンカー注入用エポキシ系樹脂の試験項目と規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値
比 重	JIS K 7112	20℃ 7日間	――	1.2±0.2
可 使 時 間	温度上昇法	20℃	分	30 以上
粘 度	JIS K 6833	〃	mPa・s	5,000 以下
圧縮降伏強度	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm ²	50 以上
曲 げ 強 度	JIS K 7203	〃	〃	40 〃
引 張 強 度	JIS K 7113	〃	〃	20 〃
圧縮弾性係数	JIS K 7208	〃	〃	(1.0～8.0)10 ³ 以上
引張せん断強度	JIS K 6850	〃	〃	10 以上
衝 撃 強 度	JIS K 7111	〃	KJ/m ²	3.0 〃
硬 度	JIS K 7215	〃	HDD	80 〃

- 塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC－5系を基本とするものとする。
- 塗料の色調は淡彩色とする。なお、色彩の決定にあたっては、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
- 根巻きコンクリートおよび中詰コンクリートに使用するシーリング材は、原則としてシリコーン系の2成分形シーリング材を使用し、表17－4の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を監督職員に**提出するものとする。**

表17－4 シーリング材の試験項目と規格

項 目		単位	規 格	摘 要
硬 化 前	押 出 し 性 可 使 時 間 タックフリー	秒 時 間 〃	3～8 1～5 1～12	JIS A 5758 〃 〃
硬 化 後	比 重 50%引張応力 最大引張応力 伸 び 加 熱 減 量	―― N/cm2 〃 % 〃	1.30±0.10 5～20 30～150 600～1200 1～3	JIS K 7112（硬化物） JIS A 5758 〃 〃 〃

コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J ₁₄ ロート試験
ブリージング	練り混ぜ2時間後でブリージ ングがないものとする。	JIS A 1123
凝結時間	始発：1時間以上 (500psi) 終結：10時間以内 (4000psi)	ASTM C 403 米国工兵隊規格
膨張収縮率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充 てんモルタルの施工要領」※
圧縮強度	材令3日：25N/mm ² 以上 材令28日：44N/mm ² 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm×高さ10cm

※「土木学会」膨張コンクリート設計施工指針付録書

表17－3 定着アンカー注入用エポキシ系樹脂の試験項目と規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値
比 重	JIS K 7112	20℃ 7日間	――	1.2±0.2
可 使 時 間	温度上昇法	20℃	分	30 以上
粘 度	JIS K 6833	〃	mPa・s	5,000 以下
圧縮降伏強度	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm ²	50 以上
曲 げ 強 度	JIS K 7203	〃	〃	40 〃
引 張 強 度	JIS K 7113	〃	〃	20 〃
圧縮弾性係数	JIS K 7208	〃	〃	(1.0～8.0)10 ³ 以上
引張せん断強度	JIS K 6850	〃	〃	10 以上
衝 撃 強 度	JIS K 7111	〃	KJ/m ²	3.0 〃
硬 度	JIS K 7215	〃	HDD	80 〃

- 塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC－5系を基本とするものとする。
- 塗料の色調は淡彩色とする。なお、色彩の決定にあたっては、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**
- 根巻きコンクリートおよび中詰コンクリートに使用するシーリング材は、原則としてシリコーン系の2成分形シーリング材を使用し、表17－4の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を監督職員に**提出するものとする。**

表17－4 シーリング材の試験項目と規格

項 目		単位	規 格	摘 要
硬 化 前	押 出 し 性 可 使 時 間 タックフリー	秒 時 間 〃	3～8 1～5 1～12	JIS A 5758 〃 〃
硬 化 後	比 重 50%引張応力 最大引張応力 伸 び 加 熱 減 量	―― N/cm2 〃 % 〃	1.30±0.10 5～20 30～150 600～1200 1～3	JIS K 7112（硬化物） JIS A 5758 〃 〃 〃

耐 久 性 区 分	——	10030(9030)	JIS A 5758
硬 さ	——	10～20	JIS K 6301

5．請負者は、無収縮モルタルの現場管理項目と試験頻度は、表17－5によるものとし、規格値と比較してその性能に問題のないことを確認するものとする。

表17－5 無収縮モルタルの現場管理試験

項目	試験頻度
コンシステンシー （流下時間）	1日に2回（午前、午後各1回） 圧縮強度試験用供試体作成時
練り上がり温度	
膨張収縮率	無収縮モルタル充填開始前に1回 （3個／回）
圧縮強度	1m ³ に1回または1日に1回 材令 3日：3個／回 材令28日：3個／回

- 6．請負者は、定着アンカーの注入用エポキシ系樹脂の現場管理は、以下の試験項目、検査頻度により行わなければならない。
- （1）施工中、1日1回、樹脂を紙コップに採取して、その硬化状態を観察するものとする。
- （2）上記にて硬化状態を確認するほかに、施工中1月1回、現場採取した供試体で下記の試験を行い、規格値と比較してその性能に問題のないことを確認するものとする。

試験項目：比重（硬化物）、圧縮降伏強度、曲げ強度、引張強度、圧縮弾性係数

なお、シール用エポキシ系樹脂については、注入用エポキシ系樹脂を注入する時に硬化を確認できるので省略してよい。

第25節 現場塗装工

特仕16-25-2 材 料

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。

第26節 トンネル工

特仕16-26-2 材 料

内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、「特仕」第2編材料の規定によるものとする。

耐 久 性 区 分	——	10030(9030)	JIS A 5758
硬 さ	——	10～20	JIS K 6301

5．請負者は、無収縮モルタルの現場管理項目と試験頻度は、表17－5によるものとし、規格値と比較してその性能に問題のないことを確認するものとする。

表17－5 無収縮モルタルの現場管理試験

項目	試験頻度
コンシステンシー （流下時間）	1日に2回（午前、午後各1回） 圧縮強度試験用供試体作成時
練り上がり温度	
膨張収縮率	無収縮モルタル充填開始前に1回 （3個／回）
圧縮強度	1m ³ に1回または1日に1回 材令 3日：3個／回 材令28日：3個／回

- 6．請負者は、定着アンカーの注入用エポキシ系樹脂の現場管理は、以下の試験項目、検査頻度により行わなければならない。
- （1）施工中、1日1回、樹脂を紙コップに採取して、その硬化状態を観察するものとする。
- （2）上記にて硬化状態を確認するほかに、施工中1月1回、現場採取した供試体で下記の試験を行い、規格値と比較してその性能に問題のないことを確認するものとする。

試験項目：比重（硬化物）、圧縮降伏強度、曲げ強度、引張強度、圧縮弾性係数

なお、シール用エポキシ系樹脂については、注入用エポキシ系樹脂を注入する時に硬化を確認できるので省略してよい。

第25節 現場塗装工

特仕16-25-2 材 料

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。

第26節 トンネル工

特仕16-26-2 材 料

内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、「特仕」第2編材料の規定によるものとする。